新版　建設業安全衛生推進者の手引
初任時教育テキスト

No.136101

＜新旧対照表＞　第３版　令和６年12月26日

【補足事項】**※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。**
※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101	（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101
［用語の統一］	
元請業者、元方事業者	元請
協力業者	協力会社
現場所長	作業所長
職長等監督者、職長等安全衛生責任者や職長	職長・安全衛生責任者
リスクアセスメント	リスクアセスメント（RA）
ヒヤリ・ハット	ヒヤリハット
危険有害性、危険・有害性、危険性及び有害性、危険性又は有害性	危険性又は有害性
建設現場、作業所（現場）、建設作業所、工事現場、現場	作業所
労働者	作業者

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内　容	頁	箇所	内　容
はじめに	上から３行目	一方、近年、<u>建設現場</u>における施工技術は高度化し、機械化され、より複雑な作業形態となってきており、また、安全衛生水準が向上し無災害で完工を迎えることが多くなったため、災害ゼロという結果に満足してしまい、潜在する危険有害要因が見過ごされるという問題が生じています。 （下線部を修正）	はじめに	上から３行目	一方、近年、<u>建設業</u>における施工技術は高度化し、機械化され、より複雑な作業形態となってきており、また、安全衛生水準が向上し無災害で完工を迎えることが多くなったため、災害ゼロという結果に満足してしまい、潜在する危険有害要因が見過ごされるという問題が生じています。
目次２頁目	下から12行目	２．<u>安衛法の構成</u> （下線部を修正）	目次２頁目	下から12行目	２．<u>労働安全衛生法の構成</u>
目次後１頁目	ページ下部	（右記の文章を追加）	目次後１頁目	ページ下部	平成30年６月に労働安全衛生法施行令が一部改正され、胴ベルト型（U字つりを除く。）安全帯及びフルハーネス型安全帯を指す用語として、「安全帯」が「墜落制止用器具」に改められた。 ただし、本書では建設現場における指差し呼称等の安全活動において、「安全帯」という呼称が定着していることから、「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記している。
1	上から４行目	<u>建設現場において作業者を直接雇用している事業者は、</u>本来、<u>元請業者・協力業者</u>を問わず、それぞれ自社の作業者の労働災害防止のために、機械・設備、作業環境、作業方法、健康保持などについて適正に管理する義務を負っています。 （下線部を修正）	1	上から４行目	<u>事業者は、</u>本来、<u>元請・協力会社</u>を問わず、それぞれ自社の作業者の労働災害防止のために、機械・設備、作業環境、作業方法、健康保持などについて適正に管理する義務を負っています。

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
5	下から 11行目	（右記の文章を追加）	5	下から 11行目	⑽　安全衛生推進者と保護具着用管理責任者の選任に関すること。 　リスクアセスメントに基づく措置として作業者に保護具を使用させる作業所では、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者から、保護具着用管理責任者を選任し、有効な保護具の選択、作業者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務を行わせなければなりません。(安全衛生推進者なども含まれるが、保護具着用管理責任者教育を受講することが望ましい。)
9	下から 17行目	しかし、実際には、健康診断については健康診断機関、健康の保持増進のための措置については健康保持増進のサービスを提供する機関である外部専門機関（労働者健康保持増進サービス機関）の指導を受け実施することとなることが多いので、普段からこれらの機関との連絡を密にし、以下に示す諸点に留意しつつ、今まで述べた二つの措置が円滑に行われるように努めることも安全衛生推進者の重要な職務の一つです。	9		（左記を削除）
9	下から 10行目	ストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して字らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものも低減させるものであり、さらにその中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取り組みです。(平成27年12月1日施行) （下線部を削除）	9	下から 15行目	ストレスチェック制度は、定期的に作業者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものも低減させるものであり、さらにその中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に発見し、医師による面接指導につなげることで、作業者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取り組みです。
10	上から 9行目	（カ）　貧血検査（血色素量、赤血球数） （下線部を修正）	10	上から 4行目	（カ）　血色素量及び赤血球数の検査

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
11	上から 12行目	建設業において特殊健康診断を実施すべき業務の主要なものは、次のとおりです。 （下線部を修正）	11	上から 7行目	建設業において特殊健康診断を実施すべき有害とされる業務の主要なものは、次のとおりです。
11	上から 16行目	（エ） 有機溶剤業務（塗装、防水作業者等） （下線部を修正）	11	上から 11行目	（エ） 有機溶剤業務（塗装、防水作業従事者等）
11	上から 18行目	（カ） じん肺をり患するおそれのある粉じん作業（ずい道等掘削作業者等） なお、次の作業に従事する者に対しては、特別の検査項目による特殊健康診断を実施するよう厚生労働省で指導をしています。 （下線部を修正）	11	上から 13行目	（カ） 四アルキル鉛等業務従事者 なお、次の作業に従事する者に対しては、特別の検査項目による特定業務従事者の健康診断を実施するよう厚生労働省で指導をしています。
11	上から 21行目	（ア） 強烈な騒音を発する場所における作業	11	上から 16行目	（ア） 強烈な騒音を発する場所における作業（騒音健康診断） （下線部を追加）
11	上から 22行目	（イ） さく岩機、チッピングハンマー等振動工具を取扱う作業	11	上から 17行目	（イ） さく岩機、チッピングハンマー等振動工具を取扱う作業（振動健康診断） （下線部を追加）
11	上から 23行目	（ウ） 重量物を取扱う作業 （下線部を修正）	11	上から 18行目	（ウ） じん肺にり患するおそれのある粉じん作業（じん肺健康診断）
14	上から 10行目	このため厚生労働大臣は、その適切かつ有効な実施を図るための指針を公表（安衛法第71条の3）し、国は金融上の措置、技術上の助言、資料の提供その他の必要な援助に努めることとなっています（安衛法第71条の4）。 （下線部を修正）	14	上から 5行目	このため厚生労働大臣は、その適切かつ有効な実施を図るための措置に関する指針を公表（安衛法第71条の3）し、国は金融上の措置、技術上の助言、資料の提供その他の必要な援助に努めることとなっています（安衛法第71条の4）。
19	b 転倒	（赤枠を修正） b 転倒 機械・設備の改善 1 昇降設備 ① 昇降通路のこう配を緩くする ② 昇降通路の中間に踊り場を設ける ③ 昇降階段には滑り止めを設け、手すりに中さんを入れる 2 作業床等 ① 作業床の整備 （滑り止めを設ける） （水、油類の飛散防止） （通路の整備） ② 作業床面の凹凸の除去 （段差をなくす） （作業場所の整地） 3 照明設備 ① 通路、作業場所の照明を明るくする ② 型枠裏面の照明を明るくする 4 運搬機械 運搬台車の使用 5 仮設資材 足場板を滑りにくいものに変える （合板から$\boxed{\text{アルミ合金}}$へ） 作業方法の改善 1 重量物等の運搬 ① 根切り作業ではベルトコンベア等の活用により人力作業を低減する ② 鉄筋等の長尺物の運搬は２人で行う ③ 電線等の運搬は台車を使用する	19	b 転倒	b 転倒 機械・設備の改善 1 昇降設備 ① 昇降通路のこう配を緩くする ② 昇降通路の中間に踊り場を設ける ③ 昇降階段には滑り止めを設け、手すりに中さんを入れる 2 作業床等 ① 作業床の整備 （滑り止めを設ける） （水、油類の飛散防止） （通路の整備） ② 作業床面の凹凸の除去 （段差をなくす） （作業場所の整地） 3 照明設備 ① 通路、作業場所の照明を明るくする ② 型枠裏面の照明を明るくする 4 運搬機械 運搬台車の使用 5 仮設資材 足場板を滑りにくいものに変える （合板から$\boxed{\text{アルミ製}}$へ） 作業方法の改善 1 重量物等の運搬 ① 根切り作業ではベルトコンベア等の活用により人力作業を低減する ② 鉄筋等の長尺物の運搬は２人で行う ③ 電線等の運搬は台車を使用する

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
21	上から 6 行目	平成18年4月から施行された安衛法第28条の2によって、建設業においては、危険性又は有害性等の調査を実施して、その結果に基づいて必要な措置を実施することが努力義務となりました。同時に厚生労働省から、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が示されたところです。この「危険性又は有害性等の調査」とは、これまでも実施されてきている「リスクアセスメント」のことであり、本章では主として「リスクアセスメント」という用語を使用しています。 （下線部を修正）	21	上から 6 行目	平成18年4月から施行された安衛法第28条の2によって、建設業においては、危険性又は有害性等を調査して、その結果に基づいて、必要な措置を講ずることが努力義務となりました。同時に厚生労働省から、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が示されたところです。この「危険性又は有害性等の調査」とは、これまでも実施されてきている「リスクアセスメント」のことであり、本章では主として「リスクアセスメント」という用語を使用しています。
22	上から 5 行目	建設業においては、これまでも国の指針に基づきリスクアセスメントが行われてきましたが、建設業の特徴から、一部には国の指針の解釈を十分に理解していないケースなどで不統一な面もみられ、また、事業者が様々な工夫をしながら開発してきたことにより、各社各様のリスクアセスメントが行われている状況にあります。このため、建設業の特徴を踏まえ、リスクアセスメントをより効果的かつ効率的に行えるよう、統一的な手法が示されました。 （下線部を削除）	22	上から 4 行目	建設業においては、これまでも国の指針に基づきリスクアセスメントが行われてきましたが、建設業の特徴を踏まえ、リスクアセスメントをより効果的かつ効率的に行えるよう、統一的な手法が示されました。
23	建設業の特徴	（赤枠を修正） 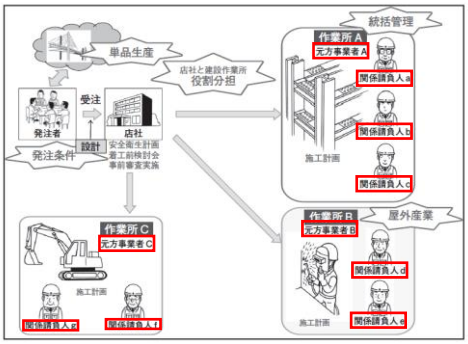 建設業の特徴	23	建設業の特徴	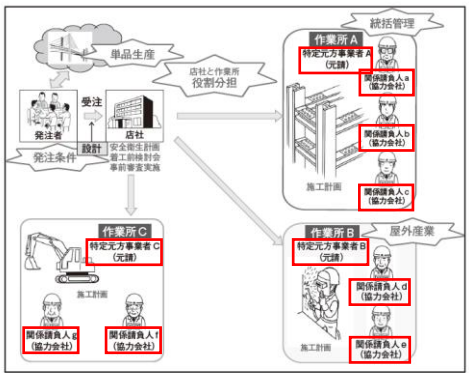 建設業の特徴
23	上から 4 行目	⑴　元方事業者による統括管理が行われていること （下線部を修正）	23	上から 2 行目	⑴　元方事業者（元請）による統括管理が行われていること

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
23	上から 5行目	建設作業所（現場）においては、元方事業者と複数の関係請負人が同一の場所で混在して作業を行うことが一般的であるため、個々の事業者が行う安全衛生管理に加え、元方事業者による統括管理が行われています。国の指針は「事業者」が行うものとして規定されており、建設作業所（現場）にいるすべての事業者においてリスクアセスメントの実施が必要です。 （下線部を修正）	23	上から 3行目	作業所においては、元方事業者（元請）と複数の関係請負人（協力会社）が同一の場所で混在して作業を行うことが一般的であるため、個々の事業者が行う安全衛生管理に加え、元請（建設業の場合は「特定元方事業者」という）業者による統括管理が行われています。国の指針は「事業者」が行うものとして規定されており、作業所にいるすべての事業者においてリスクアセスメントの実施が必要です。
23	下から 1行目	建設作業所（現場）は屋外で行われることが多く、工事は気象、地形、地質等の自然環境に左右されるので、リスクアセスメントの実施においては、これを考慮する必要があります。 （下線部を修正）	23	下から 2行目	作業は屋外で行われることが多く、工事は気象、地形、地質等の自然環境に左右されるので、リスクアセスメントの実施においては、これを考慮する必要があります。
25	店社及び作業所の安全衛生計画等の位置づけ	（右記に差し替え） 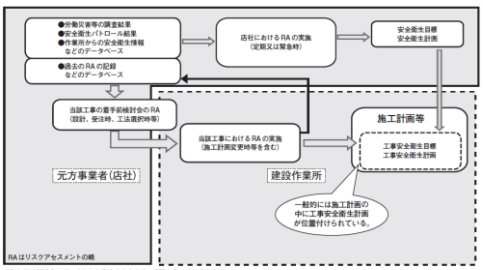 店社及び作業所の安全衛生計画等の位置づけ	25	店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図	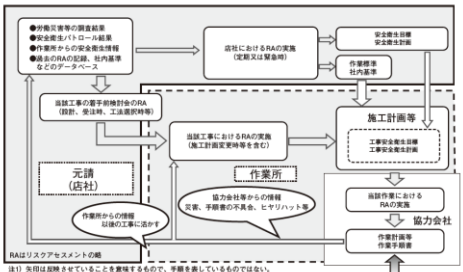 店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図
26	工事ごとに行うリスクアセスメント実施時期	（赤枠を修正） 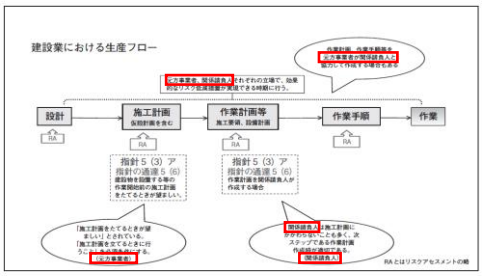 工事ごとに行うリスクアセスメント実施時期	26	工事ごとに行うリスクアセスメント実施時期	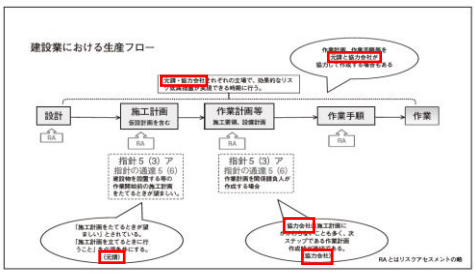 工事ごとに行うリスクアセスメント実施時期
27	工事ごとに行うリスクアセスメントの位置付け	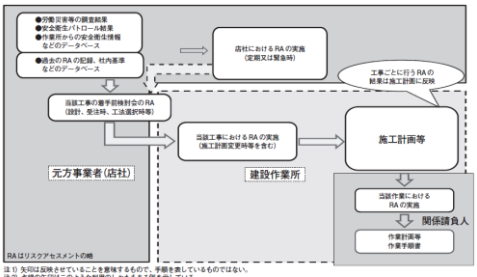 工事ごとに行うリスクアセスメントの位置付け	27		（左記を削除）

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
27	上から 8行目	店社が定期的に行うリスクアセスメントについては、工事が特定されていないため、具体的な工種や作業の洗い出しが難しく、かつ危険性又は有害性の特定やリスクの定義を国の指針に適合させることに工夫を要することになります。これらの問題を解決するためには、店社において災害統計や災害事例等の安全衛生情報をデータベース化しておくことが必要となります。データベースを構築するためには、災害速報や災害の原因調査報告等の様式のみならず、危険性又は有害性の特定、リスクの見積り方法等、店社において統一しておくことが必要です。店社を複数有している大手の総合工事業者の場合は全社で統一するとさらに精度のよいデータベースが構築されます。 （下線部を修正）	27	上から 8行目	店者が定期的に行うリスクアセスメントについては、工事が特定されていないため、具体的な攻守や作業の新井出しが難しく、かつ危険性又は有害性の特定やリスクの定義を国の指針に適合させることに工夫を要することになります。これらの問題を解決するためには、店社において災害統計や災害事例等の安全衛生情報をデータベース化しておくことが必要となります。データベースを構築するためには、災害速報や災害の原因調査報告等の様式のみならず、危険性又は有害性の特定、リスクの見積り方法等、店社において統一しておくことが必要です。店社（支店等）を複数有している大手の総合工事業者の場合は全社で統一するとさらに精度のよいデータベースが構築されます。
28	店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図	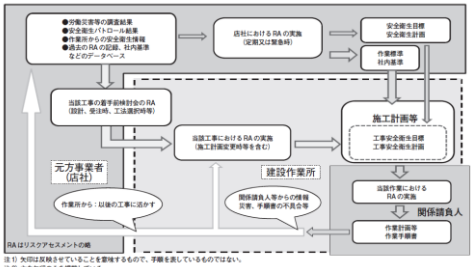 店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図	27		（左記を削除）
32	下から 4行目	③　安全衛生委員会等の活用を通じ、労働者、建設作業所を含めて調査審議することが望ましい。 （下線部を削除）	31	下から 4行目	③　安全衛生委員会等の活用を通じ、労働者を含めて調査審議することが望ましい。
47	上から 2行目	平成26年6月に労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質について、業種、事業場規模にかかわらず、その対象となる化学物質の取扱いを行う際は、リスクアセスメントを実施することが義務づけられました（平成28年6月1日施行）。 （下線部を修正、削除）	46	上から 2行目	令和4年5月の省令改正により、自律的な化学物質管理の導入に伴い、一定の危険性又は有害性のある化学物質について、業種、事業場規模にかかわらず、その対象となる化学物質の取扱いを行う際は、リスクアセスメントを実施することが義務づけられました。
47	上から 8行目	使用する材料が対象となる化学物を含有しているかどうかは、化学物質の容器等に次表の絵表示の有無で判断します。 （下線部を修正）	46	上から 8行目	使用する材料が対象となる化学物を含有しているかどうかは、化学物質の容器やSDS（安全データシート）等に次表の絵表示の有無で判断します。

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
47	上から 10行目	※ 具体的な化学物質のリストは、「職場のあんぜんサイト」掲載の一覧表を確認してください。 （http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html） （下線部を修正）	46	上から 10行目	※ 具体的な化学物質のリストは、「職場のあんぜんサイト」掲載の一覧表を確認してください。 （https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html）
47	下から 10行目	絵表示のある塗装、防水、溶接等の作業においては、災害を未然に防ぐため、化学物質のばく露による健康への影響や火災等による危険について、リスク要因の洗い出しとリスク低減措置の適否を検討しなければなりません。 （下線部を修正）	46	下から 8行目	絵表示のある塗装、防水、溶接等の作業においては、災害を未然に防ぐため、化学物質のばく露による健康有害性や火災・爆発等による危険性について、リスク要因の洗い出しとリスク低減措置の適否を検討しなければなりません。
47	下から 2行目	リスクアセスメントの実施については、建設業労働災害防止協会の「建設業における化学物質取扱い作業のリスクアセスメントについて」（ホームページに掲載）を参考にすることができます。	46		（左記を削除）
48	図２－１	（赤枠を修正） 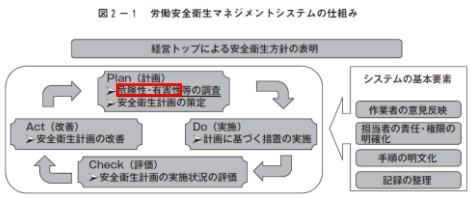 	47	図２－１	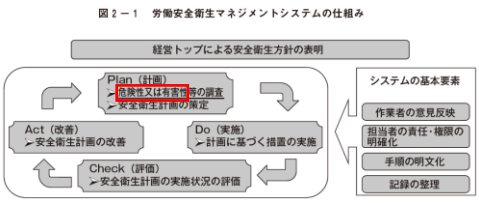
50	上から 7行目	⑽ 労働安全マネジメントシステムの見直し （下線部を修正）	49	上から 7行目	⑽ 労働安全衛生マネジメントシステムの見直し
53	図３－１	（赤枠を修正） 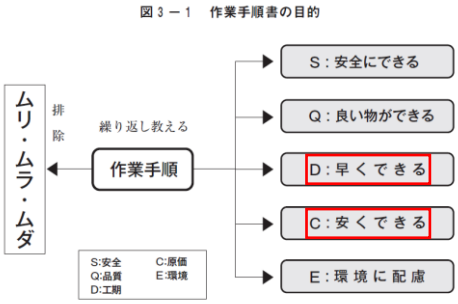 	52	図３－１	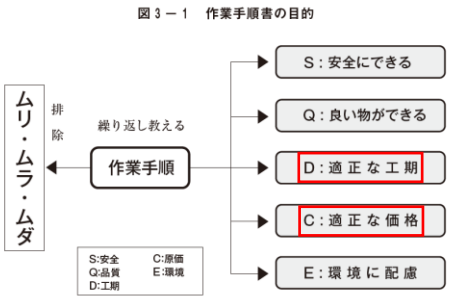

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
58	①屋内照明の取付け作業	（赤枠を修正） ❶ 屋内照明の取付け作業 ❶ ❷ ❸ ❹ ❺ 作業区分 / No. / 作業の手順（主なステップ） / 作業の急所（安全・成否・やりやすく） / 危険性又は有害性（予測される危険） 準備作業 / 1 / 整理整頓する。 / 1．作業場所を 2．資材運搬経路を / ・散乱した材料等につまずいて転倒する。 本作業 / 2 / 脚立を運搬する。 / 1．1脚ずつ 2．重心をかつぎ / ・運搬方法が悪く、先方が見えず、つまずいて転倒する。 ・コーナー、扉等を確認せず、指を壁と資材に挟まれケガをする。 3 / 脚立を設置する。 / 1．3脚を等間隔に 2．床の水平を保ち / ・凹凸場所に設置し、足場が傾き、バランスを崩して墜落する。 4 / 脚立に足場板を載せる。 / 1．三点支持とし、ゴムバンドで緊結し 2．はね出し長さは10～20cm以下で / ・二点支持で使用し、重量で足場板が折れて墜落する。 5 / 天井に開口する。 / 1．墨出しに合わせて 2．保護メガネ、防じんマスク等を使用して 3．ディスクサンダーで / ・上向き作業で無理な姿勢となり、足を踏み外して墜落する。 ・ディスクサンダーの切り粉が目に入る。 ・ディスクサンダーのコードの破損による漏電で感電する。 6 / 照明器具を取付ける。 / 1．二人で声を掛け合い 2．落ときぬようにはめ込み、ボルトで留め 3．向きを見て / ・照明器具を受け取るとき、息が合わずバランスを崩し、踏み外して墜落する。 ・二人の息が合わず、器具を落としてケガをする。	57	①屋内照明の取付け作業	❶ 屋内照明の取付け作業 ❶ ❷ ❸ ❹ ❺ 作業区分 / No. / 作業の手順（主なステップ） / 作業の急所（安全・成否・やりやすく） / 危険性又は有害性（予測される危険） 準備作業 / 1 / 整理整頓する。 / 1．作業場所を 2．資材運搬経路を / ・散乱した材料等につまずいて転倒する。 本作業 / 2 / 脚立を運搬する。 / 1．1脚ずつ 2．重心をかつぎ / ・コーナー、扉等を確認せず、指を壁と資材に挟まれケガをする。 3 / 脚立を設置する。 / 1．3脚を等間隔に 2．床の水平を保ち / ・凹凸場所に設置し、足場が傾き、バランスを崩して墜落する。 4 / 脚立に足場板を載せる。 / 1．三点支持とし、ゴムバンドで緊結し 2．はね出し長さは10～20cm以下で / ・二点支持で使用し、重量で足場板が折れて墜落する。 5 / 天井に開口する。 / 1．墨出しに合わせて 2．保護メガネ、防じんマスク等を使用して 3．ディスクサンダーで / ・上向き作業で無理な姿勢となり、足を踏み外して墜落する。 ・ディスクサンダーの切り粉が目に入る。 ・ディスクサンダーのコードの破損による漏電で感電する。 6 / 照明器具を取付ける。 / 1．二人で声を掛け合い 2．落ときぬようにはめ込み、ボルトで留め 3．向きを見て / ・照明器具を受け取るとき、息が合わずバランスを崩し、踏み外して墜落する。
59	①屋内照明の取付け作業	（赤枠を修正） ❶ ❷ ❸ 可能性の度合 / 重篤度 / 見積り / 優先度 / 危険性又は有害性の低減措置 / 実施者（誰が） 2 / 2 / 4 / 3 / ・作業開始前に運搬道路の整理整頓の状況を点検する。 / 作業員 2 / 1 / 3 / 2 / ・脚立は1脚ずつ重心を持って、コーナー、扉をよく見て運搬する。 / 作業員 2 / 2 / 4 / 3 / ・脚立はバランスよく、水平に設置する。 / 作業員 2 / 2 / 4 / 3 / ・脚立は三点支持とし、ゴムバンドで緊結し使用する。 / 作業員 2 / 3 / 5 / 4 / ・足場板中央部で、足元をよく確認し、墨出しに合わせて作業する。 / 作業員 1 / 2 / 3 / 2 / ・保護メガネ、防じんマスク、皮手袋等の保護具を着用し作業する。 / 作業員 2 / 3 / 5 / 4 / ・漏電遮断器、3芯キャブタイヤか、二重絶縁の電動工具を使用する。 / 作業員 2 / 3 / 5 / 4 / ・照明器具の取付け作業は、足元をよく確認して、二人で声を掛け合い作業する。 / 作業員	58	①屋内照明の取付け作業	❶ ❷ ❸ 可能性の度合 / 重篤度 / 見積り / 優先度 / 危険性又は有害性の低減措置 / 実施者（誰が） 2 / 2 / 4 / 3 / ・作業開始前に運搬道路の整理整頓の状況を点検する。 / 作業者 2 / 1 / 3 / 2 / ・脚立は1脚ずつ重心を持って、コーナー、扉をよく見て運搬する。 / 作業者 2 / 2 / 4 / 3 / ・脚立はバランスよく、水平に設置する。 / 作業者 2 / 2 / 4 / 3 / ・脚立は三点支持とし、ゴムバンドで緊結し使用する。 / 作業者 2 / 3 / 5 / 4 / ・足場板中央部で、足元をよく確認し、墨出しに合わせて作業する。 / 作業者 1 / 2 / 3 / 2 / ・保護メガネ、防じんマスク、皮手袋等の保護具を着用し作業する。 / 作業者 2 / 3 / 5 / 4 / ・漏電遮断器、3芯キャブタイヤか、二重絶縁の電動工具を使用する。 / 作業者 2 / 3 / 5 / 4 / ・照明器具の取付け作業は、足元をよく確認して、二人で声を掛け合い作業する。 / 作業者
61	上から4行目	作業者の適正配置とは、施工工程において「安全に、早く、安く、でき栄えよく」作り上げるため、作業内容に適合する作業者を配置することです。	60	上から4行目	（左記を削除）
61	上から6行目	これまで、建設業における適正配置といえば、「法定資格の有無」を最優先に検討しましたが、本来の適正配置とは、作業内容に適合する知識・技能・態度等を有する作業者を配置し、<u>安全で早く、安く、でき栄え良く</u>作業をすることです。 （下線部を修正）	60	上から4行目	これまで、建設業における適正配置といえば、「法定資格の有無」を最優先に検討しましたが、本来の適正配置とは、作業内容に適合する知識・技能・態度等を有する作業者を配置し、<u>「安全に、適正な工期、適正な価格、でき栄え良く」</u>作業をすることです。
61	下から6行目	そこで、建設作業者の雇用に<u>あたっては、現場が要求する</u>技能・経験・資格及び工期等を把握し、<u>計画的に募集し</u>適切な作業者の配置を事前に検討することが必要となります。 （下線部を修正、削除）	60	下から6行目	そこで、作業者の雇用に<u>あたっては、要求される</u>技能・経験・資格及び工期等を把握し、適切な作業者の配置を事前に検討することが必要となります。

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
66	表３－４	（右記に差し替え） 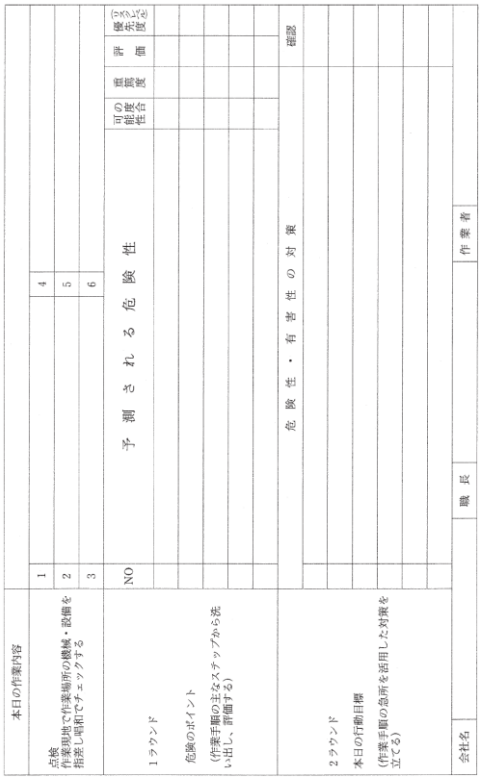 本日の作業内容 点検 作業現地で作業場所の機械・設備を指差し唱和でチェックする 1 2 3 4 5 6 NO 予測される危険性 可の組合せ 重篤度 評価 優先度（できるだけ低く） 1ラウンド 危険のポイント （作業手順の主なステップから洗い出し、評価する） 危険性・有害性の対策 確認 2ラウンド 本日の行動目標 （作業手順の急所を活用した対策を立てる） 会社名 職長 作業者	65	表３－４	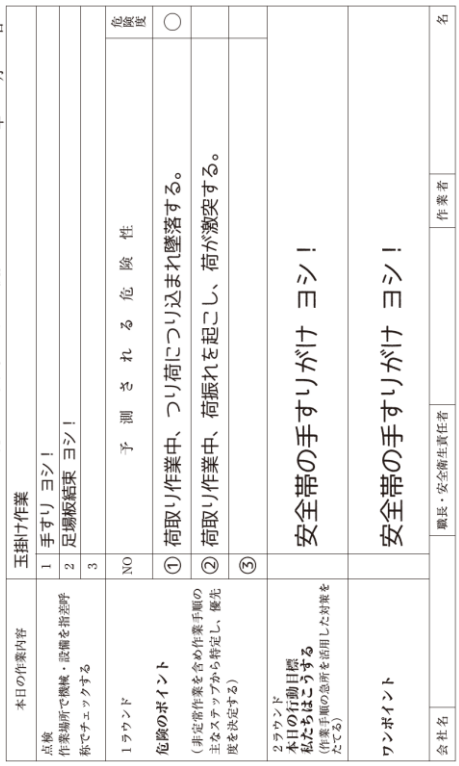 現地KY表（KYボード例） 年　月　日 本日の作業内容 玉掛け作業 点検 作業場所で機械・設備を指差呼称でチェックする 1 手すり ヨシ！ 2 足場板結束 ヨシ！ 3 NO 予測される危険性 危険度 1ラウンド 危険のポイント （非定常作業を含め作業手順の主なステップから特定し、優先度を決定する） ① 荷取り作業中、つり荷につり込まれ墜落する。 ○ ② 荷取り作業中、荷振れを起こし、荷が激突する。 ③ 2ラウンド 本日の行動目標 私たちはこうする （作業手順の急所を活用した対策をたてる） 安全帯の手すりがけ ヨシ！ ワンポイント 安全帯の手すりがけ ヨシ！ 会社名 職長・安全衛生責任者 作業者 名
67	上から 12行目	a　雇入れ時の安全衛生教育（安衛法第59条1項） （下線部を修正）	66	上から 12行目	a　雇入れ時の安全衛生教育（安衛法第59条第１項）
67	下から 4行目	b　作業内容変更時の安全衛生教育（安衛法第59条の２項） （下線部を修正）	66	下から 4行目	b　作業内容変更時の安全衛生教育（安衛法第59条第２項）
68	上から 5行目	c　特別教育（安衛法第59条の３項） （下線部を修正）	67	上から 5行目	c　特別教育（安衛法第59条第３項）
69	上から 5行目	上記の法定教育のほか、現在、行政指導として、有機溶剤業務従事者と振動工具取扱業務従事者及び丸のこ等取扱い作業従事者に対し、カリキュラム（別添資料４の⑤参照）が示され、特別教育に準ずる教育として実施するよう勧奨されています。 （下線部を修正）	68	上から 5行目	上記の法定教育のほか、現在、行政指導として、有機溶剤業務従事者と振動工具取扱業務従事者及び丸のこ等取扱い作業従事者に対し、カリキュラム（P129）が示され、特別教育に準ずる教育として実施するよう勧奨されています。
70	上から 8行目	⑧　何回も根気よく （下線部を修正）	69	上から 8行目	⑧　反復して
70	上から 9行目	習慣化するまで指導を反覆することが大切です。 （下線部を修正）	69	上から 9行目	習慣化するまで指導を反復することが大切です。

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
74	表５－１	（右記の表に差し替え） 表５－１ 異常事態の例 人的要因 1．危険な行為 ①工具の使用方法を誤った ②不適切な工具を使った ③誤操作をした ④準備・段取りが不十分であった ⑤作業開始前点検・確認を怠った ⑥手抜き（省略・近道行為）をした ⑦不安全な物の置き方をした ⑧未経験・未熟練でやった 2．規律無視の行為 ①作業手順を守らなかった ②基準・心得を守らなかった ③指示・命令を守らなかった ④安全装置を使用しなかった ⑤資格なしでやった ⑥許可されていないことをやった 3．人的な要素 ①勘違い、判断を誤った ②危険を軽視した ③危険を知らずにやった ④熱中してわからなかった ⑤放心・考え事をしていた ⑥気持ちが焦っていた ⑦身体の調子が悪かった ⑧病気あがりだった ⑨家庭に問題（悩み）があった 4．不適切な作業の服装 ①服装が不適切であった ②保護具を使用しなかった ③保護具の使用を誤った ④保護具が不良であった 5．不安全な作業姿勢 ①体の重心が不安定だった ②無理な姿勢で作業をした ③背・腰の据え方が悪かった ④危険な位置で作業をした 6．共同作業上の欠陥 ①合図がなかった ②合図が不明瞭であった ③合図を勘違いした ④相互の動作を確認しなかった ⑤相手が勝手に行動した 物的要因 1．保護具等の欠陥 ①保護具なし又は保護帽、安全帯、保護メガネの不適切、不良 ②工具・補助具なし又は不適格、不良 ③その他 2．設備・機械自体の欠陥 ①故障、破損、機能低下、不調 ②音・振動・熱・速度等の異常 ③警報機器の作動不良 ④工具の破損、異常な磨耗 3．防護上の欠陥 ①安全施設なし又は手すり、囲い、置い、覆蓋の不適切、不良 ②安全装置なし又は保護カバーの不適格、不良 4．作業場所周辺の欠陥 ①作業場所が狭い ②作業場所が乱雑である ③作業場所周辺の整理が悪い ④不安全に物が置いてある ⑤物を置いた場所が悪かった 5．作業環境の欠陥 ①悪天候下・風、雨、雪等・高温、多湿、凍結 ②照度不足 ③粉じんが多い ④換気不良 ⑤騒音がひどい ⑥振動が多い 6．工程上の欠陥 ①工程を急がされた ②ムリな作業工程 ③その他 管理監督上の欠陥 1．指導・教育の欠陥 ①作業方法を教えていなかった ②基準・心得の教育が不十分であった ③訓練が不足していた ④危険有害作業の教育が不十分であった ⑤理解度の確認が不十分であった ⑥不安全行動を黙認した 2．設備・機械等の管理の欠陥 ①点検・整備を怠った （・設備、機械等・安全装置、施設・工具、補助具・作業環境） ②危険箇所の是正を怠った ③潜在危険性の対策不足であった 3．作業管理の欠陥 ①作業手順を決めていなかった ②作業指示が不適切であった ③作業指示を怠った ④人員配置に無理があった （・指揮者をつけなかった・無資格者にやらせた・能力の不適格な者にやらせた） ⑤人的要素を考慮していなかった ⑥連絡調整にミスがあった	73	表５－１	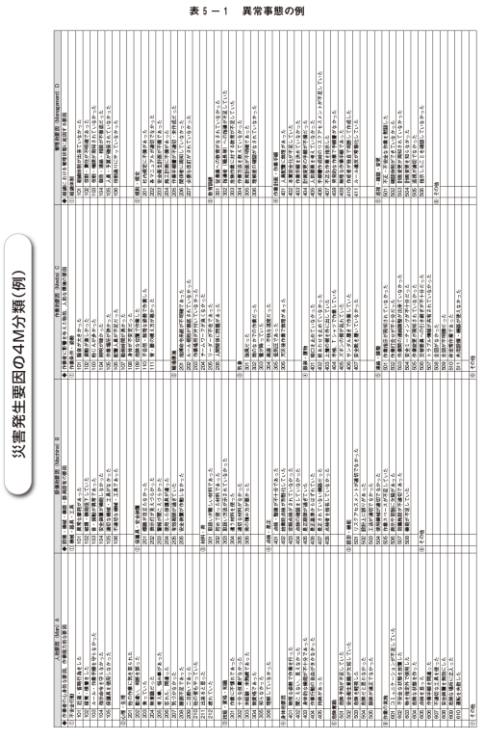 表５－１ 異常事態の例 災害発生要因の4M分類(例)
75	図５－２	（赤枠を修正） 図５－２ 災害調査の目的 災害発生 災害調査 原 因 分 析 人 物 管理 再発防止対策の樹立 調査結果 企業内に周知 水平展開 同種災害の未然防止 類似災害の未然防止	74	図５－２	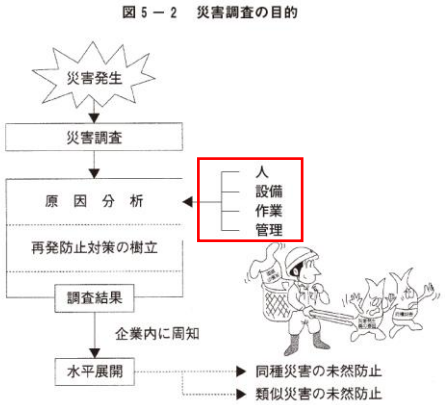 図５－２ 災害調査の目的 災害発生 災害調査 原 因 分 析 人 設備 作業 管理 再発防止対策の樹立 調査結果 企業内に周知 水平展開 同種災害の未然防止 類似災害の未然防止
75	下から２行目	a　現場の保存、証拠品の散逸防止に努めること。 （下線部を修正）	74	下から２行目	a　現地の保存、証拠品の散逸防止に努めること。
75	下から１行目	b　現場の状況を写真、スケッチ等で正確に記録すること（寸法、重量等記入）。 （下線部を修正）	74	下から１行目	b　現地の状況を写真、スケッチ等で正確に記録すること（寸法、重量等記入）。

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
77	下から 13行目	災害分析のねらいは、発生した災害の事実と背景から問題点（危険性又は有害性）を「災害発生の可能性の度合」「災害の重篤度」から災害の危険度を分析し、応急対策及び恒久対策を立て、再び災害を起こさないための<u>標準化（一般化）</u>を図ることです。 （下線部を修正）	76	下から 13行目	災害分析のねらいは、発生した災害の事実と背景から問題点（危険性又は有害性）を「災害発生の可能性の度合」「災害の重篤度」から災害の危険度を分析し、応急対策及び恒久対策を立て、再び災害を起こさないための<u>標準化</u>を図ることです。
77	下から 3行目	ａ　係書類（被災者の特性、組織図、<u>災害発生現場見取図等</u>）の内容を記入し、事前に配布します。 （下線部を修正）	76	下から 3行目	ａ　係書類（被災者の特性、組織図、<u>災害発生現地の見取図等</u>）の内容を記入し、事前に配布します。
79	表 5-4	（赤枠を修正、削除） 表５－４　対策の実行 なにを（What）：対策事項 なぜ（Why）：理由／目的／目標／指示 いつ（When）：期日／期間／時刻／時間／工程 どこで（Where）：場所／環境 だれが（Who）：元請業者／下請業者／管理者／監督者／資格者／作業者／人員 どのように（How）：方法／条件／基準／設備／用具／材料	78	表 5-4	表５－４　対策の実行 なにを（What）：対策事項 なぜ（Why）：理由／目的／目標／指示 いつ（When）：期日／期間／時刻／時間／工程 どこで（Where）：場所／環境 だれが（Who）：元請／協力会社／管理者／監督者／有資格者／作業者 どのように（How）：方法／条件／基準／設備／用具／材料
80	上から 7行目	<u>店社・事業所で行う災害事例研究</u>の目的は次の 3 点です。 （下線部を修正）	79	上から 7行目	<u>災害事例研究</u>の目的は次の 3 点です。
80	図５－５	（赤枠を修正） 図５－５｜災害事例研究の手順図（例） （前提条件）：災害状況の把握 （第１段階）：事実の確認（人／物／管理／経過） （第２段階）：問題点の発見・分析 （第３段階）：根本的問題点の決定／災害原因 （第４段階）：除去・低減対策／類似災害防止対策／対策の方針／同種災害防止対策／実施計画	79	図５－５	図５－５　災害事例研究の手順図（例） （前提条件）：災害状況の把握 （第１段階）：事実の確認（人／設備／作業／管理） （第２段階）：問題点の発見・分析／（第３段階）：根本的問題点の決定／災害原因の決定 （第４段階）：再発防止対策の樹立／類似災害防止対策／対策の方針／同種災害防止対策／実施計画

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
81		（ページ全体の差し替え） 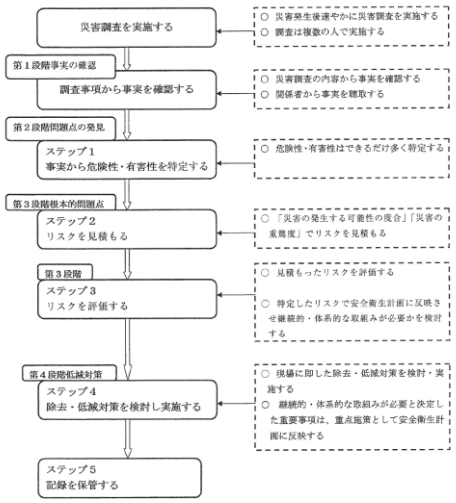 	80		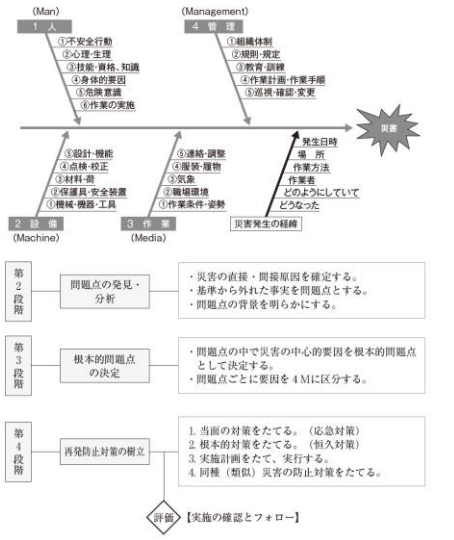
82		（ページ全体の差し替え） 	81		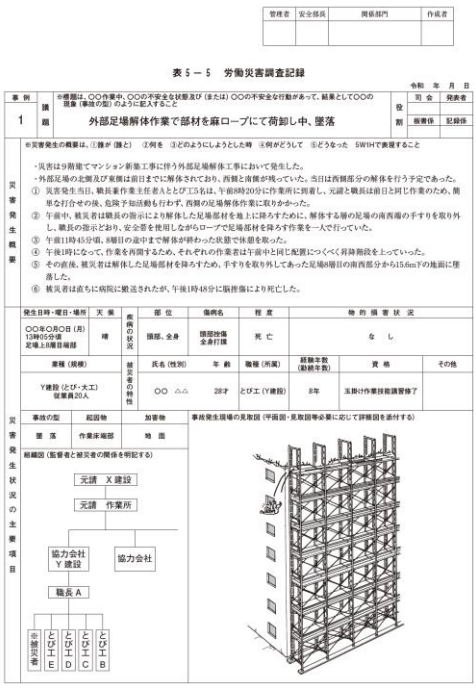

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
83	上から ４行目	（赤枠を修正） ⑴ 第１段階 ～事実の確認～ １ 目的 この段階は、事実を客観的に把握することを目的とする。 ２ 災害の発生状況の把握 ① 災害の発生状況を、5W1Hの原則を活用して的確に表現する。 例：ア 誰が（だれと） イ いつ、どこで ウ 何を エ どのようにしたとき又はしようとしたとき オ どうなった ② 災害現場の平面図と断面図を作成する。 ③ 災害発生までの経過を時系列的に箇条書きにしてまとめる。 例：前日の安全工程打合せから始まって、災害発生にいたる経緯を時系列に整理し、まとめる。 ３ 事実の確認の視点 事実の確認にあたっては、原因の有無にかかわらず次の４つの視点（区分）について考察する。 ① 人に関すること（被災者・関係作業者を含む） ② 物に関すること（被災した場所の設備、使用した機械・器具、保護具等） ③ 管理監督に関すること（元請職員、職長・安全衛生責任者の職務等） ④ 災害発生の経過（過去の作業経過、当日の時系列の状況等）	82	上から ４行目	⑴ 第１段階 ～事実の確認～ １ 目的 この段階は、事実を客観的に把握することを目的とする。 ２ 災害の発生状況の把握 ① 災害の発生状況を、5W1Hの原則を活用して的確に表現する。 例：ア 誰が（だれと） イ いつ、どこで ウ 何を エ どのようにしたとき又はしようとしたとき オ 何がどうして カ どうなった ② 災害現場の平面図と断面図を作成する。 ③ 災害発生までの経過を時系列的に箇条書きにしてまとめる。 例：前日の安全工程打合せから始まって、災害発生にいたる経緯を時系列に整理し、まとめる。 ３ 事実の確認の視点 事実の確認にあたっては、次の４つの視点（区分）について考察する。 ① 人に関すること ② 設備に関すること ③ 作業に関すること ④ 管理に関すること
83	図５－７	（赤枠を修正） 図５－７ 第１段階 事実の確認 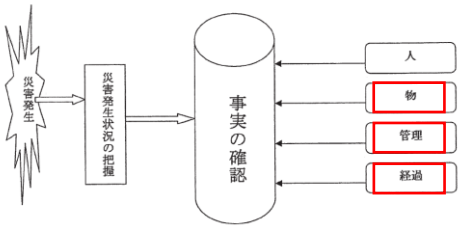	82	図５－７	図５－７ 第１段階 事実の確認 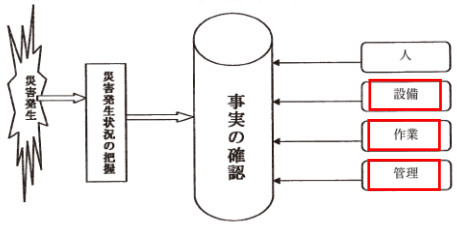
84		（ページ全体の差し替え） 表５－６ 第１段階 事実の確認 No１ No ／ 確認事項（例） ／ 検討項目 ／ 事実の確認 1 ／ 発注業者は ／ ／ ・被災者を雇用する見積書は、△△建設（株）であった 2 ／ 雇用業者は ／ ／ ・同上 3 ／ 職長は ／ ／ ・職長は川田一郎で、経験 15年 4 ／ 作業主任者は ／ ／ ・足場の組立て等作業主任者は鈴原が兼務、経験 18年 5 ／ 資格等は ／ 作業全体の必要資格者 ㊀ 無 ／ ・足場の組立て等作業主任者、玉掛け作業者 6 ／ 当日の作業人員は ／ ○名でどのような作業 ／ ・職長以下６名で足場の解体作業 7 ／ 被災者の作業は ／ 共同作業、単独作業 作業内容 ／ ・被災者は１名で足場組材の荷降ろし作業 8 ／ 被災者の資格は ／ ㊀ 無 資格名 ／ ・被災者は玉掛け作業の有資格者である 9 ／ 現認者は ／ 有 ㊁ 氏名 ／ ・推落時の現認者はいない。 10 ／ 加害者は ／ 有 ㊁ 氏名 ／ ・加害者なし 11 ／ 共同作業者の作業 ／ 同僚の作業内容は ／ ・同僚A は職長と足場の解体。B は解体組材の荷降ろし地までの運搬。C は地上での荷受け作業。D は置き場までの運搬作業 12 ／ 被災者の健康 ／ 既往症はあったか。 ／ ・被災者は毎年行われる健康診断で異常がなかった。 13 ／ 保護具等 ／ 作業に必要な保護具は ／ ・安全帯、保護帽、革手袋、安全靴 14 ／ ／ 被災者の保護具の使用状況は ／ ・被災者は日頃安全帯等の使用状況は良く、当日も午前中の使用状況は良かった。 15 ／ 天候等 ／ 当日の天気は、晴れ 雨 曇り その他 ／ ・当日は朝から晴天で足場の解体作業に支障はなかった。 16 ／ 環境状況 ／ 作業所の周囲の環境は ／ ・現場は事務所等が多く、付近道路は通行者が多い。 17 ／ ／ 通行人の状況は ／ ・通行者は会社勤務者が多く、幼子等の児童はいない。 18 ／ ／ 場内の整理整頓は ／ ・作業場内及び作業通路は整理整頓されていた。 19 ／ ／ 通路の整備状況は ／ ・解体場所までの通路及び昇降階段は整備されていた。 20 ／ ／ 作業床等は ／ ・被災者の作業場所の作業床は十分に確保されていた。 21 ／ 機械、工具、道具 ／ どのような機械・工具・道具を使用して ／ ・被災者は足場組材の荷降ろし作業のため麻ロープを使用していた。 22 ／ ／ 使用方法・手順の周知は ／ ・被災者は日常足場解体で荷降ろしをすることが多く、経験は十分で麻ロープの使用方法はよく知っていた。 23 ／ ／ 使用前の点検は ／ ・麻ロープは前日も使用したもので異常がなかったので、当日点検はしなかった。 24 ／ 設備状況 ／ どのような設備の場所で ／ ・被災者が荷降ろしをする足場は、荷降ろしのため組かいを取り外し作業した。 25 ／ ／ どのような設備を使用して ／ ・午前中安全帯は、未解体の足場に掛けて使用していたが、午後からは安全帯を使用しなかった（推定）。 26 ／ 安全管理体制 ／ 会社の安全委員会等の組織は ／ ・元請は安全衛生委員会が有るが、△△建設には安全衛生委員会等は組織されていなかった。 27 ／ ／ 安全管理体制の活動状況は ／ ・元請は近社見が現場とも安全衛生管理体制は十分である。 28 ／ ／ ／ ・△△建設は協業員が国名程度で安全衛生推進者も選任されていない。 29 ／ ／ 安全指導の実施状況は ／ ・元請としては月に１回程度店社スタッフの安全衛生パトロールが実施されている。 30 ／ ／ ／ ・△△建設は店社スタッフ不足のため定期的に安全衛生パトロールを実施していない。 31 ／ 適正配置 ／ 作業に必要な資格者の配置は ／ ・職長は作業者の経験と特性・資格等を検討し適正配置を実施している。 32 ／ 教育の実施 ／ 作業者に対する教育の実施状況は ／ ・被災者は会社が実施する作業員教育には必ず出席し、討議等では活発な意見を出していた。 33 ／ ／ 造り出し教育の実施は ／ ・△△建設は新規の現場に配置する都は造り出し教育を実施することとなっている。 34 ／ ／ ／ ・造り出し教育の教材は元請との取り決めで元請が事前に提供することとなっている。 ※２段階 問題点の発見（危険性・有害性の特定）では、直接的・間接的に問題があると思われる No.に○を付ける。	83		表５－６ 第１段階 ～事実の確認～ No ／ 確認事項 ／ 検討項目（協問事項） ／ 事実の確認 1 ／ 工程打合せ会議 ／ 月例打合せの有無と方法・内容は ／ ・災害防止協議会は開催され、工程と災害防止重点実施事項の説明があった。（Y 建設社員が出席） 2 ／ ／ 週間打合せの有無と方法・内容は ／ ・解体作業前日、元請所長と下建設の社員及び職長との間で、作業方法について打合せをした。 3 ／ ／ 前日の打合せの有無と方法・内容は ／ ・X 建設は、毎日 13 時より安全工程打合せを実施しており、元請より足場解体作業は墜落防止に注意するよう指示された。 4 ／ ／ 作業者への周知は誰が・どのように ／ 5 ／ 施工計画 ／ 施工計画の作成は、有・無 ／ ・足場の計画は作成され、監督署に届け出済みであった。 6 ／ ／ 施工計画の職長への周知は ／ 7 ／ 施工計画・施工要領書 ／ 協力業者の施工要領書の作成は、有・無 ／ ・Y 建設には標準的な施工要領書はあった。 8 ／ ／ 施工要領書の周知方法は ／ ・Y 建設では標準的な施工要領書で、年２回勉強会に参加することを義務付け、実施していた。 9 ／ ／ 協力業者の作業手順書の作成は ／ ・Y 建設には足場組立・解体作業の標準的な作業手順書は作成されていた。 10 ／ 作業手順の作成・周知 ／ 作業手順の危険性又は有害性の特定と対策は ／ ・手順書の中には、危険性又は有害性等の検討はされていた。 11 ／ ／ 作業者への周知は ／ ・作業手順書をもとに不足部ではあるが作業者全員に対して、勉強会を実施していた。 12 ／ 職長の作業指示 ／ 職長の作業指示内容は、安全作業の指示は ／ ・前日と同じ作業だったので、作業配置の指示はしたが「安全帯使用」については特段の指示はしなかった。 13 ／ ／ 職長の作業指示内容の理解は ／ ・被災者は日頃ルールを良く守る作業者で、安全帯の使用は知っていた。 14 ／ ／ 指示事項の遵守状況は ／ ・被災者は午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。 15 ／ 新規入場時教育 ／ 新規入場時教育の実施の有無、実施者は ／ ・足場解体作業開始の前日、元請所長が作業所のルール他約１時間実施した。 16 ／ ／ 新規入場時教育の内容は ／ ・足場解体作業における危険作業及び安全帯の使用について指導があった。 17 ／ ／ 被災者の新規入場時教育の理解は ／ ・被災者は日頃流所作業における安全帯使用のルールについては、十分に理解していた。 18 ／ 危険予知活動 ／ 危険予知活動の実施の有無 ／ ・当日は交通渋滞で作業所到着が時間分となったので簡単な指示の後、危険予知活動を実施しないで作業に取りかかった。 19 ／ ／ 被災者の参画状況は（是見を述べた等） ／ 20 ／ ／ 被災者の対策の選字状況は ／ 21 ／ 職長の作業指示 ／ 休憩・朝礼の実施は ／ ・雨期のため参加できなかった。 22 ／ ／ 安全ミーティングの実施は ／ ・作業配置の指示のみで作業にかかった。 23 ／ ／ 作業開始前点検は ／ ・麻ロープは当日作業開始前点検をし、異常はなかった。 24 ／ 安全施工サイクル ／ 作業所長の作業所巡視状況、指導は ／ ・作業所長は午前中の作業時、作業の状況確認のため現場を巡回した。 25 ／ ／ 職長の作業所巡視状況、指導は ／ ・職長は作業主任者を兼務し、足場上部で解体作業を３と２名でやっていた。 ・被災者は午前中安全帯を使用し作業していたので、特段の指導はしなかった。 26 ／ ／ 作業所巡視時の保護具の使用状況は ／ ・作業所長が午前中の巡回時、被災者は安全帯を使用して作業していた。 27 ／ 職長の直接指導 ／ 職長の経験、資格は ／ ・経験 18 年、職長・安全衛生責任者教修了、足場組立て解体作業技能講習修了、玉掛け作業技能講習修了。 28 ／ ／ 作業場所での職長の直接指導は ／ ・職長は午後一番で安全工程打合せ会に出席のため、打合せが終了したら「すぐ戻る」ことを告げ、事務所に行った。 29 ／ ／ 職長が作業場所を離れた理由は ／ ・翌日の作業打合せであった。 30 ／ ／ 職長（作業主任者）の代行者の指名は ／ ・職長は打合せがすぐ終わると思ったので、代行者の指名はしなかった。 31 ／ 災害発生時の作業は ／ ／ ・午前中の作業終了時、取り外した手摺を復旧しないで足休みに入った。 32 ／ ／ 被災者の作業状況は ／ ・午後１時になって作業を再開するため、足場の昇降階段を登った。 ・被災者は午後も足場の３層目の脚受いが取り外しされた。南西隅分から解体した足場部材をロープによる降ろす作業にとりかかり、墜落した。（安全帯不使用） 33 ／ ／ 同僚の作業状況は ／ ・同僚は職長から指示された場所の配置についていたので、被災者の墜落する状況は見ていなかった。 34 ／ ／ 同僚の作業内容は ／ ・同僚 B は職長と足場の解体、C は解体部材の荷降ろし場までの運搬作業、D は地上での荷受け作業。E は置き場までの運搬作業。 35 ／ 被災者に関する事実 ／ 被災者の経験、資格、健康状況は ／ ・被災者は経験６年、玉掛け作業の有資格者。 ・被災者は毎年行われる健康診断で異常がなかった。 ・作業に必要な保護具を着用していた。（安全帯、保護帽、革手袋、安全靴） （以下省略）
85		（ページ削除）			

（旧版）第２版(令和 ４年1月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
86		（ページ全体の差し替え）	84		

（旧版）86頁

（ページ全体の差し替え）

⑵ 第２段階 ～ステップ１ 危険性又は有害性の特定～

このステップは、前提条件で把握された事実の中からできるだけ多く危険性又は有害性を特定し、事実番号に○印を付けます。

危険性又は有害性の特定は、次によって実施します。

a 直接原因となった危険性又は有害性の特定

b 間接原因となった管理監督の欠陥からの特定

c 法令、社内規程、作業手順等から外れた問題点

（新版）84頁

⑴ 第２段階 ～問題点の発見・分析～

１ 目的

この段階は、第１段階で把握された事実から判断して、基準からはずれた事実を問題点として抽出し、なにを基準として問題点としたか、その理由を明らかにすることを目的とする。

２ 直接原因と間接原因を分析する

(1) 直接原因の分析

第１段階で把握された事実から判断して、基準※からはずれた事実を問題点として抽出する（直接原因）

(2) 間接原因の分析

問題点となった事実については、人的、設備的、作業的の多面から、又は、その背景となる作業的、管理的な面から分析・検討する（間接原因）。

※ 災害事例研究における基準とは
法令、社内規定、指示・命令、作業手順、作業所の慣習などを指している。

頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
87		（ページ全体の差し替え）	85		

（旧版）87頁

（ページ全体の差し替え）

表５－８ 第２段階 危険性又は有害性の特定 No１

No	確認事項（例）	検 討 項 目	事 実 の 確 認
1	取引業者は		・被災者を雇用する雇用者は、△△建設（株）であった
2	雇用業者は		・同上
3	職長は		・職長は川田一郎で、経験 15年
④	作業主任者は		・足場の組立て等作業主任者は職長が兼務、経験 18年
5	資格等は	作業全体の必要資格者 ㊒ 無	・足場の組立て等作業主任者、玉掛け作業者
6	当日の作業人員は	○名でどのような作業	・職長以下６名で足場の解体作業
7	被災者の作業は	共同作業、単独作業 作業内容	・被災者は１名で足場部材の荷降ろし作業
8	被災者の資格は	㊒ 無 資格名	・被災者は玉掛け作業の有資格者である
9	現認者は	有 (無) 氏名	・墜落時の現認者はいない。
10	加害者は	有 (無) 氏名	・加害者なし
11	共同作業者の作業	同僚の作業内容は	・同僚Ａは職長と足場の解体、Ｂは解体部材の荷降ろし場までの運搬、Ｃは地上での荷受け作業、Ｄは置き場までの運搬作業
12	被災者の健康	既往症はあったか、	・被災者は毎年行われる健康診断で異常がなかった。
13	保護具等	作業に必要な保護具は	・安全帯、保護帽、革手袋、安全靴
14		被災者の保護具の使用状況は	・被災者は日頃安全帯等の使用状況は良く、当日も午前中の使用状況は良かった。
15	天候等	当日の天気は、晴れ 雨 曇り その他	・当日は朝から晴天で足場の解体作業に支障はなかった。
16	環境状況	作業所の周囲の環境は	・現場は事務所等が多く、付近道路は通行者が多い。
17		通行人の状況は	・通行者は会社勤務者が多く、通学等の児童はいない。
18		場内の整理整頓は	・作業場内及び作業通路は整理整頓されていた。
19		通路の整備状況は	・解体場所までの通路及び昇降階段は整備されていた。
20		作業床等は	・被災者の作業場所の作業床は十分に確保されていた。
21	機械、工具、道具	どのような機械・工具・道具を使用して	・被災者は足場部材の荷降ろし作業のため麻ロープを使用していた。
22		使用方法・手順の周知は	・被災者は日常足場解体で荷降ろしをすることが多く、経験は十分で麻ロープの使用方法はよく知っていた。
㉓		使用前の点検は	・麻ロープは前日も使用したもので異常がなかったので、当日点検はしなかった。
㉔	設備状況	どのような設備の場所で	・被災者が荷降ろしをする足場は、荷降ろしのため筋かいを取り外し作業した。
㉕		どのような設備を使用して	・午前中安全帯は、未解体の足場に掛けて使用していたが、午後からは安全帯を使用しなかった（推定）。
㉖	安全管理体制	会社の安全委員会等の組織は	・元請は安全衛生委員会が有るが、△△建設には安全衛生委員会等は組織されていなかった。
27		安全管理体制の活動状況は	・元請は店社及び現場とも安全衛生管理体制は十分である。
㉘			・△△建設は従業員が30名程度で安全衛生推進者も選任されていない。
29		安全指導の実施状況は	・元請としては月に１回程度店社スタッフの安全衛生パトロールが実施されている。
㉚			・△△建設は店社スタッフ不足のため定期的に安全衛生パトロールを実施していない。
31	適正配置	作業に必要な資格者の配置は	・職長は作業者の経験と特性・資格等を検討し適正配置を実施している。
32	教育の実施	作業者に対する教育の実施状況は	・被災者は会社が実施する作業者教育には必ず出席し、討議等では活発な意見を出していた。
33		送り出し教育の実施は	・△△建設は新規の現場に配置する際は送り出し教育を実施することとなっている。
34			・送り出し教育の教材は元請との取り決めで元請が事前に提供してくれる。

第２段階 問題点の発見（危険性・有害性の特定）では、直接的・間接的に問題があると思われる No に○を付ける。

（新版）85頁

表５－７ 第２段階 ～問題点の発見・分析～

第２段階 問題点の発見（危険性又は有害性の洗い出し）では、直接的・間接的に問題があると思われる No に○印を付ける。

No	確認事項	検討項目（設問事項）	事実の確認
1	工程打合せ会議	月例打合せの有無と方法・内容は	・災害防止協議会は開催され、工程と災害防止重点実施事項の説明があった。（Ｙ建設社員が出席）
2		週間打合せの有無と方法・内容は	・解体作業前日、元請所長とＹ建設の社員及び職長との間で、作業方法について打合せをした。
3		前日の打合せの有無と方法・内容は	・Ｘ建設は、毎日13時より安全工程打合せを実施しており、元請より足場解体作業は墜落防止に注意するよう指示された。
4		作業者への周知は誰が・どのように	
5	施工計画・施工要領書	施工計画の作成は、有・無	・足場の計画は作成され、監督署に届け出済みであった。
6		施工計画の職長への周知は	
7		協力業者の施工要領書の作成は、有・無	・Ｙ建設には標準的な施工要領書はあった。
8		施工要領書の周知方法は	・Ｙ建設では標準的な施工要領書で、年２回勉強会に参加することを義務付け、実施していた。
9	作業手順書の作成・周知	協力業者の作業手順書の作成は	・Ｙ建設には足場組立・解体作業の標準的な作業手順書は作成されていた。
10		作業手順の危険性又は有害性の特定と対策は	・手順書の中には、危険性又は有害性等の検討はされていた。
11		作業者への周知は	・作業手順書をもとに不定期ではあるが作業者全員に対して、勉強会を実施していた。
⑫	職長の作業指示	職長の作業指示内容は、安全作業の指示は	・前日と同じ作業だったので、作業配置の指示はしたが「安全帯使用」については特段の指示はしなかった。
13		被災者の作業指示内容の理解は	・被災者は日頃ルールを良く守る作業者で、安全帯の使用は知っていた。
⑭		指示事項の遵守状況は	・被災者は午前中は安全帯を使用していたが、午後は使用しなかった。
15	新規入場時教育	新規入場時教育の実施の有無、実施者は	・足場解体作業開始の初日、元請所長が作業所のルール他約１時間実施した。
16		新規入場時教育の内容は	・足場解体作業における危険作業及び安全帯の使用について指導があった。
17		被災者の新規入場時教育の理解は	・被災者は日頃高所作業における安全帯使用のルールについては、十分に理解していた。
⑱	危険予知活動	危険予知活動の実施の有無	・当日は交通渋滞で作業所到着が８時20分となったので簡単な指示の後、危険予知活動を実施しないで作業に取りかかった。
19		被災者の参画状況は（意見を述べた等）	
20		被災者の対策の遵守状況は	
㉑	安全施工サイクル	体操・朝礼の実施は	・遅刻のため参加できなかった。
㉒		安全ミーティングの実施は	・作業配置の指示のみですぐ作業にかかった。
23		作業開始前点検は	・麻ロープは当日作業開始前点検をし、異常はなかった。
24		作業所長の作業所巡視状況、指導は	・作業所長は午前中の作業時、作業の状況確認のため現地を巡回した。
㉕		職長の作業所巡視状況、指導は	・職長は作業主任者を兼務し、足場上部で解体作業をＢと２名でやっていた。 ・被災者は午前中安全帯を使用し作業していたので、特段の指導はしなかった。
26		作業所巡視時の保護具の使用状況は	・作業所長が午前中の巡回時、被災者は安全帯を使用して作業していた。
27	職長の直接指導	職長の経験、資格は	・経験18年、職長・安全衛生責任者教育修了、足場組立て解体作業技能講習修了、玉掛け作業技能講習修了。
28		作業場所での職長の直接指揮は	・職長は午後一番で安全工程打合せ会に出席のため、打合せが終了したら「すぐ戻る。」ことを告げ、事務所に行った。
㉙		職長が作業場所を離れた理由は	・翌日の作業打合せであった。
㉚		職長（作業主任者）の代行者の指名は	・職長は打合せがすぐ終わると思ったので、代行者の指名はしなかった。
㉛	災害発生時の作業は	被災者の作業状況は	・午前中の作業終了時、取り外した手摺を復旧しないで昼休みに入った。
㉜			・午後１時になって作業を再開するため、足場の昇降階段を登った。 ・被災者は午後も足場の８層目の筋交いが取り外しされた、南西部分から解体した足場部材をロープにより降ろす作業にとりかかり、墜落した。（安全帯不使用）
33		同僚の作業状況は	・同僚は職長から指示された場所の配置についていたので、被災者の墜落する状況は見ていなかった。
34		同僚の作業内容は	・同僚Ｂは職長と足場の解体、Ｃは解体部材の荷降ろし場までの運搬作業、Ｄは地上での荷受け作業、Ｅは置き場までの運搬作業。
35	被災者に関する事実	被災者の経験、資格、健康状況は	・被災者は経験８年、玉掛け作業の有資格者。 ・被災者は毎年行われる健康診断で異常がなかった。 ・作業に必要な保護具を着用していた。（安全帯、保護帽、革手袋、安全靴）
	（以下省略）		

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
88		（ページ全体の差し替え） 表５－９　第２段階　危険性又は有害性の特定　No２ （表略） 第２段階　問題点の発見（危険性・有害性等の特定）では、直接的・間接的に問題があると思われる No.にを付ける。	86		③ 第３段階　根本的問題点の決定 ～災害の根本的問題点を決定し、さらに災害原因を決定する～ １　目的 この段階は、第２段階で抽出した問題点の中から、なにが災害の中心的要因となったかを念入りに検討し、これを根本的問題点として決定し、災害の原因をまとめる（決定する）ことを目的とする。 ２　根本的問題点の決定の仕方 根本的問題点の決定に当たっては、次の3点から検討して決定する。 ① 問題点ごとに、その災害要因が人的か、設備的か、作業的か、若しくは管理的であるかの区分を決定する。 ② 問題点ごとに、災害の中心となった根本的問題点かどうかを可能性の度合（影響の大小）と重篤度（過失の大小）で評価する。 ③ 評価後の結果、優先度が高いものを根本的問題点として決定し、順次対策を立てて実施する。 とくに、法規、社内規定に違反する事実は、問題点の深さが大きいので、災害との因果関係を考慮して根本的問題点とする。 ３　災害原因の決定の仕方 根本的問題点はいくつか決定されるが、それぞれ独立した事実を示しているので、これらの相関関係及びウエイトを明らかにするため、根本的問題点となった事実を要約して災害原因を決定する。
89		（ページ全体の差し替え） ③ 第３段階　～ステップ２　リスクの見積り～ ～ステップ３　リスクを評価する～ ステップ１で特定したすべての危険性・有害性等について、見積りを行います。 見積りは、「災害の発生する可能性の度合」と「災害の重篤度」から危険性・有害性等の大小を客観的に把握します。（「見積り基準」については前掲） 見積りは、次によって実施します。 a　見積りは、第１に人的、物的、管理的面から実施し、元請・下請の責任分野を明確にする。 b　第２に特定した危険性・有害性等が「どれくらい危険（有害）なものか」見積り基準に照らし、明らかにする。 c　見積りは大まかにする。 図５－８　危険性・有害性の調査 （図略） 「見積り基準」に照らし、見積もった危険性・有害性等を総合的に評価し、危険度から、危険性・有害性を特定します。（「評価基準」「危険度の基準」は前掲） 評価に当っては、次の事項に留意します。 a　評価・特定する場合、多数決で行う場合も災害が発生した場合の「重篤度」を検討し、評価・特定する。 b　下請の場合、元請の責任分野に該当する事項を除き、自社関係のものを特定する。 c　特定したリスクが年度安全衛生計画に反映させる必要が有る場合は、該当欄に特記しておく。	87		表５－８　第３段階　根本的問題点の決定 （表略）

（旧版）第２版(令和 ４年１月２１日）No.136101			（新版）第３版(令和６年１２月２６日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
90		（ページ全体の差し替え）	88		（下記参照）

旧版 90頁

（ページ全体の差し替え）

表５－10　第３段階　根本的問題点の発見

問題点No	問 題 点 の 内 容	人的 元	人的 下	物的 元	物的 下	管理的 元	管理的 下	重篤度	可能性の度合	評価	優先度（リスクレベル）	根本問題的点	年度計画への反映
4	職長は足場組立て等作業主任者を兼務していた						◎	1	3	4	3	◎	年度教育計画へ反映
23	工具は前日使用し異常がなかったので作業開始前点検はしていない				○		○	1	2	3	2		
24	足場の筋かいを取り外し作業した		○		○	◎	◎	3	3	6	5	◎	年度教育計画へ反映
25 44	午前中は安全帯を足場に掛けたが、午後は使用していない		○				◎	3	3	6	5	◎	「墜落・転落災害防止」重点施策に
26	協力業者△△建設には安全衛生委員会等の組織がない						◎	3	2	5	4	◎	「安全衛生組織の確立」を年度計画へ
28	△△建設は安全衛生推進者を選任していない						◎	2	2	4	3	◎	
30	△△建設は安全衛生パトロールを実施していない						◎	3	2	5	4	◎	年度行事計画に反映
36	△△建設は元請との事前検討会に職長を参画させていない					○	◎	1	2	3	2		
37 56	Ｓ建設は前日の工程打合せを実施していない					◎		2	3	5	4	◎	元請の「現場安全衛生計画」に反映
42	作業手順書が毎日の作業に生かされていない		○				◎	2	2	4	3		
43	作業者に対する教育が計画的に実施されていない						◎	2	2	4	3	◎	年度教育計画に反映
45	職長は繰り返し作業のため作業指示を省略した						◎	3	3	6	5	◎	年度教育計画に反映
46 55	職長（主任者兼務）は元請に呼ばれ現場を離れた					◎	○	1	2	3	2		年度教育計画に反映
50	現場到着の時間が遅く職長はＫＹを実施しなかった		○				◎	2	2	4	3	◎	年度安全活動に反映
53	職長は自らも作業者の一人として作業していた					○	◎	1	2	3	2		

新版 88頁

⑷　第４段階　再発防止対策の樹立　～再発防止対策の内容検討～

1　目的

この段階は、根本的問題点及び災害原因に基づき再発防止のための対策を樹立することを目的とする。

2　同種災害及び類似災害防止のための再発防止対策の内容検討

①　同種災害の防止のための再発防止対策は、次の３点から検討する。

ア. 事例の事実や問題点から、事前にこの手を打てば災害を防止できたであろうという可能性を追求して、人的、設備的、作業的及び管理的な面からいくつかの措置を検討する。

イ. 対策は、必要性、具体性及び実施可能性のあるものであって、最善の方法を検討する。

ウ. 今後、災害原因をどのように発見し、それを除去するか、また、新たな災害原因の発生を防止するにはどうすべきかを検討する。

②　類似災害防止のための再発防止対策の検討

すべての問題点から類似災害防止のための対策は、①の同種災害防止対策に準じて対策を立てる。

3　実施計画の立て方

①　対策の実施計画の基本は、単なる対処療法的であってはならない。つまり、対策の重点的な内容と実施順位を定め、当面の対策と根本（抜本）的対策とに分けて立てる。

②　対策ごとに、「いつまでに」、「だれが（だれに）」、「どこで」、「なにを」、「どのように」を明らかにする。

（「再発防止対策の樹立」を参照）

頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
91		（ページ全体の差し替え）	89		（下記参照）

旧版 91頁

（ページ全体の差し替え）

⑷　第４段階　～ステップ４　危険性・有害性等の除去・低減対策の検討と実施～

危険性・有害性等の評価・特定の結果、その除去・低減が必要なものに対して、対策を検討します。

対策の検討に当っては、次の事項に留意します。

a　対策は、その場で実施できる対策と長期的な対策を検討する。

b　機械・設備等の本質安全化の観点から検討する。

c　機械・工具等の使用による作業方法の改善から検討する。

d　安全衛生教育等の実施による安全意識の高揚から検討する。

e　安全衛生計画への反映を検討する。

表５－11　第４段階　除去・低減対策

根本的問題点	除 去・低 減 対 策	実施計画 いつ	実施計画 誰が 誰に	実施計画 どこで	実施計画 なにを	実施計画 どのように	実施の確認
4	作業主任者の資格を取得させ、職長と作業主任者を別々に配置する	即時	社長が職長・主任者	会社内で	作業主任者の配置を	資格者の中から適任者を指名し	
24	作業上やむを得ず取り外した手すり等は昼食時であっても必ず復旧して休憩する	即時	作業主任者が作業者に	作業現場で	取外し設備の復旧を	主任者は復旧確認後休憩する	
25	足場の解体等墜落の危険のある作業ではルールを定め安全帯の二丁掛けを徹底する	１ヶ月以内	元請が協力業者に	災防協議会で	ルールの徹底を	「安全帯使用要領」を作成し	
26 28	△△建設は安全衛生推進者を選任し、安全衛生委員会に替えて安全会議を組織する	１ヶ月以内に	社長が従業員と	会社内で	安全会議の組織作りを	社長が中心となり、従業員の中から指名し	
30	△△建設は年度計画の中に安全衛生パトロールを取入れ計画的に実施させる	年度計画作成時	社長が安全推進者に	年度安全衛生計画の中で	安全パトロールを取入れ	1現場毎月1回以上巡回指導をする	
37	Ｓ建設は毎日一定の時間を決め、工程打合せを開催する	翌日から	所長と職長で	工程打合せ会議を	翌日の作業内容と危険作業を	作業指示書を作成し、具体的に	
43	△△建設は年度計画の中に作業者教育を取入れ計画的に実施する	年度計画作成時	30に同じ	30に同じ	安全教育の実施を	２ヶ月に１回以上を目標に	
45	職長は毎日の作業が繰り返し作業であっても作業手順書をもとに具体的に指示する	即時	職長が作業員に	詰所で	作業の方法と危険箇所	手順書の危険性等を	
50	交通渋滞等によって現場到着が遅くなった場合であっても危険予知を実施してから作業を開始する	翌日から	職長が作業者に	作業現地で	当日の作業の危険性・有害性を	作業手順を活用して	

⑸　第５段階　～ステップ５　実施内容の記録保管と効果～

危険性・有害性等に関する記録は、解りやすく、理解しやすいものとし、常に誰でも閲覧可能にして、次回の危険性・有害性等の除去・低減対策に反映させなければなりません。

記録は、保管し活用することで、次の効果があるものです。

a　リスクについて共通の理解、認識ができる。

b　危険予知活動に活用できる。

c　教育教材として活用できる。

d　同種災害、類似災害の防止対策として活用できる。

新版 89頁

図５－９　再発防止対策の樹立

問題点番号		再発防止対策	実施計画 いつまでに	実施計画 誰が・誰に	実施計画 どこで	実施計画 なにを	実施計画 どのように	実施者
12、22	1	職長は毎日の作業が繰り返し作業であっても作業手順書をもとに具体的に指示する。	翌日	職長が作業者に	安全ミーティング・KYで	作業の方法と危険個所を	作業手順書の危険性等を使い指示する	職長
14、32	2	足場の解体等、墜落の危険のある作業では、ルールを定め、安全帯の２丁掛けを徹底する。	１週間以内に	作業所長が協力会社に	災害防止協議会で	安全帯使用ルールの徹底を	「安全帯使用要領」を作成し、配付して指示する	作業所長
31	3	作業上、やむを得ず取り外した手摺等は、昼食時であっても必ず復旧してから休憩する。	翌日から	作業主任者が作業者に	作業場所で	取り外し設備の復旧を	現地で、指差呼称確認後休憩する	作業主任者、作業者
18、21	4	交通渋滞等によって作業所到着が遅くなった場合でも、危険予知活動を実施してから作業を開始する。	翌日から	職長が作業者に	作業場所で	当日の作業の危険性又は有害性を	作業指示書、作業手順書を活用して実施する	職長

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
92		（ページを削除） 図５－９　安全衛生計画への反映 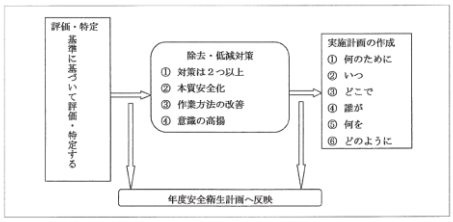 機械・設備の改善 1　昇降設備 ○　昇降階段の勾配を緩くする ○　昇降階段の中間に踊り場を設ける ○　昇降階段には滑り止めを設け、手すりに中さんを入れる ○　昇降階段の踏み面を広くする 2　はしご、脚立 ○　踏み面を広くする ○　滑り止めを設ける 3　照明設備 ○　通路、作業場所の照明を明るくする ○　型わく裏面の照明を明るくする 4　工具・資材の軽量化 ○　レバーブロック、ターンバックルの軽量化 ○　インパクトレンチの軽量化 ○　アルミ製踏み台の使用 ○　穿孔機の軽量化 5　機械への昇降施設 ○　泥水タンク、作泥プラントに昇降階段を設ける （階段の勾配はできるだけ緩やかにする） 作業方法の改善 1　危険作業の削減 ○　高所作業を地上作業に置き換える （柱では、クラップ、親綱取付け用金具等を製作時に取付け、また、親綱を地上で取付ける） （梁では、足場取付け用、安全ネット用等取付けブラケットを製作時に取付け、また、スタンション、親綱、つり足場を地上で取付ける） （切梁等の解体時は大ばらしをして運搬し、小ばらしは地上で行う） 2　作業姿勢 ○　無理な姿勢での作業の排除 （はしご、脚立の使用） 3　重量物等の運搬 ○　長尺物の運搬は２人で行う ○　柱等の主鉄筋はクレーンにより建込む			
94	図６－１	（赤枠を修正） 図6-1　労働安全衛生法及び関係政省令等の体系図(建設業に特に関連のある労働安全衛生法令) 	92	図６－１	

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
95	図６－１	（赤枠を修正、追加） 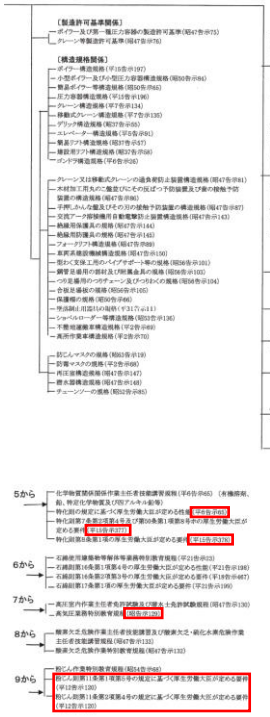	93	図６－１	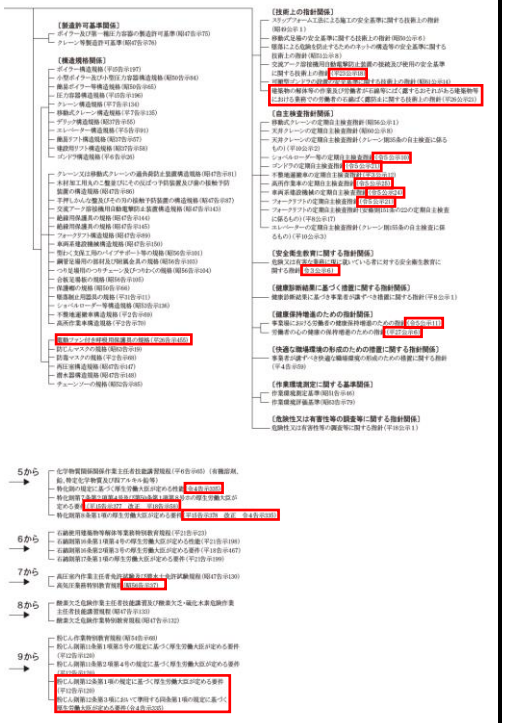
97	上から １行目	２　安衛法の構成 （下線部を修正）	95	上から １行目	２　労働安全衛生法の構成
101	下から 12行目	建設業及び建設業に属する事業をいいます。 （下線部を修正）	99	下から 12行目	建設業その他政令で定める業種に属する事業をいいます。
101	下から 11行目	⑥　特定事業者（法第15条第1項） （下線部を修正）	99	下から 11行目	⑥　特定元方事業者（法第15条第1項）
102	上から ５行目	①　事業者は、労働災害を防止するために必要な最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を守らなければなりません。また、国が実施する労働災害防止の施策に協力するようにしなければなりません。 （下線部を修正）	102	上から ５行目	①　事業者は、労働災害を防止するための必要な最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければなりません。また、国が実施する労働災害防止に関する施策に協力するようにしなければなりません。
102	上から 10行目	②　機械等の設計、製造、輸入者、原材料の製造、輸入者、建設物の建設者や設計者は、それぞれの立場で労働災害の発生の防止に資するようにしなければなりません。 （下線部を修正）	100	上から 10行目	②　機械等の設計、製造、輸入者、原材料の製造、輸入者、建設物を建設する者や設計者は、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するようにしなければなりません。

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
102	下から 11行目	③　建設工事の注文者等は、安全で衛生的な作業ができるように配慮しなければなりません。	100	下から 11行目	③　建設工事の注文者等は、<u>施工方法、工期等について、</u>安全で衛生的な作業ができるように配慮しなければなりません。 （下線部を追加）
102	下から 8行目	労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者等が実施する労働災害の<u>防止措置に</u>協力するように努めなければなりません。 （下線部を修正）	100	下から 8行目	労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者等が実施する労働災害の<u>防止に関する措置に</u>協力するように努めなければなりません。
102	下から 5行目	2以上の建設業に属する事業者が、<u>1の場所</u>において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合（いわゆるジョイントベンチャー）においては、そのうちの1人を代表者として定めなければなりません。この代表者が当該事業の事業者とみなされ、労働安全衛生法の適用を受けます。 （下線部を修正）	100	下から 4行目	2以上の建設業に属する事業者が、<u>一の場所</u>において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合（いわゆるジョイントベンチャー）においては、そのうちの1人を代表者として定めなければなりません。この代表者が当該事業の事業者とみなされ、労働安全衛生法の適用を受けます。
104	法第10条	（赤枠を修正） 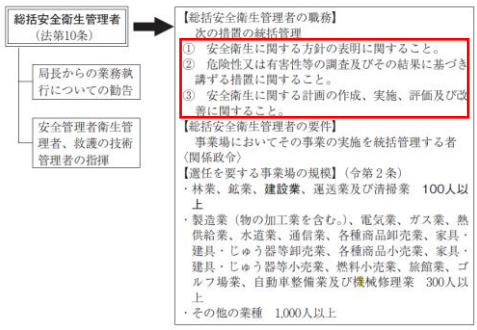 	102	法第10条	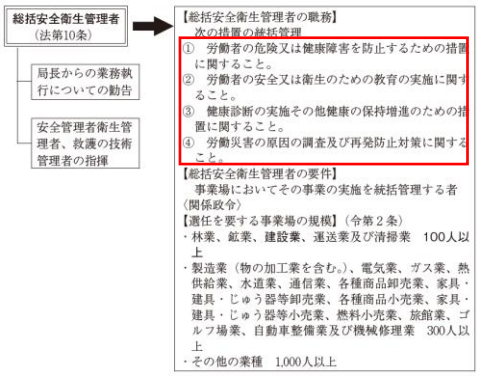
104	法第11条	（赤枠を修正） 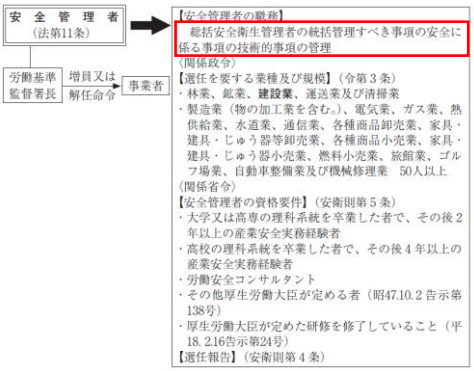 	102	法第11条	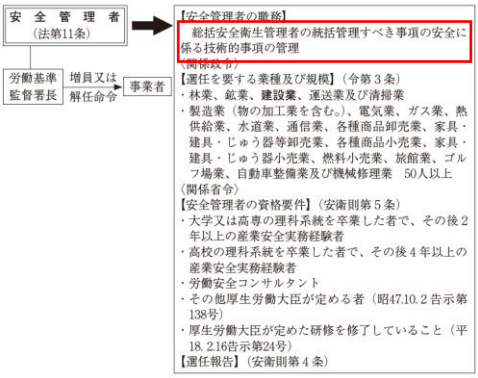

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
104	法第 12 条	（赤枠を修正） 衛生管理者（法第12条） 労働基準監督署長 増員又は解任命令 → 事業者 【衛生管理者の職務】 総括安全衛生管理者の統括管理すべき事項の衛生に係る事項の技術的事項の管理 〈関係政令〉 【選任を要する規模】（令第４条） 50人以上 〈関係省令〉 【業種区分】（安衛則第７条） ・農林水産業、鉱業、**建設業**、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業 第１種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント ・その他の業種 上記業種に選任できる者及び第２種衛生管理者	102	法第 12 条	衛生管理者（法第12条） 労働基準監督署長 増員又は解任命令 → 事業者 【衛生管理者の職務】 総括安全衛生管理者の統括管理すべき事項の衛生に係る技術的事項の管理 〈関係政令〉 【選任を要する規模】（令第４条） 50人以上 〈関係省令〉 【業種区分】（安衛則第７条） ・農林畜水産業、鉱業、**建設業**、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業及び清掃業
105	法第 12 条（前頁最下部の続き）	（赤枠を修正） 【衛生管理者の資格要件】（第10条） ・衛生管理者免許を受けた者 ・医師　・歯科医師　・労働衛生コンサルタント ・その他厚生労働大臣が定める者（昭47. 9.30告示第94号「衛生管理者規程」）	103	法第 12 条（前頁最下部の続き）	第１種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント ・その他の業種 上記業種に選任できる者及び第２種衛生管理者 【衛生管理者の資格要件】（安衛則第10条） ・衛生管理者免許を受けた者 ・医師　・歯科医師　・労働衛生コンサルタント ・その他厚生労働大臣が定める者（昭47. 9.30告示第94号「衛生管理者規程」）
105	法第 12 条の２	（赤枠を修正） 安全衛生推進者等（法第12条の２） 【安全衛生推進者等の職務】 ① 危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 ② 安全又は衛生のための教育の実施に関すること。 ③ 健康診断の実施その他健康保持増進のための措置に関すること。 ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 ⑤ 安全衛生に関する方針の表明に関すること。 ⑥ 労働安全衛生法第28条の２第１項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。 ⑦ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。 【安全衛生推進者を選任すべき業種】 ・林業、鉱業、**建設業**、運送業及び清掃業 ・製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 **【衛生推進者を選任すべき業種】** ・安全衛生推進者を選任すべき業種外業種 〈関係省令〉 **【安全衛生推進者等を選任すべき事業場】**（安衛則第12条の２） **・常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場** 〈関係告示〉 **【安全衛生推進者等の必要な能力】**（昭63. 9. 5告示第80号） ・大学、高専を卒業した者で、その後１年以上の安全衛生の実務経験者 ・高校を卒業した者で、その後３年以上の安全衛生実務経験者 ・５年以上の安全衛生実務経験者 ・厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者 ・その他厚生労働省労働基準局長が認める者 〈関係通達〉 【安全衛生推進者等の具体的な職務】 （昭63. 9.16基発第602号）	103	法第 12 条の２	安全衛生推進者等（法第12条の２） **【安全衛生推進者等の職務】** ① 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。 ② 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関すること。 ③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。 ④ 安全衛生教育に関すること。 ⑤ 異常な事態における応急措置に関すること。 ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。 ⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。 【安全衛生推進者を選任すべき業種】 ・林業、鉱業、**建設業**、運送業及び清掃業 ・製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 **【衛生推進者を選任すべき業種】** ・安全衛生推進者を選任すべき業種外業種 〈関係省令〉 **【安全衛生推進者等を選任すべき事業場】**（安衛則第12条の２） **・常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場** 〈関係告示〉 **【安全衛生推進者等の必要な能力】**（昭63. 9. 5告示第80号） ・大学、高専を卒業した者で、その後１年以上の安全衛生の実務経験者 ・高校を卒業した者で、その後３年以上の安全衛生実務経験者 ・５年以上の安全衛生実務経験者 ・厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了した者 ・その他厚生労働省労働基準局長が認める者 〈関係通達〉 【安全衛生推進者等の具体的な職務】 （昭63. 9.16基発第602号）
105	法第 13 条	（赤枠を追加） 産業医等（法第13条） 〈関係省令〉 【産業医の職務】（安衛則第14条第１項） ・健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。 ・作業環境の維持管理に関すること。 ・作業管理に関すること。 ・健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。 ・衛生教育に関すること。 ・労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止の措置に関すること。 【産業医の要件】（安衛則第14条第２項）	104	法第 13 条	・作業管理に関すること。 ・労働者の健康管理に関すること。 ・健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。 ・衛生教育に関すること。 ・労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止の措置に関すること。 【産業医の要件】（安衛則第14条第２項） ・厚生労働大臣が定める研修を修了した者 ・労働衛生コンサルタント（保健衛生）試験に合格した者 ・大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授又は講師の職にあり、又はあった者 ・その他厚生労働大臣が定める者

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
107	法第 15 条の 2	（赤枠を修正） 元方安全衛生管理者（法第15条の２） 労働基準監督署長の増員又は解任命令 【職務】 ・統括管理事項（法第30条第１項）の技術的事項の管理 〈関係省令〉 【元方安全衛生管理者の資格要件】（安衛則第18条の４） ・大学、高専の理科系統を卒業した者で、その後３年以上の建設工事における安全衛生実務経験者 ・高校の理科系統を卒業した者で、その後５年以上の建設工事における安全衛生実務経験者 ・その他厚生労働大臣が定める者（昭55. 12. 2告示第82号）	105	法第 15 条の 2	元方安全衛生管理者（法第15条の２） 労働基準監督署長の増員又は解任命令 【職務】 ・統括管理事項（法第30条第１項）の技術的事項の管理 〈関係省令〉 【元方安全衛生管理者の資格要件】（安衛則第18条の４） ・大学、高専の理科系統を卒業した者で、その後３年以上の建設工事における安全衛生実務経験者 ・高校の理科系統を卒業した者で、その後５年以上の建設工事における安全衛生実務経験者 ・その他厚生労働大臣が定める者（昭55. 12. 2告示第82号）
108	法第 16 条	（赤枠を修正） 安全衛生責任者（法第16条） 安全衛生責任者選任の特定元方事業者への通報 〈関係省令〉 【安全衛生責任者の職務】（安衛則第19条） ・統括安全衛生責任者との連絡 ・統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡 ・統括安全衛生責任者からの連絡に係る事項の実施についての管理 ・自らの作業の実施に関する計画と特定元方事業者が作成する計画と整合性の確保を図るための統括安全衛生責任者との調整 ・自ら行う作業及び他の請負人が行う作業が混在して行われることによって生ずる労働災害に係る危険の有無の確認 ・自らの仕事の一部を他の請負人に請け負わせる場合におけるその請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整	106	法第 16 条	安全衛生責任者（法第16条） 安全衛生責任者選任の特定元方事業者への通報 〈関係省令〉 【安全衛生責任者の職務】（安衛則第19条） ・統括安全衛生責任者との連絡 ・統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者への連絡 ・統括安全衛生責任者からの連絡に係る事項のうち当該請負人に係るものの実施についての管理 ・自らの作業の実施に関する計画と特定元方事業者が作成する計画と整合性の確保を図るための統括安全衛生責任者との調整 ・自ら行う作業及び他の請負人が行う作業が混在して行われることによって生ずる労働災害に係る危険の有無の確認 ・自らの仕事の一部を他の請負人に請け負わせる場合におけるその請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡及び調整
108	法第 17 条	（赤枠を追加） 安全委員会（法第17条） 【調査審議事項】 ① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。 ② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。 ③ その他労働者の危険の防止に関する重要事項。 【委員会の構成】 次の者により構成し、①の者が議長となり、②の者についてはその半数は労働組合等の推せんによるものとする。 ① 総括安全衛生管理者又はこれに準ずる者 ② 安全管理者および安全に関し経験を有する者	106	法第 17 条	安全委員会（法第17条） 【調査審議事項】 ① 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。 ② 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。 ③ その他労働者の危険の防止に関する重要事項。 【委員会の構成】 次の者により構成し、①の者が議長となり、②の者についてはその半数は労働組合等の推せんによるものとする。 ① 総括安全衛生管理者又はこれに準ずる者 ② 安全管理者および安全に関し経験を有する者 ③ 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者
109	法第 22 条	（赤枠を修正） 有害要因による健康障害の防止（法第22条） 【有害要因の区分】 ① 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等によるいわば化学的要因に基づく健康障害（法第22条第１号） ② 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等によるいわば物理的要因に基づく健康障害（法第22条第２号） ③ 計器監視、精密工作等の特殊な作業によるストレス等に関連する健康障害（法第22条第３号） ④ 排気、排液又は残さい物による健康障害（法第22条第４号） 〈関係省令〉 安衛則、有機則、特化則、石綿則、高圧則、電離則、酸欠則、四アルキル鉛則、鉛則、粉じん則、事務所則	107	法第 22 条	有害要因による健康障害の防止（法第22条） 【有害要因の区分】 ① 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害（法第22条第１号） ② 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害（法第22条第２号） ③ 計器監視、精密工作等の特殊な作業による健康障害（法第22条第３号） ④ 排気、排液又は残さい物による健康障害（法第22条第４号） 〈関係省令〉 安衛則、有機則、特化則、石綿則、高圧則、電離則、酸欠則、四アルキル鉛則、鉛則、粉じん則、事務所則
109	法第 24 条	（赤枠を修正） 作業行動から生ずる労働災害防止（法第24条） 〈関係通達〉（昭45. 7.10基発第503号） 重量物取扱い作業における腰痛予防対策	107	法第 24 条	作業行動から生ずる労働災害防止（法第24条） 〈関係通達〉（昭45. 7.10基発第503号） 重量物取扱い作業における腰痛予防について
110	法第 29 条第２項	（赤枠を修正） 関係請負人に対する法違反是非の指示（法第29条第２項） 危険場所での作業に係る技術上の指導（法第29条の２） 〈関係省令〉 【対象危険場所】（安衛則第634条の２） ① 土砂等が崩壊するおそれのある場所 ② 基礎工事用機械及び移動式クレーンが転倒するおそれのある場所 ③ 架空電線の充電電路に近接する場所 ④ 埋設物またはれんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物が損壊する等のおそれのある場所	108	法第 29 条第２項	関係請負人に対する法違反是正のため必要な指示（法第29条第２項） 危険場所での作業に係る技術上の指導（法第29条の２） 〈関係省令〉 【対象危険場所】（安衛則第634条の２） ① 土砂等が崩壊するおそれのある場所 ② 基礎工事用機械及び移動式クレーンが転倒するおそれのある場所 ③ 架空電線の充電電路に近接する場所 ④ 埋設物またはれんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物が損壊する等のおそれのある場所

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
111	法第 25 条の 2 法第 30 条の 2	（赤枠を修正） 救護に関する必要な措置（法第25条の２、法第30条の２） 【対象となる業種】 建設業 【救護に関する必要な措置】 1．救護に関し必要な機械等の備付け及びその管理 ① 機械等の種類（安衛則第24条の３第１項） ・空気呼吸器又は酸素呼吸器 ・メタン、硫化水素、一酸化炭素及び酸素の濃度を測定するために必要な測定器具 ・懐中電灯等の携帯用照明器具 ・その他救護に必要な機械等 ② 機械等の備え付け時期（安衛則第24条の３第２項） ・ずい道等の仕事で、出入口からの距離が1,000mの場所において作業を行うこととなるとき。 ・たて坑の深さが50mとなるとき。 ・ゲージ圧力が0.1Mpaの圧気工法による作業を行うこととなるとき。 2．救護に関して必要な事項についての訓練 ① 救護に関する訓練（安衛則第24条の４第１項） ・救護に必要な機械等の使用方法に関すること。 ・救急そ生その他の救急措置に関すること。 ・その他安全な救護の方法に関すること。 ② 訓練記録の保存（安衛則第24条の４第３号） ・実施年月日 ・訓練を受けた者の氏名 ・訓練の内容 ③ 機械等の備え付け時期（安衛則第24条の４第２項）機械等の備え付け時期までに１回、その後１年以内ごとに１回実施。 3．その他爆発火災等に備えて、救護に関し必要な事項 ① 救護の安全に関する規程の作成（安衛則第24条の５） ・救護に関する組織に関すること。 ・救護に関し必要な機械等の点検及び整備に関すること。 ・救護に関する訓練の実施に関すること。 ・その他救護の安全に関すること。 ② ずい道等の内部、高圧室内において作業を行う労働者の人数、氏名を確認できる措置。（安衛則第24条の６） 【救護に関する技術的事項を管理する者の選任】 1．機械等を備え付けるときまでに選任すること。（安衛則第24条の７第１項） 2．所轄労働基準監督署に選任報告すること。（安衛則第24条の７第２項） 3．救護技術者の資格要件（安衛則第24条の８） 次に掲げる者で、厚生労働大臣の定める研修を修了したもの。 ① ３年以上ずい道等の建設の仕事に従事した経験を有する者。 ② ３年以上圧気工法による作業を行う仕事に従事した経験を有する者。 【救護技術管理者の職務】 救護に関する必要な措置のうち技術的事項 （関係政令） 【対象となる仕事】 1．ずい道等の仕事で（安衛令第９条の２第１号） ① 出入口からの距離が1,000m以上の場所で作	109	法第 25 条の 2 法第 30 条の 2	救護に関する必要な措置（法第25条の２、法第30条の２） 【対象となる業種】 建設業 【救護に関する必要な措置】 1．救護に関し必要な機械等の備付け及びその管理 ① 機械等の種類（安衛則第24条の３第１項） ・空気呼吸器又は酸素呼吸器 ・メタン、硫化水素、一酸化炭素及び酸素の濃度を測定するために必要な測定器具 ・懐中電灯等の携帯用照明器具 ・その他救護に必要な機械等 ② 機械等の備え付け時期（安衛則第24条の３第２項） ・ずい道等の仕事で、出入口からの距離が1,000mの場所において作業を行うこととなるとき。 ・たて坑の深さが50mとなるとき。 ・ゲージ圧力が0.1Mpaの圧気工法による作業を行うこととなるとき。 2．救護に関して必要な事項についての訓練 ① 救護に関する訓練（安衛則第24条の４第１項） ・救護に必要な機械等の使用方法に関すること。 ・救急そ生その他の救急措置に関すること。 ・その他安全な救護の方法に関すること。 ② 訓練記録の保存 ３年間保存（安衛則第24条の４第３号） ・実施年月日 ・訓練を受けた者の氏名 ・訓練の内容 ③ 機械等の備え付け時期（安衛則第24条の４第２項）機械等の備え付け時期までに１回、その後１年以内ごとに１回実施。 3．その他爆発火災等に備えて、救護に関し必要な事項 ① 救護の安全に関する規程の作成（安衛則第24条の５） ・救護に関する組織に関すること。 ・救護に関し必要な機械等の点検及び整備に関すること。 ・救護に関する訓練の実施に関すること。 ・その他救護の安全に関すること。 ② ずい道等の内部、高圧室内において作業を行う労働者の人数、氏名を常事確認できる措置。（安衛則第24条の６） 【救護に関する技術的事項を管理する者の選任】 1．機械等を備え付けるときまでに選任すること。（安衛則第24条の７第１項） 2．所轄労働基準監督署に選任報告すること。（安衛則第24条の７第２項） 3．救護技術者の資格要件（安衛則第24条の８） 次に掲げる者で、厚生労働大臣の定める研修を修了したもの。 ① ３年以上ずい道等の建設の仕事に従事した経験を有する者。 ② ３年以上圧気工法による作業を行う仕事に従事した経験を有する者。 【救護技術管理者の職務】 救護に関する必要な措置のうち技術的事項 （関係政令） 【対象となる仕事】 1．ずい道等の仕事で（安衛令第９条の２第１号）
112	法第 30 条第２項	（赤枠を修正） 特定元方事業者の指名（法第30条第２項） 【元方事業者が２つ以上の場合の特定元方事業者の指名】 (イ) 発注者による指名（法第30条第２項前段の場合） 指名義務者……→発注者 指名 ◎ 元請負人 ◎ 元請負人 統括管理義務者 下請負人 下請負人 下請負人 下請負人 孫請負人 孫請負人 孫請負人 孫請負人 (ロ) 元請負人による指名（法第30条第２項後段の場合） 発注者 指名義務者→元請負人 指名 ◎ 下請負人 ◎ 下請負人 統括管理義務者 孫請負人 孫請負人 孫請負人 孫請負人 (注)① ［　］内の者は、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをさす。 ② ［　］内の者は、一の場所で自ら仕事を行っているものをさす。 ③ ◎印は、特定元方事業者をさす。 (ハ) 労働基準監督署長の指名（法第30条第３項）	110	法第 30 条第２項	特定元方事業者の指名（法第30条第２項） 【元方事業者が２つ以上の場合の特定元方事業者の指名】 (イ) 発注者による指名（法第30条第２項前段の場合） 指名義務者……→発注者 指名 ◎ 元請負人 ◎ 元請負人 統括安全衛生管理義務者 下請負人 下請負人 下請負人 下請負人 孫請負人 孫請負人 孫請負人 孫請負人 (ロ) 元請負人による指名（法第30条第２項後段の場合） 発注者 指名義務者→元請負人 指名 ◎ 下請負人 ◎ 下請負人 統括安全衛生管理義務者 孫請負人 孫請負人 孫請負人 孫請負人 (注)① ［　］内の者は、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものをさす。 ② ［　］内の者は、一の場所で自ら仕事を行っているものをさす。 ③ ◎印は、特定元方事業者をさす。 (ハ) 労働基準監督署長の指名（法第30条第３項）

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
113	法第 31 条	（赤枠を修正） 建設物等に対する措置（法第31条） 〈関係省令〉 【対象建設物等】（安衛則第４編特別規制） 1．くい打機及びくい抜機（安衛則第644条） 安衛則第172条、174条～176条、178条～181条、183条に規定する基準に適合すること。 2．軌道装置（安衛則第645条） 安衛則第196条～204条、207条～209条、212条、213条、215条～217条に規定する基準に適合すること。 3．型わく支保工（安衛則第646条） ① 安衛則第237条～239条、242条、243条に規定する基準に適合すること。 ② 型枠支保工のパイプサポート等の規格に適合すること。 4．アセチレン溶接装置（安衛則第647条） ① 安衛則第302条、303条、305条、306条の規定に適合すること。 ② アセチレン溶接装置の安全器及びガス集合装置の安全器構造規格に適合すること。 5．交流アーク溶接機（安衛則第648条） 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えつけること。 6．電動機械器具（安衛則第649条） 感電防止用漏電遮断装置を接続すること。 7．潜函等（安衛則第650条） ① 安衛則第376条第２号、337条第１項第２号及び第３号に規定する基準に適合すること。 ② 掘り下げ深さが20mを超えるときは送気設備を設けること。 8．ずい道等（安衛則第651条） ① 落盤又は肌落ち防止の措置を講ずること。 ② 安衛則第390条、391条、394条に規定するずい道支保工の基準に適合すること。 9．ずい道型わく支保工（安衛則第652条） 安衛則第397条～398条に規定する基準に適合すること。 10．物品揚卸口等（安衛則第653条） ① 墜落危険場所には、囲い、手すり、覆い等を設けること。 ② 高さ深さが1.5mを超える箇所には、昇降設備を設けること。 11．架設通路（安衛則第654条） 安衛則第552条に規定する基準に適合すること。 12．足場（安衛則第655条） ① 作業床の最大積載荷重の設定及びその表示 ② 悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に点検修理すること。 ③ 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格ほか足場に係る厚生労働大臣の定める規格に適合すること。 ④ 安衛則第559条～561条、562条第２項、563条、569条～572条、574条に規定する基準に適合すること。 3．作業構台（安衛則第655条の２条） ① 作業床の最大積載荷重の設定及びその表示 ② 悪天候時の後においては、作業を開始する前	111	法第 31 条	建設物等に対する措置（法第31条） 〈関係省令〉 【対象建設物等】（安衛則第４編特別規制） 1．くい打機及びくい抜機（安衛則第644条） 安衛則第172条、174条～176条、178条～181条、183条に規定する基準に適合すること。 2．軌道装置（安衛則第645条） 安衛則第196条～204条、207条～209条、212条、213条、215条～217条に規定する基準に適合すること。 3．型わく支保工（安衛則第646条） ① 安衛則第237条～239条、242条、243条に規定する基準に適合すること。 ② 型枠支保工のパイプサポート等の規格に適合すること。 4．アセチレン溶接装置（安衛則第647条） ① 安衛則第302条、303条、305条、306条の規定に適合すること。 ② アセチレン溶接装置の安全器及びガス集合装置の発生器及び安全器構造規格に適合すること。 5．交流アーク溶接機（安衛則第648条） 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置構造規格に適合する交流アーク溶接機用自動電撃防止装置を備えつけること。 6．電動機械器具（安衛則第649条） 感電防止用漏電しゃ断装置を接続すること。 7．潜函等（安衛則第650条） ① 安衛則第376条第２号、337条第１項第２号及び第３号に規定する基準に適合すること。 ② 掘り下げ深さが20mを超えるときは送気設備を設けること。 8．ずい道等（安衛則第651条） ① 落盤又は肌落ち防止の措置を講ずること。 ② 安衛則第390条、391条、394条に規定するずい道支保工の基準に適合すること。 9．ずい道型わく支保工（安衛則第652条） 安衛則第397条～398条に規定する基準に適合すること。 10．物品揚卸口等（安衛則第653条） ① 墜落危険場所には、囲い、手すり、覆い等を設けること。 ② 高さ深さが1.5mを超える箇所には、昇降設備を設けること。 11．架設通路（安衛則第654条） 安衛則第552条に規定する基準に適合すること。 12．足場（安衛則第655条） ① 作業床の最大積載荷重の設定及びその表示 ② 悪天候又は中震以上の地震の後においては、点検者を指名して、足場における作業を開始する前に点検修理すること。 ③ 鋼管足場用の部材及び附属金具の規格ほか足場に係る厚生労働大臣の定める規格に適合すること。 ④ 安衛則第559条～561条、562条第２項、563条、569条～572条、574条に規定する基準に適合すること。 13．作業構台（安衛則第655条） ① 作業床の最大積載荷重の設定及びその表示
114	法第 31 条の３	（赤枠を修正） 特定作業に係る必要な措置（法第31条の３） 【措置義務者】 ① 特定作業に係る仕事を自ら行う発注者（元方事業者） ② 特定作業に係る仕事を全部請け負った者で、その一部を請け負わせているもの（専門工事業者） 〈関係省令〉 【特定作業に係る対象機械】（安衛則第666条の２） ① 機体重量が３ｔ以上のパワーショベル、ドラグショベル、クラムシェル ② くい打機、くい抜機、アースドリル、アースオーガー ③ つり上げ荷重が３ｔ以上の移動式クレーン 【必要な措置】（安衛則第662条の３～第662条の５） 請負人相互間における作業の内容、作業に係る指示の系統及び立入禁止区域について必要な連絡及び調整	112	法第 31 条の３	特定作業に係る必要な措置（法第31条の３） 【措置義務者】 ① 特定作業に係る仕事を自ら行う発注者（元方事業者） ② 特定作業に係る仕事を全部請け負った者で、その一部を請け負わせているもの（専門工事業者） 〈関係省令〉 【特定作業に係る対象機械】（安衛則第662条の５） ① 機体重量が３ｔ以上のパワーショベル、ドラグショベル、クラムシェル ② くい打機、くい抜機、アースドリル、アースオーガー ③ つり上げ荷重が３ｔ以上の移動式クレーン 【必要な措置】（安衛則第662条の６～第662条の８） 請負人相互間における作業の内容、作業に係る指示の系統及び立入禁止区域について必要な連絡及び調整
115	法第 32 条第１項	（赤枠を修正） 特定元方事業者が行う統括管理事項（第30条第１項）に係る措置（法第32条第１項） 〈関係省令〉 ① 協力組織への参加（安衛則第635条） ② 作業場所の巡視への協力（安衛則第637条） ③ クレーン等の運転の合図の統一（安衛則第639条） ④ 事故現場等の標識の統一及び事故現場への立入禁止措置（安衛則第640条） ⑤ 有機溶剤等の容器の集積箇所の統一（安衛則第641条） ⑥ 警報の統一（安衛則第642条） ⑦ 避難訓練の実施方法の統一（安衛則第642条２）	113	法第 32 条第１項	特定元方事業者が行う統括管理事項（第30条第１項）に係る措置（法第32条第１項） 〈関係省令〉 ① 協議組織への参加（安衛則第635条） ② 作業場所の巡視への協力（安衛則第637条） ③ クレーン等の運転の合図の統一（安衛則第639条） ④ 事故現場等の標識の統一及び事故現場への立入禁止措置（安衛則第640条） ⑤ 有機溶剤等の容器の集積箇所の統一（安衛則第641条） ⑥ 警報の統一（安衛則第642条） ⑦ 避難等訓練の実施方法の統一（安衛則第642条の２）
115	法第 32 条第２項	（赤枠を修正） 特定元方事業者が行う救護に関する措置（法第30条の２）に係る措置（法第32条第２項） 〈関係省令〉 救護に関し必要な事項の訓練への協力（安衛則第662条の６） 法第32条第２項	113	法第 32 条第２項	特定元方事業者が行う救護に関する措置（法第30条の２）に係る措置（法第32条第２項） 〈関係省令〉 救護に関し必要な事項の訓練への協力（安衛則第662条の９） 法第32条第３項

（旧版）第２版(令和 ４年１月 21 日）No.136101			（新版）第３版(令和６年 12 月 26 日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
115	法第 32 条第３項	（赤枠を修正） 注文者から提供される建設物等（法第31条の建設物等）に対する措置（法第32条第３項） （関係省令） 注文者から提供される建設物等（安衛則第644条～第662条に規定する建設物等）について次の措置を講ずること。（安衛則第663条） ① 安衛則第644条～第662条の措置が講じられていないことを知ったときは、注文者に申し出ること。 ② 安衛則第644条～第662条の点検、補修等に協力すること。 法第32条第３項	113	法第 32 条第４項	注文者から提供される建設物等（法第31条の建設物等）に対する措置（法第32条第３項） （関係省令） 注文者から提供される建設物等（安衛則第644条～第662条に規定する建設物等）について次の措置を講ずること。（安衛則第663条） ① 安衛則第644条～第662条の措置が講じられていないことを知ったときは、注文者に申し出ること。 ② 安衛則第644条～第662条の点検、補修等に協力すること。 法第32条第４項
116	法第 32 条第５項	（赤枠を修正） 機械等又は建設物貸借関係に着目した規制 機械等貸与者等の講ずべき措置（法第33条） 建築物貸与者等の講ずべき措置（法第34条） 具体的措置の労働省令への委任（法第36条）	114	法第 32 条第５項	機械等又は建設物貸借関係に着目した規制 機械等貸与者等の講ずべき措置等（法第33条） 建築物貸与者の講ずべき措置（法第34条） 厚生労働省令への委任（法第36条）
119	平成　年度（4月～3月）安全衛生管理計画書	（赤枠を修正） 平成　年度（４月～３月）安全衛生管理計画書 年　月　日 建設株式会社 基本方針 1．本支店・作業所の安全衛生管理体制を確立し、ゼロ災害を達成する。 2．安全衛生教育および健康診断の計画的実施 年間(年度)スケジュール 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 1．安全衛生管理体制の確立・強化 1－1 年度安全衛生管理計画の作成 1－2 安全衛生委員会の定期的開催 1－3 本支店管理者の作業所パトロールの実施 毎月一回 対象作業所毎月一回 年度始め作成 委員の構成・職務の明確化 トップ管理者の積極的実施 2．安全衛生教育の計画的実施 2－1 雇入れ、作業変更時教育の徹底 2－2 職長教育の実施 2－3 技能講習・特別教育の派遣・実施 2－4 K・Y・T講習会への派遣 随時 年３回 年５回 随時 テキストの作成・選定 外部講師依頼 講習機関・機関の選定 トレーナー・リーダー養成 3．作業所における安全衛生活動の強化 3－1 安全施工サイクルの実施 3－2 KY活動の活性化 3－3 作業手順の作成と安全遵守 3－4 元請との打合せ、合合への積極的参加 80%書及(第１年目) 〃 （ 〃 ） 〃 （ 〃 ） 全作業所徹底 作業者の積極的参加 〃 〃 元請との打合せ会意 工事打合せ、安全協議会 4．健康診断の完全実施 4－1 雇入時健康診断の実施 4－2 定期健康診断の実施 4－3 特殊健康診断の実施（じん肺・振動病等） 随時 年１回 随時(雇入時) 定期 健診機関の指定 〃 〃 〃 5．年間行事 5－1 全国安全週間（準備月間） 5－2 全国労働衛生週間（〃 〃） 5－3 年末年始災害防止期間 5－4 安全大会 6月～7月 9月～10月 12月～1月 7月～	117	令和　年度（４月～３月）安全衛生管理計画書	令和　年度（４月～３月）安全衛生管理計画書 年　月　日 建設株式会社 基本方針 1．本支店・作業所の安全衛生管理体制を確立し、ゼロ災害を達成する。 2．安全衛生教育および健康診断の計画的実施 年間(年度)スケジュール 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 1．安全衛生管理体制の確立・強化 1－1 年度安全衛生管理計画の作成 1－2 安全衛生委員会の定期的開催 1－3 本支店管理者の作業所パトロールの実施 毎月一回 対象作業所毎月一回 年度始め作成 委員の構成・職務の明確化 トップ管理者の積極的実施 2．安全衛生教育の計画的実施 2－1 雇入れ、作業変更時教育の徹底 2－2 職長教育の実施 2－3 技能講習・特別教育の派遣・実施 2－4 K・Y・T講習会への派遣 随時 年３回 年５回 随時 テキストの作成・選定 外部講師依頼 講習機関・機関の選定 トレーナー・リーダー養成 3．作業所における安全衛生活動の強化 3－1 安全施工サイクルの実施 3－2 KY活動の活性化 3－3 作業手順の作成と安全遵守 3－4 元請との打合せ、合合への積極的参加 80%書及(第１年目) 〃 （ 〃 ） 〃 （ 〃 ） 全作業所徹底 作業者の積極的参加 〃 〃 元請との打合せ会意 工事打合せ、安全協議会 4．健康診断の完全実施 4－1 雇入時健康診断の実施 4－2 定期健康診断の実施 4－3 特殊健康診断の実施（じん肺・振動病等） 随時 年１回 随時(雇入時) 定期 健診機関の指定 〃 〃 〃 5．年間行事 5－1 全国安全週間（準備月間） 5－2 全国労働衛生週間（〃 〃） 5－3 年末年始災害防止期間 5－4 安全大会 6月～7月 9月～10月 12月～1月 7月～

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
120	⑵ 現場安全衛生管理計画書作成例	（赤枠を修正） 	118	⑵ 作業所安全衛生管理計画書作成例	
121	上から２行目	平成〇年１月31日 （下線部を削除）	119	上から２行目	〇年１月31日
123	⑵ 持込機械等（電動工具電動溶接機等）使用届	（赤枠を修正） 	121	⑵ 持込機械等（電動工具電動溶接機等）使用届	

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内　容	頁	箇所	内　容
125	⑴　店社における作業手順の例	（赤枠を修正） 室内壁ハケ仕上げ塗装作業手順　資格、免許：有機溶剤作業主任者 区分／作業の順序／安全のポイント／備考 準備作業 1．防毒マスクを点検する／①．防毒マスクの損傷を目指して ②．吸収缶が使用できることを確認して ③．マスクを付け、もれのないことを確認して／○吸収缶は有機ガス用（黒色）を使用する 2．場内を換気する／①．外気に通ずる窓やドアを開け、空気の流れを確認して ②．ドア部など、部外者の立入禁止措置を確認して／○換気の悪い場合、換気装置を設置する 3．足場材を点検する／①．脚立の損傷やスベリ止めの脱落のないことを確かめて ②．足場板の損傷やたわみ程度を確認して／○脚立は、高さ1.8m以下とする 主体作業 1．脚立足場を組む／①．脚立の開き止めを完全に伸ばし、床にガタツキのないことを確めて設置する ②．足場板は、脚立が均等に３点支持となり、はね出しが10cm以上ある位置に設置してゴムバンドで固定する 2．塗料を持ち込む／①．防毒マスクを着用する ②．塗料を作業面に入れすぎない。入れ終った塗料缶は、その都度センをしっかりしておく ③．塗料を持ち運びする時、走ったりして塗料をこぼさない／○塗料缶、溶剤は換気のよい室外に置く 3．塗料を壁面に塗る／①．両手に物を持って脚立ののぼり、おりはしない ②．脚立を移動させないで、足場上のはね出し部分にのるなどの無理な姿勢はしない ③．塗料はこぼさないように、ムラなく塗る／○塗料を扱う場所は火気使用禁止とし、消火器を設置する 4．脚立足場を解体する／①．組立てと反対の順序で、ていねいに取り外す 後始末作業 1．片付けをする／①．使用工具、材料は所定の位置に戻す 2．窓やドアを閉める／①．塗料の乾燥とも関係するので、時間を置き、十分換気を確かめて行う	123	⑴　店社における作業手順の例	室内壁ハケ仕上げ塗装作業手順　資格、免許：有機溶剤作業主任者 区分／作業の順序／安全のポイント／備考 準備作業 1．防毒マスクを点検する／①．防毒マスクの損傷を目指して ②．吸収缶が使用できることを確認して ③．マスクを付け、もれのないことを確認して／○吸収缶は有機ガス用（黒色）を使用する 2．場内を換気する／①．外気に通ずる窓やドアを開け、空気の流れを確認して ②．ドア部など、部外者の立入禁止措置を確認して／○換気の悪い場合、換気装置を設置する 3．足場材を点検する／①．脚立の損傷やスベリ止めの脱落のないことを確かめて ②．足場板の損傷やたわみ程度を確認して／○脚立は、高さ1.8m以下とする 主体作業 1．脚立足場を組む／①．脚立の開き止めを完全に伸ばし、床にガタツキのないことを確めて設置する ②．足場板は、脚立が均等に３点支持となり、はね出しが10cm以上ある位置に設置してゴムバンドで固定する 2．塗料を持ち込む／①．防毒マスク、化学防護手袋、保護めがねを着用する。 ②．塗料を作業面に入れすぎない。入れ終った塗料缶は、その都度センをしっかりしておく ③．塗料を持ち運びする時、走ったりして塗料をこぼさない／○塗料缶、溶剤は換気のよい室外に置く 3．塗料を壁面に塗る／①．両手に物を持って脚立ののぼり、おりはしない ②．脚立を移動させないで、足場上のはね出し部分にのるなどの無理な姿勢はしない ③．塗料はこぼさないように、ムラなく塗る／○塗料を扱う場所は火気使用禁止とし、消火器を設置する 4．脚立足場を解体する／①．組立てと反対の順序で、ていねいに取り外す 後始末作業 1．片付けをする／①．使用工具、材料は所定の位置に戻す 2．窓やドアを閉める／①．塗料の乾燥とも関係するので、時間を置き、十分換気を確かめて行う
126	⑵　作業所における作業手順の例	（赤枠を修正） 〔室内壁ハケ仕上げ塗装〕作業手順 作業概要：３F○○室壁面塗装　延○○㎡／工事名：○○マンション新築工事／会社名：△△塗装　氏名　印／使用機械：なし 作業期間：○年○月○日～○年○月○日／使用工具：脚立（３脚）、ゴムバンド、足場板（１枚） 人員：塗装工　１名／保護具：防毒マスク、化学防護手袋、保護めがね 作業の順序／安全のポイント 1．防毒マスクを点検する／塗料のSDSや取扱い説明書を読み、吸収缶は使用時間を確認して 2．場内を換気する／窓やドアを開け、空気の流れを確認する 3．脚立足場を組立てる／脚立で３点支持とし、足場板を固定する 4．塗料を塗る／足場上で無理な作業とならないよう、脚立をこまめに移動させる 5．使用材料を片付ける／塗料缶のフタがしっかり閉っていることを確認する 6．換気を確認する／換気を確認しないで、塗装後すぐ窓や戸を閉めない ※現地の換気条件、足場、塗料、使用吸収缶などの条件と共に、防毒マスクに対する作業者の知識や経験に合わせて、適切に手順を指導する	124	⑵　作業所における作業手順の例	〔室内壁ハケ仕上げ塗装〕作業手順 作業概要：３F○○室壁面塗装　延○○㎡／工事名：○○マンション新築工事／会社名：△△塗装　氏名　印／使用機械：なし 作業期間：○年○月○日～○年○月○日／使用工具：脚立（３脚）、ゴムバンド、足場板（１枚） 人員：塗装工　１名／保護具：防毒マスク、化学防護手袋、保護めがね 作業の順序／安全のポイント 1．防毒マスクを点検する／塗料のSDSや取扱い説明書を読み、吸収缶は使用時間を確認して 2．場内を換気する／窓やドアを開け、空気の流れを確認する 3．脚立足場を組立てる／脚立で３点支持とし、足場板を固定する 4．塗料を塗る／足場上で無理な作業とならないよう、脚立をこまめに移動させる 5．使用材料を片付ける／塗料缶のフタがしっかり閉っていることを確認する 6．換気を確認する／換気を確認しないで、塗装後すぐ窓や戸を閉めない ※現地の換気条件、足場、塗料、使用吸収缶などの条件と共に、防毒マスクに対する作業者の知識や経験に合わせて、適切に手順を指導する
127	⑶　店社における作業手順の例	（赤枠を修正） 下水管布設掘削作業手順　資格、免許：車両系建設機械運転技能講習修了者／地山掘削作業主任者／土止め支保工組立て等作業主任者／玉掛け技能講習修了者 区分／作業の順序／安全のポイント／備考 準備作業 1．機械工具を点検する／①　バックホーは始業時点検表によって ②　電動丸ノコギリは、外観を見ると共に、スイッチを入れ作動状況を確めて 2．現場周囲を点検する／①　バリケードなどの破損や配列の乱れの有無、歩行者通路などの路面を確認して ②　支障試掘部の異常の有無を確めて／○道路占用許可条件を確認する 3．土止め支保工の材料を点検する／①　部材の強度に影響する損傷の有無、数量、寸法を確認して 本体作業 1．バックホーを据え付ける／①　バックホーは、舗装面に矢板を敷いて路面を保護して誘導する 2．バックホーで舗装を除去する／①　ダンプカーには舗装材のみとし、荷台からのこぼれ、重量オーバーのないように積込む ②　舗装材をバケットへ人力で積込む場合、合図を確め、バケットが静止してから行う／○舗装材は、産業廃棄物なので、専門業者に運搬、処分させる 3．地山を掘削する／①　バックホーを旋回する時は、通行車両や歩行者を監視しているガードマンの合図を確認する ②　掘削地所で人力による床付けをする場合であっても、稼動中のバックホーに近づかない ③　肌落ちや湧水のある場合、地山、崩壊の危険があるので掘削場所に近づかない／○作業は作業主任者の直接指揮のもとで行う ○湧水が多い時は排水ポンプを設置する 4．土止め支保工を組み立てる／①　土止め矢板は、掘削ごとに、地山とすき間のないように建込む ②　腹起し、切梁の組立ては、キャンバーなどでしっかり締め付け、地山にきかせる ③　土止め支保工の材料を吊り込む場合は、吊り荷の下に入らない／○矢板は地山が悪い場合、掘削前に打設する ○バックホーで矢板の打抜きや支保工材を組立てる場合は専用の装置が付いたもので行う 後始末作業 1．場内を片付ける／①　残材、使用工具は所定の場所に整理する ②　舗装上の土砂やよごれを清掃する 2．現場の周囲を点検する／①　保安施設の照明や異常の有無を確認して ②　バックホーの施錠やバケット位置の異常のないことを確認して ③　土止め支保工の異常の有無を確認して	125	⑶　店社における作業手順の例	下水管布設掘削作業手順　資格、免許：車両系建設機械運転技能講習修了者／地山掘削作業主任者／土止め支保工組立て作業主任者／玉掛け技能講習修了者 区分／作業の順序／安全のポイント／備考 準備作業 1．機械工具を点検する／①　バックホーは始業時点検表によって ②　電動丸ノコギリは、外観を見ると共に、スイッチを入れ作動状況を確めて 2．現場周囲を点検する／①　バリケードなどの破損や配列の乱れの有無、歩行者通路などの路面を確認して ②　支障試掘部の異常の有無を確めて／○道路占用許可条件を確認する 3．土止め支保工の材料を点検する／①　部材の強度に影響する損傷の有無、数量、寸法を確認して 本体作業 1．バックホーを据え付ける／①　バックホーは、舗装面に矢板を敷いて路面を保護して誘導する 2．バックホーで舗装を除去する／①　ダンプカーには舗装材のみとし、荷台からのこぼれ、重量オーバーのないように積込む ②　舗装材をバケットへ人力で積込む場合、合図を確め、バケットが静止してから行う／○舗装材は、産業廃棄物なので、専門業者に運搬、処分させる 3．地山を掘削する／①　バックホーを旋回する時は、通行車両や歩行者を監視しているガードマンの合図を確認する ②　掘削地所で人力による床付けをする場合であっても、稼動中のバックホーに近づかない ③　肌落ちや湧水のある場合、地山、崩壊の危険があるので掘削場所に近づかない／○作業は作業主任者の直接指揮のもとで行う ○湧水が多い時は排水ポンプを設置する 4．土止め支保工を組み立てる／①　土止め矢板は、掘削ごとに、地山とすき間のないように建込む ②　腹起し、切梁の組立ては、キャンバーなどでしっかり締め付け、地山にきかせる ③　土止め支保工の材料を吊り込む場合は、吊り荷の下に入らない／○矢板は地山が悪い場合、掘削前に打設する ○バックホーで矢板の打抜きや支保工材を組立てる場合は専用の装置が付いたもので行う 後始末作業 1．場内を片付ける／①　残材、使用工具は所定の場所に整理する ②　舗装上の土砂やよごれを清掃する 2．現場の周囲を点検する／①　保安施設の照明や異常の有無を確認して ②　バックホーの施錠やバケット位置の異常のないことを確認して ③　土止め支保工の異常の有無を確認して

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
129	⑴ 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を修正） 区分：車両系建設機械の運転 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）（3t未満） 安衛則 36-9 学科：構造・取扱方法（走行用装置）3 構造・取扱及び作業方法（作業用装置）2 一般事項 1 関係法令 1 実技：走行操作 4 作業装置の操作 2 基礎工事用機械運転（3t未満） 安衛則 36-9 学科：構造・取扱方法（走行用装置）2 構造・取扱及び作業方法（作業用装置）3 一般事項 1 関係法令 1 実技：走行の操作 3 作業用装置の操作 3 作業装置の操作 基礎工事用機械の運転 安衛則 36-9の3 学科：作業装置に関する知識 3 操作に必要な知識 1 関係法令 1 実技：作業装置の操作 3 運転のための合図 1 ローラー 安衛則 36-10 学科：構造・取扱方法 4 一般事項 1 関係法令 1 実技：運転方法 4 械の作業装置の操作 コンクリート打設用機 安衛則 36-10の2 学科：作業装置に関する知識 4 操作に必要な知識 2 関係法令 1 実技：作業装置の操作 4 運転のための合図 1	127	⑴ 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	区分：車両系建設機械の運転 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）（3t未満） 安衛則 36-9 特別教育規程 11 学科：構造・取扱方法（走行用装置）3 構造・取扱及び作業方法（作業用装置）2 一般的事項 1 関係法令 1 実技：走行操作 4 作業装置の操作 2 基礎工事用機械運転（3t未満） 安衛則 36-9 特別教育規程 11-3 学科：構造・取扱方法（走行用装置）2 構造・取扱及び作業方法（作業用装置）3 一般的事項 1 関係法令 1 実技：走行の操作 3 作業用装置の操作及び合図 3 作業装置の操作 基礎工事用機械の運転 安衛則 36-9の3 特別教育規程 11-5 学科：作業装置に関する知識 3 操作に必要な一般的事項 1 関係法令 1 実技：作業装置の操作 3 運転のための合図 1 ローラー 安衛則 36-10 特別教育規程 12 学科：構造・取扱方法 4 一般的事項 1 関係法令 1 実技：運転方法 4 械の作業装置の操作 コンクリート打設用機 安衛則 36-10の2 特別教育規程 12-2 学科：作業装置に関する知識 4 操作に必要な一般的事項 2 関係法令 1 実技：作業装置の操作 4 運転のための合図 1
130	⑴ 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を修正） 区分：車両系建設機械の運転 小型車両系建設機械（解体用）（3t未満） 安衛則 36-9 学科：構造・取扱方法（走行用装置）2 構造・取扱及び作業方法（作業用装置）2.5 一般事項 1.5 関係法令 1 実技：走行操作 4 作業装置の操作 3 基礎工事用機械の運転（自走式を除く） 安衛則 36-9の2 学科：構造・取扱方法 4 一般事項 2 関係法令 1 実技：くい打・くい抜機の運転 4 くい等の吊り込み及び合図 1 不整地運搬車の運転（1t未満） 安衛則 36-5の3 学科：構造・取扱方法（走行用装置）2 荷の運搬に関する知識 2 運転に必要な力学 1 関係法令 1 実技：走行の操作 4 荷の運搬 2 ボーリングマシンの運転 安衛則 36-10の3 学科：ボーリングマシンの知識 4 一般的知識 2 関係法令 1 実技：運転 4 運転のための合図 1	128	⑴ 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	区分：車両系建設機械の運転 小型車両系建設機械（解体用）（3t未満） 安衛則 36-9 特別教育規程 11-3 学科：構造・取扱方法（走行用装置）2 構造・取扱及び作業方法（作業用装置）2.5 一般的事項 1.5 関係法令 1 実技：走行操作 4 作業装置の操作 3 基礎工事用機械の運転（自走式を除く） 安衛則 36-9の2 特別教育規程 11-4 学科：構造・取扱方法 4 一般的事項 2 関係法令 1 実技：くい打・くい抜機の運転 4 くい等の吊り込み及び合図 1 不整地運搬車の運転（1t未満） 安衛則 36-5の3 特別教育規程 7-3 学科：構造・取扱方法（走行用装置）2 荷の運搬に関する知識 2 運転に必要な力学 1 関係法令 1 実技：走行の操作 4 荷の運搬 2 ボーリングマシンの運転 安衛則 36-10の3 特別教育規程 12-3 学科：ボーリングマシンの知識 4 一般的知識 2 関係法令 1 実技：運転 4 運転のための合図 1

（旧版）第２版(令和４年１月21日) No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日) No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
131	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を修正）	129	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	
132	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を修正）	130	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	

（旧版）131頁

区分	条文	科目		範囲	時間
高所作業車の運転（作業床の高さ10m未満）	安衛則 36-10の4	学科	構造・取扱方法（作業用装置）	種類・用途、作業用装置（附属装置を含む）の構造取扱方法	3
		学科	原動機の知識	内燃機関の構造・取扱方法、動力伝達装置・走行装置の種類	1
		学科	一般的知識	運転に必要な力学、感電による危険性	1
		学科	関係法令	法・令・則の関係条項	1
		実技	作業装置の操作	基本操作～一定の方法による作業床の昇降等	3
クレーン等の運転 クレーン（5t未満）	安衛則 36-15	学科	クレーンの知識	種類・型式、主要構造部分・作動装置、ブレーキ機能、取扱方法	3
		学科	原動機・電気	基礎知識、電動機・開閉器・コントローラー等電路の点検・補修、感電による危険性	3
		学科	力学（クレーン運転に必要な）	力（合成・分解・つり合い・モーメント）、重心、荷重、ワイヤロープ・フック・つり具の強さ、ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	2
		学科	関係法令	法・令・則・クレーン則の関係条項	1
		実技	クレーンの運転	荷のつり上げ、一定の経路による運搬、荷おろし	2
		実技	重量目測	材質・形状の異なる二つ以上の重量目測	1
		実技	玉掛け・運転の合図	玉掛用具の選定、玉掛けの方法・合図の方法	1
移動式クレーン（1t未満）	安衛則 36-16	学科	移動式クレーンの知識	クレーンと同じ	3
		学科	原動機・電気	内燃機関、蒸気機関、油圧駆動装置、感電による危険性	3
		学科	力学	クレーンと同じ	2
		学科	関係法令	法・令・則・クレーン則の関係条項	1
		実技	（クレーンと同じ）		4
デリック（5t未満）	安衛則 36-17	学科	デリックの知識	クレーンと同じ	3
		学科	原動機電気	クレーンと同じ	3
		学科	力学	クレーンと同じ	2
		学科	関係法令	クレーンと同じ	1
		実技	運転・重量目測・合図		4
建設用リフト	安衛則 36-18	学科	建設用リフトの知識	種類・型式、昇降装置、安全装置、ブレーキ機能、取扱い方法	2
		学科	電気知識(運転に必要な)	基礎知識、電動機、開閉器、感電による危険性	2
		学科	関係法令	法・令・則・クレーン則の関係条項	1
		実技	運転及び点検	搬器の昇降の操作、機械部分及び電路の点検	3
		実技	運転のための合図	電鈴等による合図の方法	1

（新版）129頁

区分	条文	科目		範囲	時間
高所作業車の運転（作業床の高さ10m未満）	安衛則 36-10の5 特別教育規程 13	学科	構造・取扱方法（作業用装置）	種類・用途、作業用装置の構造・取扱方法	3
		学科	原動機の知識	内燃機関の構造・取扱方法、動力伝達装置・走行装置の種類	1
		学科	一般的知識	運転に必要な力学、感電による危険性	1
		学科	関係法令	法・令・則の関係条項	1
		実技	作業装置の操作	基本操作、定められた方法による作業床の昇降等	3
クレーン等の運転 クレーン（5t未満）	安衛則 36-15 クレーン取扱い特別教育規程 1	学科	クレーンの知識	種類・型式、主要構造部分・作動装置、ブレーキ機能、取扱方法	3
		学科	原動機・電気	基礎知識、電動機・開閉器・コントローラー等電路の点検・補修、感電による危険性	3
		学科	力学（クレーン運転に必要な）	力（合成・分解・つり合い・モーメント）、重心、荷重、ワイヤロープ・フック・つり具の強さ、ワイヤロープの掛け方と荷重との関係	2
		学科	関係法令	法・令・則・クレーン則の関係条項	1
		実技	クレーンの運転	重量の確認、荷のつり上げ、一定の経路による運搬、荷おろし	3
		実技	クレーン運転の合図	合図の方法	1
移動式クレーン（1t未満）	安衛則 36-16 クレーン取扱い特別教育規程 2	学科	移動式クレーンの知識	クレーンと同じ	3
		学科	原動機・電気	内燃機関、蒸気機関、油圧駆動装置、感電による危険性	3
		学科	力学	クレーンと同じ	2
		学科	関係法令	法・令・則・クレーン則の関係条項	1
		実技	（クレーンと同じ）		4
デリック（5t未満）	安衛則 36-17 クレーン取扱い特別教育規程 3	学科	デリックの知識	クレーンと同じ	3
		学科	原動機電気	クレーンと同じ	3
		学科	力学	クレーンと同じ	2
		学科	関係法令	クレーンと同じ	1
		実技	運転・重量目測・合図		4
建設用リフト	安衛則 36-18 クレーン取扱い特別教育規程 4	学科	建設用リフトの知識	種類・型式、昇降装置、安全装置、ブレーキ機能、取扱い方法	2
		学科	電気知識(運転に必要な)	基礎知識、電動機、開閉器、感電による危険性	2
		学科	関係法令	法・令・則・クレーン則の関係条項	1
		実技	運転及び点検	作業床の昇降の操作、機械部分及び電路の点検	3
		実技	運転のための合図	電鈴等による合図の方法	1

（旧版）132頁

区分	条文	科目		範囲	時間
クレーン等の運転 玉掛け作業（1t未満）	安衛則 36-19	学科	クレーン・移動式クレーン デリックの知識	種類・型式、構造・機能、安全装置・ブレーキ	1
		学科	力学（玉掛けに必要な）	力（合成・分解・つり合い・モーメント）、簡単な図形の重心及び物の安定、摩擦、重量、荷重	1
		学科	玉掛けの方法	玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作（安全作業方法を含む）、合図の方法	2
		学科	関係法令	法・令・則・クレーン則の関係条項	1
		実技	クレーン等の玉掛け	材質・形状の異なる二つ以上の物の重量目測、玉掛用具の選定及び玉掛けの方法	3
		実技	運転合図	手・小旗等を用いて行う合図の方法	1
ゴンドラ操作	安衛則 36-20	学科	ゴンドラに関する知識	建設用リフトに準ずる	2
		学科	電気知識	〃	2
		学科	関係法令	〃	1
		実技	操作及び点検	〃	3
		実技	操作のための合図	〃	1
軌道装置（動力車運転）	安衛則 36-13	学科	動力車の構造	種類・用途、原動機・動力伝達装置、制御装置、ブレーキ台・車の連結装置、電気装置、安全装置、計器の構造及び取扱方法	3
		学科	軌道の知識	軌条、まくら木、道床、分岐、てっさ、逸走防止装置	1
		学科	運転の知識	信号装置、合図及び誘導の方法、車両連結の方法	1
		学科	関係法令	法・令・則の関係条項	1
		実技	動力車の運転	一定のコースにおける走行	3
		実技	車両の連結及び合図	動力車と車両との連結、合図の方法	1
巻上機運転	安衛則 36-11	学科	巻上機の知識	原動機・ブレーキ・クラッチ・巻胴・逆転防止装置、動力伝達装置、電気装置、信号装置、連結器材・安全装置、各種計器及び巻上げ用ワイヤロープの構成と取扱方法、巻上機の据付方法	3
		学科	一般事項	合図方法、荷掛方法、連結方法、点検方法	2
		学科	関係法令	法・令・則の関係条項	1
		実技	運転	荷の巻上げ及び巻卸し	3
		実技	荷掛け及び合図	荷の種類に応じた荷掛け、手・小旗による合図	1
アーク溶接	安衛則 36-3	学科	溶接の知識	アーク溶接の基礎理論、電気の基礎知識	1
		学科	溶接装置の基礎知識	直流及び交流アーク溶接機、自動電撃防止装置、溶接棒、ホルダー、配線	3
		学科	作業の方法	作業前の点検整備、溶接方法、溶接部の点検、作業後の処置、災害防止	6
		学科	関係法令	法・令・則の関係条項	1
		実技	取扱及び作業方法	装置の取扱及び作業の方法	10

（新版）130頁

区分	条文	科目		範囲	時間
クレーン等の運転 玉掛け作業（1t未満）	安衛則 36-19 クレーン取扱い特別教育規程 5	学科	クレーン・移動式クレーン デリックの知識	種類・型式、構造・機能、安全装置・ブレーキ	1
		学科	力学（玉掛けに必要な）	力（合成・分解・つり合い・モーメント）、簡単な図形の重心及び物の安定、摩擦、重量、荷重	1
		学科	玉掛けの方法	玉掛用具の選定及び使用の方法 基本動作（安全作業方法を含む）、合図の方法	2
		学科	関係法令	法・令・則・クレーン則の関係条項	1
		実技	クレーン等の玉掛け	材質・形状の異なる二以上の物の重量目測、玉掛用具の選定及び玉掛けの方法	3
		実技	運転合図	手・小旗等を用いて行う合図の方法	1
ゴンドラ操作	安衛則 36-20 ゴンドラ安全規程 12-1	学科	ゴンドラに関する知識	建設用リフトに準ずる	2
		学科	電気知識	〃	2
		学科	関係法令	〃	1
		実技	操作及び点検	〃	3
		実技	操作のための合図	〃	1
軌道装置（動力車運転）	安衛則 36-13 特別教育規程 15	学科	動力車の構造	種類・用途、原動機・動力伝達装置、制御装置、ブレーキ、台車、連結装置、電気装置、逸走防止装置、安全装置、計器の構造及び取扱方法	3
		学科	軌道の知識	軌条、まくら木、道床、分岐、てつさ、逸走防止装置	1
		学科	運転の知識	信号装置、合図及び誘導の方法、車両連結の方法	1
		学科	関係法令	法・令・則の関係条項	1
		実技	動力車の運転	定められたコースにおける走行	3
		実技	車両の連結及び合図	動力車と車両との連結、合図の方法	1
巻上げ機運転	安衛則 36-11 特別教育規程 14	学科	巻上げ機の知識	原動機、ブレーキ、クラッチ、巻胴、逆転防止装置、動力伝達装置、電気装置、信号装置、連結器材、安全装置、各種計器及び巻上げ用ワイヤロープの構造と取扱方法、巻上げ機の据付方法	3
		学科	一般事項	合図方法、荷掛方法、連結方法、点検方法	2
		学科	関係法令	法・令・則の関係条項	1
		実技	運転	荷の巻上げ及び巻卸し	3
		実技	荷掛け及び合図	荷の種類に応じた荷掛け、手、小旗による合図	1
アーク溶接	安衛則 36-3 特別教育規程 4	学科	溶接に関する知識	アーク溶接等の基礎理論、電気に関する基礎知識	1
		学科	溶接装置に関する基礎知識	直流及び交流アーク溶接機、自動電撃防止装置、溶接棒等のホルダー、配線	3
		学科	作業の方法	作業前の点検整備、溶接方法、溶接部の点検、作業後の処置、災害防止	6
		学科	関係法令	法・令・則の関係条項	1
		実技	取扱及び作業方法	アーク溶接装置の取扱及び作業の方法	10

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
133	⑴ 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を削除、修正）	131	⑴ 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	
134	⑴ 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を修正）	132	⑴ 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	

133 内容

区分		条文	科目		範囲	時間
電気取扱業務	電圧・特別高圧	安衛則 36-4	学科	高圧・特別高圧の基礎知識	電気の危険性、接近限界距離、短絡、漏電、接地、静電誘導、電気絶縁	1.5
				設備の基礎知識	発電設備、送電設備、配電設備、変電設備、電気使用設備、保守及び点検	2
				安全作業用具	絶縁保護具、絶縁防具、活線作業用器具、活線作業用装置、検電器、短絡接地器具、その他の安全作業用具管理	1.5
				活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護、作業者の絶縁保護、活線作業用器具及び作業用装置の取扱い、安全距離の確保、停電電路に対する措置、開閉装置の操作、作業管理、救急処置、災害防止	5
				関係法令	法・令・則の関係条項	1
			実技	作業の方法	活線作業及び活線近接作業の方法（充電電路の操作のみを行うもの）	15 (1)
			学科	基礎知識	電気の危険性、短絡、漏電、接地、電気絶縁	1
				電気設備	配電設備、変電設備、電気使用設備、保守及び点検	2
	低圧	安衛則 36-4	学科	電気に関する基礎知識	電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1
				電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検	2
				安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用器具 検電器 その他の安全作業用具 管理	1
				活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電電路に対する措置 作業管理 救急処理 災害防止	2
				関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1
			実技	作業の方法	活線作業及び活線近接作業の方法（開閉器の操作のみを行うもの）	7 (1)
（グラインダーなどといしの取替業務）		安衛則 36-1	学科	といし・取付具	といしの種類・構造・表示・安全度・取扱方法、取付具、覆い、保護具	2
				といしの取扱方法及び試運転の方法	研削盤と研削用といしとの適合確認、外観検査、打音検査、取付具の締付方法及び締付け力、バランスの取り方、試運転の方法	1
				関係法令	法・令・則の関係条項	1
			実技		といしの取扱方法及び試運転の方法	2
立木伐倒		安衛則 36-8	学科	伐木作業の知識	伐倒の方法・合図、退避の方法、かかり木の種類及びその処理	3
				チェンソーの知識	種類・構造及び取扱方法	2
				振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2
				関係法令	法・令・則の関係条項	1
			実技	伐木の方法	大径木・偏心木の伐木方法、かかり木の処理方法	4
				チェンソーの操作	基本操作、応用操作、チェンソーの点検方法	4

131 内容

区分		条文	科目		範囲	時間
電気取扱業務	電圧・特別高圧	安衛則 36-4 特別教育規程 5	学科	高圧・特別高圧の基礎知識	電気の危険性、接近限界距離、短絡、漏電、接地、静電誘導、電気絶縁	1.5
				設備の基礎知識	発電設備、送電設備、配電設備、変電設備、受電設備、電気使用設備、保守及び点検	2
				安全作業用具	絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用器具、活線作業用装置、検電器、短絡接地器具、その他の安全作業用具、管理	1.5
				活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護、作業者の絶縁保護、活線作業用器具及び作業用装置の取扱い、安全距離の確保、停電電路に対する措置、開閉装置の操作、作業管理、救急処置、災害防止	5
				関係法令	法・令・則の関係条項	1
			実技	作業の方法	高圧・特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法（充電電路の操作のみを行うもの）	15 (1)
	低圧	安衛則 36-4 特別教育規程 6	学科	電気に関する基礎知識	電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1
				電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気使用設備 保守及び点検	2
				安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線作業用器具 検電器 その他の安全作業用具 管理	1
				活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 停電電路に対する措置 作業管理 救急処理 災害防止	2
				関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1
			実技	作業の方法	活線作業及び活線近接作業の方法（開閉器の操作のみを行う者）	7 (1)
自由研削用といしの取替等の業務		安衛則 36-1 特別教育規程 2	学科	自由研削用といしの種類、構成、表示・安全度・取扱方法、取付具、覆い、保護具	自由研削用といしの種類、構成、表示・安全度・取扱方法、取付具、覆い、保護具	2
				研削といしの取付方法及び試運転の方法	自由研削用研削盤と自由研削用といしとの適合確認、外観検査、打音検査、取付具の締付方法及び締付け力、バランスの取り方、試運転の方法	1
				関係法令	法・令・則の関係条項	1
			実技		自由研削用といしの取付方法及び試運転の方法	2
伐木等の業務		安衛則 36-8 特別教育規程 10	学科	伐木作業の知識	伐倒の方法、合図、退避の方法、かかり木の種類及びその処理、造材の方法、保護衣等の着用	4
				チェンソーの知識	種類、構造及び取扱方法、点検・整備方法、目立て	2
				振動障害及びその予防に関する知識	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2
				関係法令	法・令・則の関係条項	1
			実技	伐木等の方法	伐木の方法、かかり木の処理、造材の方法、保護衣等	5
				チェンソーの操作	基本操作、応用操作	2
				点検及び整備	チェーンソーの点検・整備方法、目立て方法	2

134 内容

区分		条文	科目		範囲	時間
酸素欠乏等危険作業		安衛則 36-26 酸欠 12（ ）時間は第２種	学科のみ	酸欠の原因	発生の原因、発生しやすい場所	0.5(1)
				酸欠症の症状	危険性、主な症状	0.5(1)
				空気呼吸器の使用方法	呼吸器、ホースマスク換気装置の使用・保守・点検方法	1
				緊急退避及び救急そ生の方法	命綱、救出用設備・器具の使用方法、保守・点検方法、人工呼吸の方法、人工そ生器の使用方法、心臓マッサージの方法	1(1.5)
				その他の防止対策	酸欠関係条項に定める事項	1
高圧室内作業	作業室及び気こう室への送気のための空気圧縮機の運転業務	安衛則 36-20の2 高気圧 11-1	学科	圧気工法の知識	工法の概要、業務の危険性、事故発生時の措置	2
				送気設備の構造及び取扱い	送気設備の種類・構造・取扱方法、点検修理の方法、自動警報装置の構造・取扱方法	4
				高気圧障害の知識	高気圧障害の病理・症状・予防方法	2
				関係法令	法・令・則・高気圧則の関係条項	2
			実技	空気圧縮機の運転	空気圧縮機の始動・停止、送気を行うバルブまたはコックの操作	2
	作業室への送気調節バルブまたはコックを操作する業務	安衛則 36-21 高気圧 11-2	学科	圧気工法の知識	工法の概要、業務の危険性、事故発生時の措置	2
				送気・排気	送排気の方法、緊急時の減圧法、設備の種類、取扱方法及び修理方法	4
				高気圧障害の知識	高気圧障害の病理・症状・予防方法	2
				関係法令	法・令・則・高気圧則の関係条項	2
			実技	送気の調節	送気の調節を行うバルブまたはコックの操作	2
	作業室への送気調節バルブまたはコックを操作する業務	安衛則 36-22 高気圧 11-3	学科	圧気工法の知識	工法の概要、業務の危険性、事故発生時の措置	2
				加圧及び減圧の仕方	加圧及び減圧の仕方、緊急時の減圧法	3
				高気圧障害の知識	高気圧障害の病理・症状・予防方法	2
				関係法令	法・令・則・高気圧則の関係条項	2
			実技	加圧・減圧・換気	加圧・減圧・換気を行うための送気または排気の調節を行うバルブまたはコックの操作	3
	再圧室を操作する業務	安衛則 36-24 高気圧 11-5	学科	高気圧障害の知識	高気圧障害の病理・症状及び予防方法	2
				新急再生法	再圧室の基礎知識、標準再圧治療法	3
				救急そ生法	人工呼吸法、人工そ生法	2
				関係法令	法・令・則・高気圧則の関係条項	2
			実技	再圧室の操作・救急そ生法	再圧室の操作を行うバルブまたはコックの操作、人工呼吸法、人工そ生法	3
	高圧室内業務	安衛則 36-24の2 高気圧 11-6	学科	圧気工法の知識	圧気工法の概要、業務の危険性	1
				圧気工法関係設備	送気設備の種類及び機能、気閘室の機能、通話装置	1
				急激な圧力低下・火災等	異常出水、火災等の防止方法、事故発生時の措置、保護具	3
				高気圧障害の知識	高気圧障害の病理・症状及び予防方法	1
				関係法令	法・令・則・高気圧則の関係条項	1

132 内容

区分		条文	科目		範囲	時間
酸素欠乏等危険作業		安衛則 36-26 酸欠 12（ ）時間は第２種	学科のみ	酸素欠乏の発生原因	発生の原因、発生しやすい場所	0.5(1)
				酸素欠乏症の症状	危険性、主な症状	0.5(1)
				空気呼吸器の使用方法	空気呼吸器、酸素呼吸機、送気マスク又は換気装置の使用・保守・点検方法	0.5(1)
				事故の場合の退避及び救急そ生の方法	墜落制止用器具等並びに救出用設備・器具の使用方法、保守・点検方法、人工呼吸の方法、人工そ生器の使用方法	1(1)
				その他防止必要事項	酸欠関係条項に定める事項	1(1.5)
高圧室内作業	作業室及び気こう室への送気のための空気圧縮機の運転業務	安衛則 36-20の2 高圧則 11-1-1	学科	圧気工法の知識	工法の概要、業務の危険性、事故発生時の措置	2
				送気設備の構造及び取扱い	送気設備の種類・構造・取扱方法、点検修理の方法、自動警報装置の構造・取扱方法	4
				高気圧障害の知識	高気圧障害の病理・症状・予防方法	2
				関係法令	法・令・則・高圧則の関係条項	2
			実技	空気圧縮機の運転	空気圧縮機の始動・停止、送気を行うバルブまたはコックの操作	2
	作業室への送気調節バルブまたはコックを操作する業務	安衛則 36-21 高圧則 11-1-2	学科	圧気工法の知識	工法の概要、業務の危険性、事故発生時の措置	2
				送気・排気	送排気の方法、緊急時の減圧法、設備の種類、取扱方法及び修理方法	4
				高気圧障害の知識	高気圧障害の病理・症状・予防方法	2
				関係法令	法・令・則・高圧則の関係条項	2
			実技	送気の調節	送気の調節を行うバルブまたはコックの操作	2
	作業室への送気調節バルブまたはコックを操作する業務	安衛則 36-22 高圧則 11-1-3	学科	圧気工法の知識	工法の概要、業務の危険性、事故発生時の措置	2
				加圧・減圧・換気の仕方	加圧及び減圧の仕方、緊急時の減圧法	3
				高気圧障害の知識	高気圧障害の病理・症状・予防方法	2
				関係法令	法・令・則・高圧則の関係条項	2
			実技	加圧・減圧・換気	加圧・減圧・換気を行うための送気又は排気の調節を行うバルブ又はコックの操作	3
	再圧室を操作する業務	安衛則 36-24 高圧則 11-1-5	学科	高気圧障害の知識	高気圧障害の病理・症状及び予防方法	2
				救急再生法	再圧室の基礎知識、標準再圧治療法	3
				救急そ生法	人工呼吸法、人工そ生法	2
				関係法令	法・令・則・高圧則の関係条項	2
			実技	再圧室の操作・救急そ生法	再圧室の操作を行うバルブ又はコックの操作、人工呼吸法、人工そ生法	3
	高圧室内作業に係る業務	安衛則 36-24の2 高圧則 11-1-6	学科	圧気工法の知識	圧気工法の概要、業務の危険性	1
				圧気工法関係設備	送気設備の種類及び機能、気閘室の機能、通話装置	1
				急激な圧力低下・火災等	異常出水、火災等の防止方法、事故発生時の措置、保護具	3
				高気圧障害の知識	高気圧障害の病理・症状及び予防方法	1
				関係法令	法・令・則・高圧則の関係条項	1

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
135	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	（赤枠を修正）	133	(1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧	
136	上から5行目	（赤枠を差し替え）	134	上から5行目	

（旧版）135頁 (1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧（赤枠を修正）

区 分	条 文	科	目	範 囲	時間
特定粉じん作業	安衛則 36-29 粉じん 22	学科	発散防止・換気方法	発散防止対策の種類及び概要 換気の種類及び概要	1
			作業場の管理	保守点検の方法、作業環境の点検方法、清掃の方法	1
			呼吸用保護具の使用方法	種類・性能・使用方法及び管理	0.5
			粉じん関係の疾病及び健康管理	粉じんの有害性疾病の病理及び症状 健康管理の方法	1
			関係法令	法・令・安衛則・粉じん則・じん肺則	1
ずい道等掘削・覆工業務	安衛則 36-30	学科	作業方法関係の知識	工法の概要 作業の種類 地質の種類及び性質	1.5
			工事用設備等の知識	工事用設備等の種類及び取扱い	1.5
			労働災害防止の方法等	肌落ち、落盤防止のための措置 坑内運搬設備による災害の防止措置 爆発、火災防止措置 一般工事用設備等による災害防止措置 作業環境管理の方法 保護具の使用方法 事故発生時の対処法	3
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1
石綿使用建築物等解体等業務	安衛則 36-37	学科	石綿の有害性	石綿の性状、石綿による疾病の病理及び症状	0.5
			石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途、事前調査の方法	1
			石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物又は工作物の解体等の作業の方法、湿潤化の方法、作業場所の隔離の方法、その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1
			保護具の使用方法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1
			その他石綿等のばく露の防止に関して必要な事項	法、令、安衛則及び石綿則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務	安衛則 36-39	学科	足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り桟橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3
			工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	0.5
			労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1
墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務	安衛則 36-41	学科	作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱いの方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	1
			墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ）に関する知識	フルハーネス及びランヤードの種類及び構造 フルハーネスの装着の方法 ランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 点検及び整備の方法 関連器具の使用方法	2
			労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5
		実技	墜落制止用器具の使用方法等	フルハーネスの装着の方法 ランヤードの取付け設備等への取付方法 墜落による労働災害防止のための措置 点検及び整備の方法	1.5

（新版）133頁 (1) 建設業関係の特別教育カリキュラム一覧

区 分	条 文	科	目	範 囲	時間
特定粉じん作業	安衛則 36-29 粉じん 22	学科	発散防止・換気方法	発散防止対策の種類及び概要 換気の種類及び概要	1
			作業場の管理	保守点検の方法、作業環境の点検方法、清掃の方法	1
			呼吸用保護具の使用方法	種類・性能・使用方法及び管理	0.5
			粉じん関係の疾病及び健康管理	粉じんの有害性疾病の病理及び症状 健康管理の方法	1
			関係法令	法・令・安衛則・粉じん則・じん肺則	1
ずい道等掘削・覆工業務	安衛則 36-30 特別教育規程 17	学科	作業方法関係の知識	掘削工法の概要 作業の種類 地質の種類及び性質	1.5
			工事用設備の知識	掘削、ずり積み、運搬、覆工設備	1.5
			労働災害防止の知識	落盤・肌落ち防止のための措置 爆発・火災防止のための措置 工事用設備による労働災害防止措置 作業環境改善の方法 事故発生時の措置 保護具使用方法	3
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1
石綿使用建築物等解体等業務	安衛則 36-37	学科	石綿の有害性	石綿の性状、石綿による疾病の病理及び症状	0.5
			石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途、事前調査の方法	1
			石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物、工作物の解体等の作業の方法、湿潤化の方法、作業場所の隔離の方法、その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1
			保護具の使用方法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1
			その他石綿等のばく露の防止に関して必要な事項	法、令、安衛則及び石綿則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1
足場の組立て等に係る業務	安衛則 36-39 特別教育規程 22	学科	足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り桟橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3
			工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	0.5
			労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1
墜落制止用器具を用いて行う作業に係る業務	安衛則 36-41 特別教育規程 24	学科	作業に関する知識	作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 作業に用いる設備の点検及び整備の方法 作業の方法	1
			墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ）に関する知識	フルハーネス及びランヤードの種類及び構造 フルハーネスの装着の方法 ランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 点検及び整備の方法 関連器具の使用方法	2
			労働災害の防止に関する知識	墜落による労働災害の防止のための措置 落下物による危険防止のための措置 感電防止のための措置 保護帽の使用方法及び保守点検の方法 事故発生時の措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1
			関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5
		実技	墜落制止用器具の使用方法等	フルハーネスの装着の方法 ランヤードの取付け設備等への取付方法 墜落による労働災害防止のための措置 点検及び整備の方法	1.5

（旧版）136頁 上から5行目（赤枠を差し替え）

教育内容		教育時間
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること	1. 作業手順の定め方 2. 労働者の適正な配置の方法	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	1. 指導及び教育の方法 2. 作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること	1. 危険性又は有害性等の調査方法 2. 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 3. 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時等における措置に関すること	1. 異常時における措置 2. 災害発生時における措置	1.5時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること	1. 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 2. 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間
合 計		12時間

（新版）134頁 上から5行目

職長等教育及び職長・安全衛生責任者教育のカリキュラムの対応関係

(H18.5.12 基発第0512004号)

教 科 目	職長・安衛責任者教育（時間）
作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 作業手順の定め方 労働者の適正な配置の方法	2時間
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること 指導及び教育の方法 作業中における監督及び指示の方法	2.5 時間
危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること 危険性又は有害性等の調査の方法 危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 設備、作業等の具体的な改善の方法	4時間
異常時等における措置に関すること 異常時における措置 災害発生時における措置	1.5 時間
その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2時間
安全衛生責任者の職務等 安全衛生責任者の役割 安全衛生責任者の心構え 労働安全衛生関係法令等の関係条項	1時間
統括安全衛生管理の進め方 安全施工サイクル 安全工程打合せの進め方	1時間

（注）必要に応じて演習を行うこと。

建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の
能力向上教育に準じた教育カリキュラム

(H29.2.20 基発0220第3号)

科 目	範 囲	時 間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	建設業における労働災害発生状況 労働災害の仕組みと発生した場合の対応 作業方法の決定及び労働者の配置 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 異常時等における措置 安全施工サイクルによる安全衛生活動 職長等及び安全衛生責任者の役割	120 分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	労働者に対する指導、監督等の方法 効果的な指導方法 伝達力の向上	60 分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	危険性又は有害性等の調査の方法 設備、作業等の具体的な改善の方法	30 分
グループ演習	以下の項目のうち１以上について実施すること。 • 災害事例研究 • 危険予知活動 • 危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置	130 分

<table>
<tr><th colspan="3">（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101</th><th colspan="3">（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101</th></tr>
<tr><th>頁</th><th>箇所</th><th>内　容</th><th>頁</th><th>箇所</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>135</td><td></td><td>（下記のページを追加）

③　安全衛生推進者教育カリキュラム
①　安全衛生推進者能力向上教育カリキュラム（初任時）
<table>
<tr><th>科　　目</th><th>範　　囲</th><th>時　間</th></tr>
<tr><td>1. 安全衛生管理の進め方</td><td>(1) 安全衛生推進者の役割と職務
(2) 労働衛生管理
(3) 労働災害の原因の調査と再発防止対策</td><td>3時間</td></tr>
<tr><td>2. 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等</td><td>(1) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>3. 安全衛生教育</td><td>(1) 安全衛生教育の方法
(2) 作業標準の作成と周知</td><td>1時間</td></tr>
<tr><td>4. 関係法令</td><td>(1) 労働安全衛生法令</td><td>1時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>7時間</td></tr>
</table>
②　安全衛生推進者養成教育
<table>
<tr><th>講習科目</th><th>範　　囲</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>安全管理</td><td>安全衛生推進者の役割と職務　安全活動　労働災害の原因の調査と再発防止対策</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等</td><td>危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>作業環境管理及び作業管理</td><td>作業環境測定　作業環境改善　作業方法の改善　労働衛生保護具</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>健康の保持増進対策</td><td>健康診断　労働衛生統計　労働生理　健康教育</td><td>1時間</td></tr>
<tr><td>安全衛生教育</td><td>安全衛生教育の方法　作業標準の作成と周知</td><td>1時間</td></tr>
<tr><td>安全衛生関係法令</td><td>労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「法」という。）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）並びにこれらに基づく命令中の関係条項</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>10時間</td></tr>
</table>
注）①安全衛生推進者能力向上教育（初任時）は、実務に就く前に実施する教育で、所定の学歴と経験年数がある者を対象としたものです。
②安全衛生推進者養成教育は、選任時に選任資格（所定の学歴と経験年数）が不足する者に対する教育であり、全ての安全衛生推進者が受講するものではありません。
安全衛生推進者養成教育の修了者は、安全衛生推進者能力向上教育（初任時）を受講する必要はありません。

135</td></tr>
<tr><td>137</td><td>上から
１行目</td><td>⑶　能力向上教育（安衛法第19条の2）カリキュラム
（下線部を修正）</td><td>136</td><td>上から
１行目</td><td>⑷　能力向上教育（安衛法第19条の2）カリキュラム</td></tr>
<tr><td>137</td><td>⑶　能力向上教育（安衛法第 19 条の 2）カリキュラム</td><td>（赤枠を修正、追加）
①　安全衛生推進者能力向上教育カリキュラム（初任時）
<table>
<tr><th>科　　目</th><th>範　　囲</th><th>時　間</th></tr>
<tr><td>1. 安全衛生管理の進め方</td><td>(1) 安全衛生推進者の役割と職務
(2) 労働衛生管理
(3) 労働災害の原因の調査と再発防止対策</td><td>3時間</td></tr>
<tr><td>2. 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等</td><td>(1) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>3. 安全衛生教育</td><td>(1) 安全衛生教育の方法
(2) 作業標準の作成と周知</td><td>1時間</td></tr>
<tr><td>4. 関係法令</td><td>(1) 労働安全衛生法令</td><td>1時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>7時間</td></tr>
</table>
②　木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
<table>
<tr><th>科　　目</th><th>範　　囲</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>1. 最近の木造建築物の組立て等の作業の特徴</td><td>(1) 作業方法の特徴
(2) 足場その他の仮設設備の特徴</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>2. 木造建築物の組立て等の作業の安全化と工事用機械設備の保守管理</td><td>(1) 木造建築物の組立て等の作業の安全
(2) 足場その他の仮設設備の保守管理
(3) 木材加工用機械その他の機械設備の点検・設備</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>3. 災害事例及び関係法令</td><td>(1) 災害事例とその防止対策
(2) 労働安全衛生法令のうち木造建築物の組立て等に関する条項</td><td>3時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>7時間</td></tr>
</table>
③　足場の組立て等作業主任者能力向上教育カリキュラム（定期等）
<table>
<tr><th>科　　目</th><th>範　　囲</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>1. 最近の足場、部材等及びそれらの選択と管理</td><td>(1) 足場、部材等の特徴
(2) 部材等の選択と管理</td><td>1時間</td></tr>
<tr><td>2. 足場の組立て等の安全施工と保守管理</td><td>(1) 足場の強度計算の方法
(2) 組立て等の基本的事項と留意事項
(3) 組立て後の保守管理</td><td>4時間</td></tr>
<tr><td>3. 災害事例及び関係法令</td><td>(1) 災害事例とその防止対策
(2) 労働安全衛生法令のうち足場の組立て等に関する条項</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>7時間</td></tr>
</table>
④　有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
<table>
<tr><th>科　　目</th><th>範　　囲</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>1. 作業環境管理</td><td>(1) 作業環境管理の進め方
(2) 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置
(3) 局所排気装置等の設置及びその維持管理</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>2. 作業管理</td><td>(1) 作業管理の進め方
(2) 労働衛生保護具</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>3. 健康管理</td><td>(1) 有機溶剤中毒の症状
(2) 健康診断及び事後措置</td><td>1時間</td></tr>
<tr><td>4. 事例研究及び関係法令</td><td>(1) 作業標準の作成
(2) 災害事例とその防止対策
(3) 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>7時間</td></tr>
</table></td><td>136</td><td>⑷　能力向上教育（安衛法第 19 条の 2）カリキュラム</td><td>①　木造建築物の組立て等作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
<table>
<tr><th>科　　目</th><th>範　　囲</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>1. 最近の木造建築物の組立て等の作業の特徴</td><td>(1) 作業方法の特徴
(2) 足場その他の仮設設備の特徴</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>2. 木造建築物の組立て等の作業の安全化と工事用機械設備の保守管理</td><td>(1) 木造建築物の組立て等の作業の安全
(2) 足場その他の仮設設備の保守管理
(3) 木材加工用機械その他の機械設備の点検・設備</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>3. 災害事例及び関係法令</td><td>(1) 災害事例とその防止対策
(2) 労働安全衛生法令のうち木造建築物の組立て等に関する条項</td><td>3時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>7時間</td></tr>
</table>
②　足場の組立て等作業主任者能力向上教育カリキュラム（定期又は随時）
<table>
<tr><th>科　　目</th><th>範　　囲</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>1. 最近の足場、部材等及びそれらの選択と管理</td><td>(1) 足場、部材等の特徴
(2) 部材等の選択と管理</td><td>1時間</td></tr>
<tr><td>2. 足場の組立て等の安全施工と保守管理</td><td>(1) 足場の強度計算の方法
(2) 組立て等の基本的事項と留意事項
(3) 組立て後の保守管理</td><td>4時間</td></tr>
<tr><td>3. 災害事例及び関係法令</td><td>(1) 災害事例とその防止対策
(2) 労働安全衛生法令のうち足場の組立て等に関する条項</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>7時間</td></tr>
</table>
③　有機溶剤作業主任者能力向上教育（定期又は随時）
<table>
<tr><th>科　　目</th><th>範　　囲</th><th>時間</th></tr>
<tr><td>1. 作業環境管理</td><td>(1) 作業環境管理の進め方
(2) 作業環境測定、評価及びその結果に基づく措置
(3) 局所排気装置等の設置及びその維持管理</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>2. 作業管理</td><td>(1) 作業管理の進め方
(2) 労働衛生保護具</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td>3. 健康管理</td><td>(1) 有機溶剤中毒の症状
(2) 健康診断及び事後措置</td><td>1時間</td></tr>
<tr><td>4. 事例研究及び関係法令</td><td>(1) 作業標準の作成
(2) 災害事例とその防止対策
(3) 有機溶剤業務に係る労働衛生関係法令</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td>7時間</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>138</td><td>上から
１行目</td><td>⑷　危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（安衛法第60条の2）カリキュラム
（下線部を修正）</td><td>137</td><td>上から
１行目</td><td>⑸　危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（安衛法第60条の2）カリキュラム</td></tr>
</table>

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
138	上から 2行目	事業者は、危険又は有害な業務に就いている者に対して、安全衛生教育を行うように努めなければならないこととなっています。 （下線部を追加）	137	上から 2行目	事業者は、危険性又は有害性業務に就いている者に対して、安全衛生教育を行うように努めなければならないこととなっています。 抜粋（H1.5.22　基発第247号）
138	⑷　危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（安衛法第60条の2）カリキュラム	（赤枠を修正） ① 車両系建設機械運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第12号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム ② 移動式クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム ③ ローラー式運転業務（労働安全衛生規則第36条第10号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム ④ 有機溶剤業務従事者安全衛生教育	137	⑸　危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（安衛法第60条の2）カリキュラム	⑥ 移動式クレーン運転士安全衛生教育カリキュラム ⑨ 車両系建設機械運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第12号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム ⑫ ローラー運転業務（労働安全衛生規則第36条第10号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラム ⑬ 有機溶剤業務従事者安全衛生教育
139	上から 1行目	⑸　行政指導等に基づく安全衛生教育カリキュラム （下線部を追加）	138	上から 1行目	⑹　行政指導等に基づく安全衛生教育カリキュラム
139	①　有機溶剤取扱業務	（赤枠を修正）	138	①　有機溶剤取扱業務	
139	②　振動工具取扱業務	（赤枠を修正） ② 振動工具取扱業務	138	②　振動工具取扱業務	② 振動工具取扱業務（チェーンソー以外の振動工具取扱作業者に対する安全衛生教育）
139	③　丸のこ等取扱作業従事者教育	（赤枠を修正） ③ 丸のこ等取扱作業従事者教育	138	③　丸のこ等取扱作業従事者教育	③ 丸のこ等取扱作業従事者教育（「携帯用丸のこ盤」を使用して行う作業従事者教育）

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内　容	頁	箇所	内　容
141	⑥　建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育	（赤枠を修正） ⑥　建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育 科　目 / 範　囲 / 時　間 労働安全衛生関係法令 / ・事業者の責任と労働者の遵守義務 / 0.5時間 安全施工サイクルに関する事項 / ・安全施工サイクルの実施方法 / 1時間 現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項 / ・現場の安全管理体制 ・現場での安全点検 ・有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 ・その他労働安全衛生に関する具体的実施事項 / 1.5時間 労働災害の事例及びその対策 / ・作業行動による労働災害防止対策（ヒューマンエラー関係を含む。） / 1時間 実技訓練（現場でできる実技体験訓練） / ・服装及び保護具（呼吸用保護具、保護帽、安全帯等）の適切な装着方法 ・現場での合図の種類、方法及び確認 ・適切な安全指示の方法と対応 ・その他労働安全衛生に関する実技訓練 / 2時間 合　計 / 6時間	140	⑥　建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育	⑥　建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育） 科　目 / 範　囲 / 時　間 労働安全衛生関係法令 / ・事業者の責任と労働者の遵守義務 / 0.5時間 安全施工サイクルに関する事項 / ・安全施工サイクルの実施方法 / 1時間 現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項 / ・現場の安全管理体制 ・現場での安全点検 ・有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 ・その他労働安全衛生に関する具体的実施事項 / 1.5時間 労働災害の事例及びその対策 / ・作業行動による労働災害防止対策（ヒューマンエラー関係を含む。） / 1時間 実技訓練（現場でできる実技体験訓練） / ・服装及び保護具（呼吸用保護具、保護帽、安全帯等）の適切な装着方法 ・現場での合図の種類、方法及び確認 ・適切な安全指示の方法と対応 ・その他労働安全衛生に関する実技訓練 / 2時間 合　計 / 6時間
141	⑦　安全衛生推進者養成講習	（赤枠を削除） ⑦　安全衛生推進者等に対する労働災害防止再発防止講習 講　習　科　目 / 範　囲 / 講習時間 事業場の安全衛生に関する管理に係る問題点及びその対策 / 労働災害の現状及び問題点　事業場における安全衛生管理の意義　事業場における安全衛生管理体制 / 2時間 事業場の安全衛生に関する管理の方法 / 事業場における安全衛生管理計画の作成　事業場における安全衛生管理活動　事業場における安全衛生教育 / 2時間 安全衛生関係法令 / 法、令及び安衛則中の関係条項 / 2時間 労働災害の事例及びその防止対策 / 労働災害の事例研究 / 2時間 合　計 / 8時間	140	⑦　安全衛生推進者養成講習	⑦　安全衛生推進者養成講習（H21.3.30　厚労省告示第135号）
142	⑴　危険有害業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧	（赤枠を修正） ⑴　危険有害業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧 労働者 / 業務内容 / 資格（又は教育）要件 / 規則条文 クレーン等 / クレーン運転士 / つり上げ荷重が5t以上のクレーンの運転 / 免許者（クレーン・デリック運転士） / 安衛令20(6) クレーン則22 つり上げ荷重が5t以上の床上で運転し、かつ、運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン / 技能講習修了者 / 安衛令20(6) クレーン則22 1. つり上げ荷重が5t未満のクレーンの運転 2. つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハの運転 / 特別教育修了者 / 安衛則36(15) クレーン則21 移動式クレーン運転士 / つり上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転 / 免許者（移動式クレーン運転士） / 安衛令20(7) クレーン則68 つり上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転 / 技能講習修了者 / 安衛令20(7) クレーン則68 つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転 / 特別教育修了者 / 安衛則36(16) クレーン則67 建設用リフト運転士 / 建設用リフトの運転の業務 / 特別教育修了者 / 安衛則36(18) クレーン則183 デリック運転士 / つり上げ荷重が5t以上のデリックの運転 / 免許者（クレーン・デリック運転士） / 安衛令20(8) クレーン則108 つり上げ荷重が5t未満のデリックの運転 / 特別教育修了者 / 安衛則36(17) クレーン則107 玉掛作業者 / つり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け / 技能講習修了者 / 安衛令20(16) クレーン則221 つり上げが荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け / 特別教育修了者 / 安衛則36(19) クレーン則222 ゴンドラ / ゴンドラ操作者 / ゴンドラの操作 / 特別教育修了者 / 安衛則36(20) ゴンドラ則12 巻上げ機 / 巻上げ機運転者 / 動力駆動の巻上げ機（電気ホイスト、エアーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転 / 特別教育修了者 / 安衛則36(11) グラインダー / 研削といし取替試運転作業者 / 研削といしの取替え又は取替え時の試運転 / 特別教育修了者 / 安衛則36(1) 溶接 / ガス溶接作業者 / 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 / 技能講習修了者 / 安衛令20(10) アーク溶接作業者 / アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務 / 特別教育修了者 / 安衛則36(3) 電気 / 電気取扱者（高圧又は低圧） / 充電電路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作、充電部分が露出した開閉器の操作 / 特別教育修了者 / 安衛則36(4)	141	⑴　危険性又は有害性業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧	⑴　危険性又は有害性業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧 労働者 / 業務内容 / 資格（又は教育）要件 / 規則条文 クレーン等 / クレーン運転士 / つり上げ荷重が5t以上のクレーンの運転 / 免許者（クレーン・デリック運転士） / 安衛令20(6) クレーン則22 つり上げ荷重が5t以上の床上で運転し、かつ、運転者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン（床上操作式クレーン） / 技能講習修了者 / 安衛令20(6) クレーン則22 1. つり上げ荷重が5t未満のクレーンの運転 2. つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハの運転 / 特別教育修了者 / 安衛則36(15) クレーン則21 移動式クレーン運転士 / つり上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転 / 免許者（移動式クレーン運転士） / 安衛令20(7) クレーン則68 つり上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転 / 技能講習修了者 / 安衛令20(7) クレーン則68 つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーンの運転 / 特別教育修了者 / 安衛則36(16) クレーン則67 建設用リフト運転士 / 建設用リフトの運転の業務 / 特別教育修了者 / 安衛則36(18) クレーン則183 デリック運転士 / つり上げ荷重が5t以上のデリックの運転 / 免許者（クレーン・デリック運転士） / 安衛令20(8) クレーン則108 つり上げ荷重が5t未満のデリックの運転 / 特別教育修了者 / 安衛則36(17) クレーン則107 玉掛作業者 / つり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け / 技能講習修了者 / 安衛令20(16) クレーン則221 つり上げが荷重1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け / 特別教育修了者 / 安衛則36(19) クレーン則222 ゴンドラ / ゴンドラ操作者 / ゴンドラの操作 / 特別教育修了者 / 安衛則36(20) ゴンドラ則12 巻上げ機 / 巻上げ機運転者 / 動力駆動の巻上げ機（電気ホイスト、エアーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。）の運転 / 特別教育修了者 / 安衛則36(11) グラインダー / 研削といし取替試運転作業者 / 研削といしの取替え又は取替え時の試運転 / 特別教育修了者 / 安衛則36(1) 溶接 / ガス溶接作業者 / 可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務 / 技能講習修了者 / 安衛令20(10) アーク溶接等作業者 / アーク溶接、溶断等においてヒュームを発生する作業 / 特定化学物質作業主任者又は金属アーク溶接等作業主任者 / 安衛令6(18) 特化則27 アーク溶接作業者 / アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務 / 特別教育修了者 / 安衛則36(3)

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内　容	頁	箇所	内　容
143	(1)　危険有害業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧	（赤枠を修正） 労働者 ／ 業務内容 ／ 資格（又は教育）要件 ／ 規則条文 火薬 ／ 発破技士 ／ 発破の業務（せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理） ／ 発破技士免許者 ／ 安衛令 20(1)、安衛則 318 酸欠 ／ 酸素欠乏危険作業者 ／ 酸素欠乏危険作業に係る業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(26)、酸欠則 12 粉じん ／ 特定粉じん作業者 ／ 常時特定粉じん作業に係る業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(29)、粉じん則 22 ダイオキシン ／ 焼却施設の解体等従事者 ／ 廃棄物焼却施設の解体等の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(36) 石綿 ／ 石綿取扱作業者 ／ 石綿の取扱いに係る作業 ／ 技能講習修了者 ／ 石綿則 19 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(37) 建設機械等 ／ 車両系建設機械（整地、運搬、積込み）及び掘削用運転者 ／ 機体重量3t以上のもの ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。 ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(12) 機体重量3t未満のもの ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9) 車両系建設機械（基礎工事用）運転者 ／ 機体重量3t以上のもの ／ 同上 ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(12) 機体重量3t未満のもの ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9) 基礎工事用建設機械運転者 ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9-2) 車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作を行う者 ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの作業装置の操作（車体上の運転席における操作を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9-3) 車両系建設機械（締固め用）運転者 ／ ローラー運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10) 車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作を行う者 ／ コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10の2) 車両系建設機械（解体用）運転者 ／ 機体重量3t以上のもの ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。 ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(12) 機体重量3t未満のもの ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9) ボーリングマシン運転者 ／ ボーリングマシンの運転の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10の3) 高所作業車運転者 ／ 作業床の高さが10メートル以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛則 20(15) 作業床の高さが10メートル未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10の4)	142	(1)　危険性又は有害性業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧	 労働者 ／ 業務内容 ／ 資格（又は教育）要件 ／ 規則条文 電気 ／ 電気取扱者（高圧又は低圧） ／ 充電電路又はその支持物の敷設、点検、修理、操作、充電部分が露出した開閉器の操作 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(4) 火薬 ／ 発破技士 ／ 導火線、電気を用いて行う発破の業務（せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理） ／ 発破技士免許者 ／ 安衛令 20(1)、安衛則 318 酸欠 ／ 酸素欠乏危険作業者 ／ 酸素欠乏症、硫化水素中毒が発生するおそれのある業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(26)、酸欠則 12 粉じん ／ 特定粉じん作業者 ／ 常時特定粉じん作業に係る業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(29)、粉じん則 22 ダイオキシン ／ 焼却施設の解体等従事者 ／ 廃棄物焼却施設の解体等の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(36)、安衛則 592の7 石綿 ／ 石綿取扱作業者 ／ 石綿の取扱いに係る作業 ／ 技能講習修了者 ／ 石綿則 19 特別教育修了者 ／ 石綿則 27、安衛則 36(37) 建設機械等 ／ 車両系建設機械（整地、運搬、積込み）及び掘削用運転者 ／ 機体重量3t以上のもの ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。 ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(12) 機体重量3t未満のもの ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9) 車両系建設機械（基礎工事用）運転者 ／ 機体重量3t以上のもの ／ 同上 ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(12) 機体重量3t未満のもの ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9) 基礎工事用建設機械運転者 ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のものの運転の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9-2) 車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作を行う者 ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの作業装置の操作（車体上の運転席における操作を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9-3) 車両系建設機械（締固め用）運転者 ／ ローラー運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10) 車両系建設機械（コンクリート打設用）の作業装置の操作を行う者 ／ コンクリート打設用機械（ポンプ車）の作業装置の操作の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10の2) 車両系建設機械（解体用）運転者 ／ 機体重量3t以上のもの ／ 動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。 ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(12) 機体重量3t未満のもの ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(9) ボーリングマシン運転者 ／ ボーリングマシンの運転の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10の3) 高所作業車運転者 ／ 作業床の高さが10メートル以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(15) 作業床の高さが10メートル未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(10の5)
144	(1)　危険有害業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧	（赤枠を修正） 労働者 ／ 業務内容 ／ 資格（又は教育）要件 ／ 規則条文 不整地運搬車運転者 ／ 最大積載量が1t以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(14) 最大積載量が1t未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(5の3) フォークリフト運転者 ／ 最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(11) 最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(5) ショベルローダー等運転者 ／ 最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(11-2) 最大荷重が1t未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(5-2) 軌道動力車運転者 ／ 軌条により人又は荷を運搬する動力車の巻上げ装置の運転の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(13) 高気圧作業 ／ 圧縮機操作係員 ／ 作業室及び気こう室へ送気するため空気圧縮機を運転する業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(20-2)、高圧則 11 送気調節係員 ／ 作業室又は潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(21、23)、高圧則 11 加減圧係員 ／ 気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うバルブ又はコックの操作 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(22)、高圧則 11 再圧室操作係員 ／ 再圧室を操作する業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(24)、高圧則 11 高圧室内作業者 ／ 高圧室内作業に係る業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(24の2)、高圧則 11 ずい道 ／ ずい道内作業者 ／ ずい道等の掘削、覆工等の作業 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(30) （建設業に関係の少ないものを除く。）	143	(1)　危険性又は有害性業務に従事する労働者で資格（又は特別教育）を必要とする者の一覧	 労働者 ／ 業務内容 ／ 資格（又は教育）要件 ／ 規則条文 不整地運搬車運転者 ／ 最大積載量が1t以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(14) 最大積載量が1t未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(5の3) フォークリフト運転者 ／ 最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(11) 最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(5) ショベルローダー等運転者 ／ 最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 技能講習修了者 ／ 安衛令 20(13) 最大荷重が1t未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。） ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(5-2) 軌道動力車運転者 ／ 軌条により人又は荷を運搬する動力車の巻上げ装置の運転の業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(13) 高気圧作業 ／ 圧縮機操作係員 ／ 作業室及び気こう室へ送気するため空気圧縮機を運転する業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(20-2)、高圧則 11 送気調節係員 ／ 作業室又は潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(21、23)、高圧則 11 加減圧係員 ／ 気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うバルブ又はコックの操作 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(22)、高圧則 11 再圧室操作係員 ／ 再圧室を操作する業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(24)、高圧則 11 高圧室内作業者 ／ 高圧室内作業に係る業務 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(24の2)、高圧則 11 ずい道 ／ ずい道等内作業者 ／ ずい道等の掘削、覆工等の作業 ／ 特別教育修了者 ／ 安衛則 36(30) （建設業に関係の少ないものを除く。）

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内　容	頁	箇所	内　容
145	⑵　作業主任者（有資格者）の選任を必要とする業務一覧	（赤枠を修正）	144	⑵　作業主任者（有資格者）の選任を必要とする業務一覧	
146	⑵　作業主任者（有資格者）の選任を必要とする業務一覧	（赤枠を修正）	145	⑵　作業主任者（有資格者）の選任を必要とする業務一覧	
147	⑶　作業指揮者を選任すべき業務一覧	（赤枠を修正）	146	⑶　作業指揮者を選任すべき業務一覧	

選任配置すべき者	業　務　内　容	資格要件	規　則　条　文
高圧室内作業主任者	高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業)	免　許　者	高圧則　10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	免　許　者	安衛則 314、315、316
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業	免　許　者	電離則　46、47
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	免　許　者	電離則 52の2、52の3
木材加工用機械作業主任者	丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を５台以上有する事業場における当該機械による作業	技能講習修了者	安衛則　129、130
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕の作業	技能講習修了者	安衛則　321の3 321の4
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが２m以上となる地山の掘削作業	技能講習修了者	安衛則　359、360
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業		安衛則　374、375
ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付けの作業	技能講習修了者	安衛則　383の2 383の3
ずい道等の覆工作業主任者	型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等ずい道等の覆工の作業	技能講習修了者	安衛則　383の4 383の5
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが２m以上となる岩石の採取のための掘削の作業	技能講習修了者	安衛則　403、404
はい作業主任者	高さが２m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業	技能講習修了者	安衛則　428、429
型わく支保工の組立て等作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	安衛則　246、247
足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが５m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則　565、566
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが５m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則　517の4 517の5
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが５m以上であるものの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則　517の8 517の9
木造建築物の組立て等作業主任者	軒高５m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業	技能講習修了者	安衛則　517の12 517の13
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さ５m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	安衛則　517の17 517の18

選任配置すべき者	業　務　内　容	資格要件	規　則　条　文
高圧室内作業主任者	高圧室内作業(潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業)	免　許　者	高圧則　10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	免　許　者	安衛則 314、315、316
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業	免　許　者	電離則　46、47
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	免　許　者	電離則 52の2、52の3
木材加工用機械作業主任者	丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を５台以上有する事業場における当該機械による作業	技能講習修了者	安衛則　129、130
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を使用する破砕の作業	技能講習修了者	安衛則　321の3 321の4
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが２m以上となる地山の掘削作業	技能講習修了者	安衛則　359、360
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切りばり又は腹おこしの取付け又は取りはずしの作業		安衛則　374、375
ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取付け又はコンクリート等の吹付けの作業	技能講習修了者	安衛則　383の2 383の3
ずい道等の覆工作業主任者	型わく支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等ずい道等の覆工の作業	技能講習修了者	安衛則　383の4 383の5
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが２m以上となる岩石の採取のための掘削の作業	技能講習修了者	安衛則　403、404
はい作業主任者	高さが２m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業	技能講習修了者	安衛則　428、429
型わく支保工の組立て等作業主任者	型わく支保工の組立て又は解体の作業	技能講習修了者	安衛則　246、247
足場の組立て等作業主任者	つり足場、張出し足場又は高さが２m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則　564
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが５m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則　517の4 517の5
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが５m以上であるものの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則　517の8 517の9
木造建築物の組立て等作業主任者	軒高５m以上の木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地、外壁下地の取付けの作業	技能講習修了者	安衛則　517の12 517の13
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さ５m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	技能講習修了者	安衛則　517の17 517の18

選任配置すべき者	業　務　内　容	資格要件	規　則　条　文
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが５m以上であるものの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則　517の22 517の23
石綿作業主任者	石綿使用建築物等の解体等の作業	技能講習修了者	石綿則　19
鉛作業主任者	鉛業務に係る作業	技能講習修了者	鉛則　33、34
酸素欠乏危険作業主任者	第１種及び第２種酸素欠乏危険場所における作業	技能講習修了者	酸欠則　11
有機溶剤作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤とそれの含有量が５％を超えるものを取扱う作業	技能講習修了者	有機則　19、19の2
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	金属アーク溶接等作業	技能講習修了者	特化則　27、28

（注　建設業に関係の少ないものを除く。）

選任配置すべき者	業　務　内　容	資格要件	規　則　条　文
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが５m以上であるものの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業	技能講習修了者	安衛則　517の22 517の23
石綿作業主任者	石綿等（石綿若しくはそれを含むその重量の0.1％を超えて含有する物）を取り扱う作業	技能講習修了者	石綿則　19
鉛作業主任者	鉛業務に係る作業	技能講習修了者	鉛則　33、34
酸素欠乏危険作業主任者	第１種及び第２種酸素欠乏危険場所における作業	技能講習修了者	酸欠則　11
有機溶剤作業主任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤とそれの含有量が５％を超えるものを取扱う作業	技能講習修了者	有機則　19、19の2
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	金属アーク溶接等作業	技能講習修了者	特化則　27、28

（注　建設業に関係の少ないものを除く。）

業務の名称	業　務　内　容	規則条文
車両系荷役運搬機械作業指揮者	車両系荷役運搬機械を用いて行う作業（通行経路、作業方法）について作業の計画に基づき行う作業	安衛則 151の4
車両系荷役運搬機械修理作業指揮者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着、取外し作業	〃 151の15
不整地運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しする作業	〃 151の48
構内運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業	〃 151の62
貨物自動車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業	〃 151の70
車両系建設機械修理等作業指揮者	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取りはずしの作業	〃 165
コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て等作業指揮者	輸送管等の組立て又は解体の作業	〃 171の3
くい打（抜）機又はボーリングマシンの組立て等作業指揮者	くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの組立て解体、変更又は移動の作業	〃 190
高所作業車作業指揮者	高所作業車を用いて行う作業（作業場所の状況、種類・能力等）について作業の計画を定め、これに基づき行う作業	〃 194の10
高所作業車の修理等作業指揮者	高所作業車の修理又は作業床の装置若しくは取り外しの作業	〃 194の8
危険物取扱作業指揮者	危険物を製造し、又は取り扱う作業	〃　257
導火線発破作業指揮者	導火線発破作業（ただし、免許必要）	〃　319
電気発破作業指揮者	電気発破作業（ただし、免許必要）	〃　320
停電、活線又は活線近接作業指揮者	停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線若しくは活線近接作業	〃　350
ガス導管防護作業指揮者	明り掘削作業により露出したガス導管のつり防護、受け防護等の防護の作業	〃　362
ずい道内ガス溶接作業指揮者	ずい道等の内部で可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	〃 389の3
貨車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨車に積卸しする作業	〃　420
墜落防止作業指揮者	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業で墜落の危険のある作業（ただし、作業主任者の選任を要する作業を除く。）	〃 529
天井クレーン等の点検等作業指揮者	天井クレーン等に近接する建物、機械、設備等の点検、補修、塗装等の作業	クレーン則 30の2
クレーンの組立て等作業指揮者	クレーンの組立て又は解体の作業	〃 33
移動式クレーンのジブの組立等作業指揮者	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	〃 75の2

業務の名称	業　務　内　容	規則条文
車両系荷役運搬機械作業指揮者	車両系荷役運搬機械を用いて行う作業（通行経路、作業方法）について作業の計画に基づき行う作業	安衛則 151の4
車両系荷役運搬機械修理作業指揮者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着、取外し作業	〃 151の15
不整地運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しする作業	〃 151の48
構内運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業	〃 151の62
貨物自動車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業	〃 151の70
車両系建設機械修理等作業指揮者	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取り外しの作業	〃 165
コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て等作業指揮者	輸送管等の組立て又は解体の作業	〃 171の3
くい打（抜）機又はボーリングマシンの組立て等作業指揮者	くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの組立て、解体、変更又は移動の作業	〃 190
高所作業車作業指揮者	高所作業車を用いて行う作業（作業場所の状況、種類・能力等）について作業の計画を定め、これに基づき行う作業	〃 194の10
高所作業車の修理等作業指揮者	高所作業車の修理又は作業床の装置若しくは取り外しの作業	〃 194の18
危険物取扱作業指揮者	危険物を製造し、又は取り扱う作業	〃　257
導火線発破作業指揮者	導火線発破作業（ただし、免許必要）	〃　319
電気発破作業指揮者	電気発破作業（ただし、免許必要）	〃　320
停電、活線又は活線近接作業指揮者	停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線若しくは活線近接作業	〃　350
ガス導管防護作業指揮者	明り掘削作業により露出したガス導管のつり防護、受け防護等の防護の作業	〃　362
ずい道等の内部ガス溶接作業指揮者	ずい道等の内部で可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	〃 389の3
貨車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨車に積卸しする作業	〃　420
墜落防止作業指揮者	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業で墜落の危険のある作業（ただし、作業主任者の選任を要する作業を除く。）	〃 529

<table>
<tr><th colspan="3">（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101</th><th colspan="3">（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101</th></tr>
<tr><th>頁</th><th>箇所</th><th>内　容</th><th>頁</th><th>箇所</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>148</td><td>⑶　作業指揮者を選任すべき業務一覧</td><td>（赤枠を修正）
<table><tr><th>業務の名称</th><th>業　務　内　容</th><th>規則条文</th></tr><tr><td>デリックの組立て等作業指揮者</td><td>デリックの組立て又は解体の作業</td><td>〃
118</td></tr><tr><td>エレベーター組立て等作業指揮者</td><td>屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業</td><td>〃
153</td></tr><tr><td>建設用リフト組立て等作業指揮者</td><td>建設用リフトの組立て又は解体の作業</td><td>〃
191</td></tr></table></td><td>147</td><td>⑶　作業指揮者を選任すべき業務一覧</td><td><table><tr><th>業務の名称</th><th>業　務　内　容</th><th>規則条文</th></tr><tr><td>天井クレーン等の点検等作業指揮者</td><td>天井クレーン等に近接する建物、機械、設備等の点検、補修、塗装等の作業</td><td>クレーン則
30の2</td></tr><tr><td>クレーンの組立て等作業指揮者</td><td>クレーンの組立て又は解体の作業</td><td>〃
33</td></tr><tr><td>移動式クレーンのジブの組立等作業指揮者</td><td>移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業</td><td>〃
75の2</td></tr><tr><td>デリックの組立て等作業指揮者</td><td>デリックの組立て又は解体の作業</td><td>〃
118</td></tr><tr><td>エレベーターの組立て等作業指揮者</td><td>屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業</td><td>〃
153</td></tr><tr><td>建設用リフトの組立て等作業指揮者</td><td>建設用リフトの組立て又は解体の作業</td><td>〃
191</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>149</td><td>⑷　監視人（誘導者）等の配置を必要とする業務一覧</td><td>（赤枠を修正）
<table><tr><th>該　当　箇　所</th><th></th><th>規則条文</th></tr><tr><td>車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落防止（誘導者）</td><td></td><td>安衛則
151の6</td></tr><tr><td>車両系荷役運搬機械等又はその荷の接触防止（誘導者）</td><td></td><td>〃
151の7</td></tr><tr><td>車両系建設機械の転倒又は転落防止（誘導者）</td><td></td><td>〃　157</td></tr><tr><td>車両系建設機械の接触防止（誘導者）</td><td></td><td>〃　158</td></tr><tr><td>高所作業車の作業床への搭乗制限等（誘導者）</td><td></td><td>〃
194の20</td></tr><tr><td>ずい道等の内部における動力車による後押し運転（誘導者）</td><td></td><td>〃　224</td></tr><tr><td>停電作業を行う場合</td><td></td><td>〃　339</td></tr><tr><td>特別高圧活線近接作業</td><td></td><td>〃　345</td></tr><tr><td>架空電線等近接の工作物の建設、解体の作業、くい打（抜）機、移動式クレーン等を使用する作業</td><td></td><td>〃　349</td></tr><tr><td>明り掘削において運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき（誘導者）</td><td></td><td>〃　365</td></tr><tr><td>ずい道建設において運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき（誘導者）</td><td></td><td>〃　388</td></tr><tr><td>ずい道建設におけるずい道等の内部の火気又はアークの使用状況の監視及び残火の始末の確認（防火担当者）</td><td></td><td>〃　389の4</td></tr><tr><td>採石作業において運搬機械等の運搬経路の補修、保持の作業</td><td></td><td>〃　413</td></tr><tr><td>採石作業において運搬機械等の運行経路上で岩石の小割又は加工の作業</td><td></td><td>〃　414</td></tr><tr><td>採石作業で、運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき（誘導者）</td><td></td><td>〃　416</td></tr><tr><td>３m以上の高所から物体を投下するとき</td><td></td><td>〃　536</td></tr><tr><td>道路と交わる軌道で車両を使用するとき</td><td></td><td>〃　550</td></tr><tr><td>軌道上又は軌道近接作業</td><td></td><td>〃　554</td></tr><tr><td>酸素欠乏危険場所における作業</td><td></td><td>酸欠則
13</td></tr></table></td><td>148</td><td>⑷　監視人（誘導者）等の配置を必要とする業務一覧</td><td><table><tr><th>該　当　箇　所</th><th>監視人</th><th>（誘導者）</th><th>規則条文</th></tr><tr><td>車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落等の防止</td><td></td><td>○</td><td>安衛則
151の6</td></tr><tr><td>車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触の防止</td><td></td><td>○</td><td>〃
151の7</td></tr><tr><td>車両系建設機械の転倒又は転落防止</td><td></td><td>○</td><td>〃　157</td></tr><tr><td>車両系建設機械の接触防止</td><td></td><td>○</td><td>〃　158</td></tr><tr><td>高所作業車の作業床への搭乗制限等</td><td></td><td>○</td><td>〃
194の20</td></tr><tr><td>ずい道等の内部における動力車による後押し運転時における措置</td><td></td><td>○</td><td>〃　224</td></tr><tr><td>停電作業を行う場合の措置</td><td>○</td><td></td><td>〃　339</td></tr><tr><td>特別高圧活線近接作業</td><td>○</td><td></td><td>〃　345</td></tr><tr><td>架空電線等近接の工作物の建設等の作業で、くい打（抜）機、移動式クレーン等を使用する作業の感電防止</td><td>○</td><td></td><td>〃　349</td></tr><tr><td>明り掘削において運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれのあるとき</td><td></td><td>○</td><td>〃　365</td></tr><tr><td>ずい道建設において運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき</td><td></td><td>○</td><td>〃　388</td></tr><tr><td>ずい道建設におけるずい道等の内部の火気又はアークの使用状況の監視及び残火の始末の確認（防火担当者）</td><td>○</td><td></td><td>〃　389の4</td></tr><tr><td>採石作業において運搬機械等の運搬経路の補修、保持の作業</td><td>○</td><td></td><td>〃　413</td></tr><tr><td>採石作業において運搬機械等の運行経路上で岩石の小割又は加工の作業</td><td>○</td><td></td><td>〃　414</td></tr><tr><td>採石作業で、運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき</td><td></td><td>○</td><td>〃　416</td></tr><tr><td>３m以上の高所から物体を投下するとき</td><td>○</td><td></td><td>〃　536</td></tr><tr><td>道路と交わる軌道で車両を使用するとき</td><td>○</td><td></td><td>〃　550</td></tr><tr><td>軌道上又は軌道近接作業</td><td>○</td><td></td><td>〃　554</td></tr><tr><td>酸素欠乏危険場所における作業</td><td>○</td><td></td><td>酸欠則
13</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>150</td><td>上から１１行目</td><td>7. 動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト及び<u>エアホイスト</u>を除く。）、運搬機又は索道の運転の業務
（下線部を修正）</td><td>149</td><td>上から１１行目</td><td>7. 動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト及び<u>エヤホイスト</u>を除く。）、運搬機又は索道の運転の業務</td></tr>
<tr><td>150</td><td>上から１２行目</td><td>8. 直流に<u>あって</u>は 750Ｖを、交流に<u>あって</u>は 300Ｖを超える電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務
（下線部を修正）</td><td>149</td><td>上から１２行目</td><td>8. 直流に<u>あつて</u>は 750Ｖを、交流に<u>あつて</u>は 300Ｖを超える電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務</td></tr>
<tr><td>150</td><td>上から１５行目</td><td>10. クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2 人以上の者に<u>よって</u>行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）
（下線部を修正）</td><td>149</td><td>上から１５行目</td><td>10. クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務（2 人以上の者に<u>よつて</u>行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）</td></tr>
<tr><td>150</td><td>下から１５行目</td><td>14. 直径が 25cm 以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ぱつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。）又はのこ車の<u>直径が 75cm</u> 以上の帯のこ盤に木材を送給する業務
（下線部を修正）</td><td>149</td><td>下から１５行目</td><td>14. 直径が 25cm 以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ぱつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。）又はのこ車の<u>直径 75cm</u> 以上の帯のこ盤に木材を送給する業務</td></tr>
<tr><td>150</td><td>下から１２行目</td><td>17. 軌道内で<u>あって</u>、ずい道内の場所、見通し距離が 400m以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務
（下線部を修正）</td><td>149</td><td>下から１２行目</td><td>17. 軌道内で<u>あつて</u>、ずい道内の場所、見通し距離が 400m以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務</td></tr>
</table>

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
150	下から ５行目	26．直径が35cm以上の立木の伐採の業務 （下線部を修正）	149	下から ５行目	26．胸高直径35cm以上の立木の伐採の業務
151	下から ４行目	46．前号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て厚生労働大臣が別に定める業務 （下線部を修正）	150	下から ４行目	46．前号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が別に定める業務
153	⑵　女性の就業制限業務の範囲（建設業関係）	（赤枠を修正）	152	⑵　女性の就業制限業務の範囲（建設業関係）	

女性労働基準規則第９条第１項(抄)	就業制限の内容 妊婦	産婦	その他の女性
1号　重量物を取り扱う業務 年齢 / 重量（単位：kg） 断続作業 / 継続作業 満16歳未満 / 12以上 / 8以上 満16歳以上満18歳未満 / 25 〃 / 15 〃 満18歳以上 / 30 〃 / 20 〃	×	×	×
2号　ボイラーの取扱いの業務	×	△	○
3号　ボイラーの溶接の業務	×	△	○
4号　つり上げ荷重が５ｔ以上のクレーン若しくはデリックスは制限荷重が５ｔ以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○
5号　運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務	×	△	○
6号　クレーン、デリックス又は揚貨装置の玉掛けの業務（２人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）	×	△	○
7号　動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷役用機械の運転の業務	×	△	○
8号　直径が25cm以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）又はのこ車の直径が75cm以上の帯のこ盤（自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。）に木材を送給する業務	×	△	○
9号　操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務	×	△	○
12号　岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○
13号　土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが５ｍ以上の地穴における業務	×	○	○
14号　高さが５ｍ以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	○	○
15号　足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）	×	△	○
16号　胸高直径が35cm以上の立木の伐採の業務	×	△	○
17号　機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務	×	△	○
18号　鉛、水銀、クロム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、青酸、アニリンその他これらに準ずる有害なものの ガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務	×	×	×
19号　多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○
20号　著しく暑熱な場所における業務	×	△	○
21号　多量の低温物体を取り扱う業務	×	△	○
22号　著しく寒冷な場所における業務	×	△	○
23号　異常気圧下における業務	×	△	○
24号　さく岩機、鋲打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	×	○

×……女性を就かせてはならない業務
△……女性が申し出た場合就かせてはならない業務
○……女性を就かせてもさしつかえない業務

（注）妊娠とは妊娠中の女性　産婦とは産後１年以内の女性

女性労働基準規則第２条第１項(抄)	就業制限の内容 妊婦	産婦	その他の女性
1号　重量物を取り扱う業務 年齢 / 重量（単位：kg） 断続作業 / 継続作業 満16歳未満 / 12以上 / 8以上 満16歳以上満18歳未満 / 25 〃 / 15 〃 満18歳以上 / 30 〃 / 20 〃	×	×	×
2号　ボイラーの取扱いの業務	×	△	○
3号　ボイラーの溶接の業務	×	△	○
4号　つり上げ荷重が５ｔ以上のクレーン若しくはデリックスは制限荷重が５ｔ以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○
5号　運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務	×	△	○
6号　クレーン、デリックス又は揚貨装置の玉掛けの業務（２人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。）	×	△	○
7号　動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷役用機械の運転の業務	×	△	○
8号　直径が25cm以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く。）又はのこ車の直径が75cm以上の帯のこ盤（自動送り装置を有する帯のこ盤を除く。）に木材を送給する業務	×	△	○
9号　操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務	×	△	○
12号　岩石又は鉱物の破砕機又は粉砕機に材料を送給する業務	×	△	○
13号　土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが５ｍ以上の地穴における業務	×	○	○
14号　高さが５ｍ以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	○	○
15号　足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く。）	×	△	○
16号　胸高直径が35cm以上の立木の伐採の業務	×	△	○
17号　機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務	×	△	○
18号　PCB、水銀、鉛等の有害物質等が発散される場所における「呼吸器保護具を使用させる必要がある業務」「第三管理区分に区分された場所における業務」	×	×	×
19号　多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○
20号　著しく暑熱な場所における業務	×	△	○
21号　多量の低温物体を取り扱う業務	×	△	○
22号　著しく寒冷な場所における業務	×	△	○
23号　異常気圧下における業務	×	△	○
24号　さく岩機、鋲打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	×	○

×……女性を就かせてはならない業務
△……女性が申し出た場合就かせてはならない業務
○……女性を就かせてもさしつかえない業務

（注）妊娠とは妊娠中の女性　産婦とは産後１年以内の女性

153	⑴　立入禁止の措置等一覧	（赤枠を修正）	152	⑴　立入禁止の措置等一覧	

作業別	該当箇所	必要な措置	規則条文
不整地運搬車	一の荷が100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しをする作業箇所	関係者以外立入禁止	安衛則　151の48
構内運搬車	一の荷が100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業箇所	〃	〃　151の62
貨物自動車	一の荷が100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業箇所	〃	〃　151の70
車両系荷役運搬機械	フォーク、ショベル、アーム等及びこれらにより支持されている荷の下	立入禁止	〃　151の9
車両系建設機械	運転中に接触危険の箇所	〃	〃　158
	一定条件下で荷のつり上げを行った場合の、つり上げた荷との接触又はつり上げた荷の落下する危険のある箇所	〃	〃　164
コンクリートポンプ車	コンクリート等の吹出し箇所	〃	〃　171の2
車両系建設機械（解体用）	工作物の解体若しくは破壊の作業又はコンクリート、岩石等の破砕の作業を行う箇所	関係者以外立入禁止	〃　171の4
ボーリングマシン	ずい道等の著しく狭あいな場所で作業を行う場合、巻上げ用ワイヤロープの切断による危険がある箇所	立入禁止	〃　180
くい打（抜）機又はボーリングマシン	巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側	〃	〃　187
ジャッキ式つり上げ機械	ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ等の作業を行う区域	関係者以外立入禁止	〃　194の6
軌道装置	建設中のずい道等の内部で動力車による後押し運転区間	立入禁止	〃　224
型枠支保工	組立て又は解体を行う区域	関係者以外立入禁止	〃　245
危険物の取扱	火災又は爆発の危険がある箇所	火気の使用を禁止する表示と不必要者の立入禁止	〃　288
アセチレン溶接装置	発生器室	係員以外の立入禁止と表示	〃　312
ガス集合溶接装置	ガス装置室	〃	〃　313
電気取扱業務	配電盤室、変電室等区画された場所	電気取扱者以外立入禁止	〃　329
明り掘削	地山の崩壊又は土石の落下のおそれがある場所	立入禁止、土止め支保工、防護網の設置	〃　361
土止め支保工	切りばり又は腹おこしの取付け又は取はずしを行う箇所	関係者以外立入禁止	〃　372
ずい道掘削	こそく作業中の箇所又はその下方の危険箇所	関係者以外立入禁止	安衛則　386
ずい道支保工	補強又は補修作業箇所で落盤又は肌落ちの危険箇所	〃	〃　386

作業別	該当箇所	必要な措置	規則条文
不整地運搬車	一の荷が100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しをする作業箇所	関係者以外立入禁止	安衛則　151の48
構内運搬車	一の荷が100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業箇所	〃	〃　151の62
貨物自動車	一の荷が100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業箇所	〃	〃　151の70
車両系荷役運搬機械	フォーク、ショベル、アーム等及びこれらにより支持されている荷の下	立入禁止	〃　151の9
車両系建設機械	運転中に接触危険の箇所	〃	〃　158
	主たる用途以外の使用の制限	〃	〃　164
コンクリートポンプ車	コンクリート等の吹出し箇所	〃	〃　171の2
車両系建設機械（解体用）	工作物の解体若しくは破壊の作業又はコンクリート、岩石等の破砕の作業を行う箇所	関係者以外立入禁止	〃　171の6
ボーリングマシン	ずい道等の著しく狭あいな場所で作業を行う場合、巻上げ用ワイヤロープの切断による危険がある区域	立入禁止	〃　180
くい打（抜）機又はボーリングマシン	巻上げ用ワイヤロープの屈曲部の内側	〃	〃　187
ジャッキ式つり上げ機械	ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ等の作業を行う区域	関係者以外立入禁止	〃　194の6
軌道装置	建設中のずい道等の内部で動力車による後押し運転区間	立入禁止	〃　224
型枠支保工	組立て又は解体作業を行う区域	関係者以外立入禁止	〃　245
危険物の取扱	火災又は爆発の危険がある箇所	火気の使用を禁止する表示と不必要者の立入禁止	〃　288
アセチレン溶接装置	発生器室	係員以外の立入禁止と表示	〃　312
ガス集合溶接装置	ガス装置室	〃	〃　313
電気取扱業務	配電盤室、変電室等区画された場所	電気取扱者以外立入禁止	〃　329
明り掘削	地山の崩壊又は土石の落下のおそれがある場所	立入禁止、土止め支保工、防護網の設置	〃　361
土止め支保工	切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しを行う箇所	関係者以外立入禁止	〃　372
ずい道掘削	浮石落しの作業中の箇所又はその下方の危険箇所	関係者以外立入禁止	〃　386
ずい道支保工	補強又は補修作業箇所で落盤又は肌落ちの危険箇所	〃	〃　386

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
154	(1) 立入禁止の措置等一覧	（赤枠を修正）	153	(1) 立入禁止の措置等一覧	

作業別	該当箇所	必要な措置	規則条文
ずい道内	ずい道等内部の可燃性ガス濃度が爆発下限界値の30%未満確認まで	関係者以外立入禁止	安衛則 389の8
地山の崩壊箇所	岩石の採取のため掘削作業中の土石の落石危険箇所	立入禁止	〃 411
採石作業	運転中の運搬機械、小割機械等に接触危険箇所	〃	〃 415
貨物取扱作業等	一の荷が100kg以上のものを貨車に積卸しする作業箇所	関係者以外立入禁止	〃 420
はい付け又ははいくずしの作業	はいの崩壊又は荷の落下による危険箇所	〃	〃 433
建築物等の鉄骨の組立て等	作業区域内	〃	〃 517の3
鋼橋の架設等	作業区域内	〃	〃 517の7
木造建築物の組立て等	作業区域内	〃	〃 517の11
コンクリート造の工作物の解体等	作業区域内	〃	〃 517の15
コンクリート橋の架設等	作業区域内	〃	〃 517の21
墜落の危険のある箇所	同 左	〃	〃 530
物体落下による危険箇所	同 左	防網の設備、立入禁止	〃 537
足場の組立て等	つり足場 張出し足場、又は高さが5m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業区域内	関係者以外立入禁止	〃 564
作業構台の組立て等	高さ２m以上の作業構台の組立て、解体又は変更の作業区域内	〃	〃 575の7
衛生上有害作業	酸欠やガス、粉じんの発散等衛生上有害な場所	必要ある者以外の立入禁止と表示	〃 585
事業場に附属する炊事場等	同 左	炊事従業員以外立入禁止	〃 630
ボイラー	ボイラー室その他ボイラー設置場所	関係者以外立入禁止と表示	ボイラー則 29
有機溶剤の取扱い	有機溶剤により汚染され、中毒のおそれのある事故現場	立入禁止（汚染が除去されるまで）	有機則 27
クレーン	ケーブルクレーンのワイヤロープの内角側	立入禁止	クレーン則 28
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	立入禁止（汚染が除去されるまで）	〃 29
	組立又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 33
移動式クレーン	上部旋回体に接触するおそれのある箇所	立入禁止	〃 74
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	〃	〃 74の2
	ジブの組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 75の2

作業別	該当箇所	必要な措置	規則条文
ずい道等の内部	ずい道等内部の可燃性ガス濃度が爆発下限界値の30%未満の確認まで	関係者以外立入禁止	安衛則 389の8
岩石の採取のための掘削作業	土石の落下の危険箇所	立入禁止	〃 411
採石作業	運転中の運搬機械、小割機械等に接触する危険箇所	〃	〃 415
貨物取扱作業等	一の荷が100kg以上のものを貨車に積卸しする作業箇所	関係者以外立入禁止	〃 420
はい付け又ははいくずしの作業	はいの崩壊又は荷の落下による危険箇所	〃	〃 433
建築物等の鉄骨の組立て等	作業区域内	〃	〃 517の3
鋼橋の架設等	作業区域内	〃	〃 517の7
木造建築物の組立て等	作業区域内	〃	〃 517の11
コンクリート造の工作物の解体等	作業区域内	〃	〃 517の15
コンクリート橋の架設等	作業区域内	〃	〃 517の21
墜落の危険のある箇所	同 左	〃	〃 530
物体落下による危険箇所	同 左	防網の設備、立入禁止	〃 537
足場の組立て等	つり足場 張出し足場、又は高さが2m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業区域内	関係者以外立入禁止	〃 564
作業構台の組立て等	作業構台の組立て、解体又は変更の作業区域内	〃	〃 575の7
衛生上有害な作業	酸欠やガス、粉じんの発散等衛生上有害な場所	関係者以外の立入禁止と表示	〃 585
事業場に附属する炊事場等	同 左	炊事従業員以外立入禁止	〃 630
ボイラー	ボイラー室その他ボイラー設置場所	関係者以外立入禁止と表示	ボイラー則 29
有機溶剤の取扱い	有機溶剤により汚染され、中毒のおそれのある事故現場	立入禁止（汚染が除去されるまで）と表示	有機則 27
クレーン	ケーブルクレーンのワイヤロープの内角側	立入禁止	クレーン則 28
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	立入禁止	〃 29
	組立又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 33
移動式クレーン	上部旋回体に接触するおそれのある箇所	立入禁止	〃 74
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	〃	〃 74の2
	ジブの組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 75の2

頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
155	(1) 立入禁止の措置等一覧	（赤枠を修正）	154	(1) 立入禁止の措置等一覧	

作業別	該当箇所	必要な措置	規則条文
デリック	ワイヤロープの内角側	立入禁止	クレーン則 114
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	〃	〃 115
	組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 118
エレベーター（屋外設置のもの）	昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業区域	〃	〃 153
建設用リフト	搬器の昇降によって危険のある箇所	立入禁止	〃 187
	ワイヤロープの内角側	〃	〃 187
	組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 191
ゴンドラ	作業箇所の下方	〃	ゴンドラ則 18
高圧室作業	気閘室及び作業室	必要ある者以外の立入禁止と表示	高圧則 13
	再圧室設置場所及びその操作場所	〃	〃 43
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業場所又はこれに隣接する場所	関係者以外立入禁止と表示	酸欠則 9
	酸素欠乏等のおそれが生じ退避させた場所	指名した者以外立入禁止と表示	〃 14
	圧気シールド工法等で酸素欠乏の空気が漏出している場所	立入禁止	〃 24
石綿等を取り扱う作業	建築物又は工作物の解体等の作業場所	関係者以外立入禁止と表示	石綿則 7
	石綿等を取り扱う作業場等	関係者以外立入禁止	石綿則 15

注）作業によっては、規則の条文ごとにその他の措置が併設されているのでそれぞれの条文を参照のこと。

作業別	該当箇所	必要な措置	規則条文
デリック	ワイヤロープの内角側	立入禁止	クレーン則 114
	特定のつり上げ方法によりつり上げられた荷の下	〃	〃 115
	組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 118
エレベーター（屋外設置のもの）	昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業区域	〃	〃 153
建設用リフト	搬器の昇降によって危険のある箇所	立入禁止	〃 187
	ワイヤロープの内角側	〃	〃 187
	組立て又は解体の作業区域	関係者以外立入禁止と表示	〃 191
ゴンドラ	作業箇所の下方	〃	ゴンドラ則 18
高圧室作業	気こう室及び作業室	必要ある者以外の立入禁止と表示	高圧則 13
	再圧室設置場所及びその操作場所	〃	〃 43
酸素欠乏危険作業	酸素欠乏危険作業場所又はこれに隣接する場所	関係者以外立入禁止と表示	酸欠則 9
	酸素欠乏等のおそれが生じ退避させた場所	指名した者以外立入禁止と表示	〃 14
	圧気シールド工法等で酸素欠乏の空気が漏出している場所	立入禁止	〃 24
石綿等を取り扱う作業	建築物又は工作物の解体等の作業場所	関係者以外立入禁止と表示	石綿則 7
	石綿等を取り扱う作業場等	関係者以外立入禁止と表示	石綿則 15

注）作業によっては、規則の条文ごとにその他の措置が併設されているのでそれぞれの条文を参照のこと。

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内　容	頁	箇所	内　容
156	⑵　表示の設定箇所一覧	（赤枠を修正） ② 表示の設定箇所一覧 （下表）	155	⑵　表示の設定箇所一覧	② 表示の設定箇所一覧 （下表）

② 表示の設定箇所一覧

表　示		該　当　箇　所	法規則条文
重量トン		一の貨物で重量が１トン以上のもの（包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかなものはこの限りでない。）	安衛法　35
安全衛生推進者の氏名		選任したときは、作業場の見やすい箇所	安衛則　12の4
作業主任者の氏名等		作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所	〃　18
運転停止		機械のそうじ、給油、検査又は修理の作業を行うため運転を停止したとき、当該機械の軌道装置に	〃　107
信号装置		軌道装置に信号装置を設けたとき、表示方法を定め周知	〃　219
火気使用禁止		火災又は爆発の危険場所	〃　288
アセチレン溶接装置の火気厳禁		発生器から５m以内又は発生器室から３m以内	〃　312
ガス集合溶接装置のガスの名称等		ガス集合溶接装置で使用するガスの名称及び最大ガス貯蔵量を、ガス装置室の見やすい箇所	〃　313
持込禁止		測定の結果、可燃性ガスが存在するとき、ずい道出入口の見やすい場所（マッチ、ライター等の持込み禁止）	〃　389
		気閘室の外部の見やすい場所（マッチ、ライター等発火のおそれのあるものの持込み禁止）	高圧則　25の2
		再圧室の入口（発火、爆発物、高温となって可燃性の点火源となる物の持込み禁止）	〃　46
		ボイラー室（引火しやすい物の持込み禁止）	ボイラー則　29
連絡方法		高圧室内作業者及び空気圧縮機運転者と連絡員との通話装置の故障の場合、両室及び気閘室付近	高圧則　21
通電禁止		停電作業中、開閉器に	安衛則　339
接近限界距離		特別高圧活線接近作業の際（当該充電電路に接近限界距離を保つ見やすい箇所）	〃　345
運搬機械等の運行経路		採石作業における運搬機械等の運行経路等の必要な箇所	〃　413
作業中		上棚の運行経路の補修作業箇所	〃　413
作業禁止		運搬機械等の運行経路上での岩石の小割又は加工作業の箇所	〃　414
安全通路		作業場に通ずる場所及び作業場内の主要通路	〃　540
避難用出入口		常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難用器具	〃　549
最大積載荷重		足場の作業床及び作業構台の作業床	〃　562 〃　575の4
有害物集積箇所		有害物、病原体等の集積場所	〃　586
名称、成分等		ベンゼン等有害物について成分、含有量等を容器等に表示	安衛法　57 安衛則　31
有機溶剤	取扱注意	屋内作業場、タンク、坑内、ずい道の内部等において有機溶剤業務を行うとき（見やすい場所）	有機則　24
	区分表示	上欄の場合（第一種……赤／第二種……黄／第三種……青）の色分け及び、色分け以外の方法による区分の表示	〃　25

表　示		該　当　箇　所	法規則条文
貨物重量		一の貨物で重量が１トン以上のもの（包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかなものはこの限りでない。）	安衛法　35
安全衛生推進者の氏名		選任したときは、作業場の見やすい箇所	安衛則　12の4
作業主任者の氏名等		作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所	〃　18
運転停止		機械のそうじ、給油、検査、修理又は調整の作業を行うため運転を停止したとき、当該機械の起動装置に	〃　107
信号装置		軌道装置に信号装置を設けたとき、表示方法を定め周知	〃　219
火気使用禁止		火災又は爆発の危険場所	〃　288
アセチレン溶接装置の火気厳禁		発生器から５m以内又は発生器室から３m以内	〃　312
ガス集合溶接装置のガスの名称等		ガス集合溶接装置で使用するガスの名称及び最大ガス貯蔵量を、ガス装置室の見やすい箇所	〃　313
持込禁止		測定の結果、可燃性ガスが存在するとき、ずい道出入口の見やすい場所（マッチ、ライター等の持込み禁止）	〃　389
		気こう室の外部の見やすい場所（マッチ、ライター等発火のおそれのあるものの持込み禁止）	高圧則　25の2
		再圧室の入口（発火、爆発物、高温となって可燃性の点火源となる物の持込み禁止）	〃　46
		ボイラー室（引火しやすい物の持込み禁止）	ボイラー則　29
連絡方法		高圧室内作業者及び空気圧縮機運転者と連絡員との通話装置の故障の場合、両室及び気こう室付近	高圧則　21
通電禁止		停電作業中、開閉器に	安衛則　339
接近限界距離		特別高圧活線接近作業の際（当該充電電路に接近限界距離を保つ見やすい箇所）	〃　345
運搬機械等の運行経路		採石作業における運搬機械等の運行経路等の必要な箇所	〃　413
作業中		上棚の運行経路の補修作業箇所	〃　413
作業禁止		運搬機械等の運行経路上での岩石の小割又は加工作業の箇所	〃　414
安全通路		作業場に通ずる場所及び作業場内の主要通路	〃　540
避難用出入口		常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難用器具	〃　549
最大積載荷重		足場の作業床 作業構台の作業床	〃　562 〃　575の4
有害物集積箇所		有害物、病原体等の集積場所	〃　586
名称、成分等		ベンゼン等有害物について成分、含有量等を容器等に表示	安衛法　57 安衛令　18
有機溶剤	取扱注意	屋内作業場等において有機溶剤業務を行うとき（見やすい場所）	有機則　24
	区分表示	上欄の場合（第一種……赤／第二種……黄／第三種……青）の色分け及び、色分け以外の方法による区分の表示	〃　25

157	⑵　表示の設定箇所一覧	（赤枠を修正） （下表）	156	⑵　表示の設定箇所一覧	（下表）

表　示	該　当　箇　所	法規則条文
巻過防止	巻過防止装置を具備しないクレーン、デリック及び建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープ	クレーン則　19、106、182
運転禁止	天井クレーン等の点検等の作業を行うときは、操作部分に	〃　30の2
取扱作業主任者氏名	ボイラー（資格及び氏名を設置場所に）	ボイラー則　29
	第一種圧力容器（氏名を設置場所に）	〃　66
最高使用圧力	ボイラーの圧力計又は水高計	〃　28
	第一種圧力容器の圧力計	〃　65
	第二種圧力容器の圧力計	〃　87
みだりに作動の禁止	地下室その他通風が不十分な場所に備える消火器等で炭酸ガスを使用するもの	酸欠則　19
不活性気体の名称、開放の禁止及び開閉の方向	ボイラー、タンク等の内部で炭酸ガス等の不活性気体を送給する配管のバルブ、コック等	〃　22
事放現場	混在工事現場において次の事故現場等があるとき、その事故現場に（表示の標識を統一） ・有機溶剤等による事故現場 ・高圧作業室又は気閘室 ・酸素欠乏危険場所、酸素欠乏のおそれがあり、避難をさせた場所	安衛則　640
喫煙飲食の禁止	石綿等を取扱う業務	石綿則　33

表　示	該　当　箇　所	法規則条文
巻過防止	巻過防止装置を具備しないクレーン、デリック及び建設用リフトの巻上げ用ワイヤロープ	クレーン則　19、106、182
運転禁止	天井クレーン等の点検等の作業を行うときは、操作部分に	〃　30の2
取扱作業主任者氏名	ボイラー室その他設置場所（資格及び氏名）	ボイラー則　29
	第一種圧力容器設置場所（氏名）	〃　66
最高使用圧力	ボイラーの圧力計又は水高計の目もり	〃　28
	第一種圧力容器の圧力計の目もり	〃　65
	第二種圧力容器の圧力計の目もり	〃　87
みだりに作動の禁止	地下室その他通風が不十分な場所に備える消火器等で炭酸ガスを使用するもの	酸欠則　19
不活性気体の名称、開放の禁止及び開閉の方向	ボイラー、タンク等の内部で炭酸ガス等の不活性気体を送給する配管のバルブ、コック等	〃　22
事放現場	混在作業所において次の事故現場等があるとき、その事故現場に（表示の標識を統一） ・有機溶剤等による事故現場 ・高圧作業室又は気こう室 ・酸素欠乏危険場所、酸素欠乏のおそれがあり、退避をさせた場所	安衛則　640
喫煙又は飲食の禁止	石綿等を取扱う業務	石綿則　33

158	⑴工事開始時	（赤枠を修正） （下表）	157	⑴工事開始時	（下表）

法令	書類の名称	法規則条文 法	法規則条文 則	様式	提出先	提出期限	備　考
労基法則	適用事業報告		57	23の2	労働基準監督署長	遅滞なく	法の適用を受ける事業場を新設したとき
	時間外及び休日の労働に関する協定届	36	16 17 18	9	〃	事前に	・１日及び１日を超える一定の期間について時間外又は休日に労働をさせる場合 ・労働者代表との協定書添付
	断続的な宿直又は日直許可申請書	41	23	10	〃	〃	宿直又は日直の勤務につかせようとするとき
	監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書	41	34	14	〃	〃	夜警、炊事等の監視又は断続的労働に従事するものについて労働時間、休憩及び休日の適用の除外を受けようとするとき
	就業規則届	89 90	49		〃	遅滞なく	・常時10人以上の労働者を使用するとき ・労働者代表の意見書添付 ・就業規則を備え付ける等の方法によって周知させる。（法106）
安衛法則	建設工事計画届	88 2項 4項	89 91 92の2 92の3	21	厚生労働大臣	工事開始の30日前まで	・次に掲げる仕事を開始しようとするとき ⑴高さ300m以上の塔の建設 堤高150m以上のダムの建設 ⑶最大支間500m（つり橋は1,000m）以上の橋梁の建設 ⑷長さが3,000m以上のずい道等の建設 ⑸長さが1,000m以上3,000m未満のずい道等の建設で深さ50m以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの ⑹ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気工法の作業
	建設工事計画届	88 3項	90 91 92の2	21	労働基準監督署長	工事開始の14日前まで	・次に掲げる仕事を開始しようとするとき ⑴高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊 ⑵最大支間50m以上の橋梁の建設、改造、解体又は破壊 ⑵の２　最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設、改造、解体又は破壊 ⑶ずい道等の建設、改造、解体又は破壊（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。） ⑷掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業（掘削機械を用いる作業で下方に労働者が立ち入らないものを除く。） ⑸圧気工法による作業

法令	書類の名称	法規則条文 法	法規則条文 則	様式	提出先	提出期限	備　考
労基法則	適用事業報告		57	23の2	労働基準監督署長	遅滞なく	法の適用を受ける事業場を新設したとき
	時間外及び休日の労働に関する協定届	36	16 17 18 20	9の4	〃	事前に	・１日及び１日を超える一定の期間について時間外又は休日に労働をさせる場合 ・労働者代表との協定書添付
	断続的な宿直又は日直許可申請書	41	23	10	〃	〃	宿直又は日直の勤務につかせようとするとき
	監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請書	41	34	14	〃	〃	夜警、炊事等の監視又は断続的労働に従事するものについて労働時間、休憩及び休日の適用の除外を受けようとするとき
	就業規則届	89 90	49	任意	〃	遅滞なく	・常時10人以上の労働者を使用するとき ・労働者代表の意見書添付 ・就業規則を備え付ける等の方法によって周知させる。（法106）
安衛法則	建設工事計画届	88 2項 4項	89 91 92の2 92の3	21	厚生労働大臣	工事開始の30日前まで	・次に掲げる仕事を開始しようとするとき ⑴高さ300m以上の塔の建設 堤高150m以上のダムの建設 ⑶最大支間500m（つり橋は1,000m）以上の橋梁の建設 ⑷長さが3,000m以上のずい道等の建設 ⑸長さが1,000m以上3,000m未満のずい道等の建設で深さ50m以上のたて坑（通路として使用されるものに限る。）の掘削を伴うもの ⑹ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気工法の作業
	建設工事計画届	88 3項 4項 89の2	90 91 92の2 92の3 94の2	21	労働基準監督署長	工事開始の14日前まで	・次に掲げる仕事を開始しようとするとき ⑴高さ31mを超える建築物又は工作物（橋梁を除く。）の建設、改造、解体又は破壊 ⑵最大支間50m以上の橋梁の建設、改造、解体又は破壊 ⑵の２　最大支間30m以上50m未満の橋梁の上部構造の建設、改造、解体又は破壊 ⑶ずい道等の建設、改造、解体又は破壊（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。） ⑷掘削の高さ又は深さが10m以上である地山の掘削の作業（掘削機械を用いる作業で下方に労働者が立ち入らないものを除く。 ⑸圧気工法による作業 ⑹耐火建築物等で吹付け石綿等を有するものの石綿等の除去の作業を行う仕事

（旧版）第２版(令和４年１月21日) No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日) No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
159	(1)工事開始時	（赤枠を修正）	158	(1)工事開始時	
160	(1)工事開始時	（赤枠を修正）	159	(1)工事開始時	

（旧版）159 (1)工事開始時

法令	書類の名称	法規則条文 法	法規則条文 則	様式	提出先	提出期限	備　　考
安安衛衛法則							(6)耐火建築物等で吹付け石綿等を有するものの石綿等の除去の作業を行う仕事
	建設工事計画届	88 3項	90 5号の3		労働基準監督署長	工事開始の14日前まで	ダイオキシン類対策特別措置法施行令（以下「ダイオ法施行令」という）別表１の５号にいう廃棄物焼却炉のうち、 火格子面積２平方メートル以上 または 焼却能力が１時間当たり200kg以上 を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
	土石採取計画届	88 3項	90 92	21	〃	〃	(1)掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業 (2)坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業
	建設物、機械等設置・移転・変更届	88 1項	85	20	〃	設置30日前	安衛則別表第７上欄に掲げる機械等（型枠支保工・架設通路・足場・軌道装置）を設置するとき
	建築物解体等作業届	88 3項	90 5号の2	石則1	〃	作業開始前まで	(1)壁、柱、天井等に石綿等が使用されている、保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。）等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業 (2)第10条第１項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 (3)前２号に掲げる作業に類する作業
	特定元方事業者の事業開始報告（統括安全衛生責任者選任報告） （元方安全衛生管理者選任報告）	30 15 令7 15の2 1項	664		〃	遅滞なく	・特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が一の場所で行われるとき ・事業場の労働者数が関係下請負人の労働者も含めて常時50人（ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事又は圧気工法による作業を行う仕事にあっては、常時30人）以上となるときは、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。
	（店社安全衛生管理者選任報告）	15の3 令7	664		〃	〃	・事業場の労働者数が関係請負人の労働者も含めて常時20人以上30人未満のずい道等の建設の仕事、一定の橋梁の建設の仕事、圧気工法による作業を行う仕事。仕事場の労働者数が関係請負人の労働者を含めて常時20人以上50人未満の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事。店社安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。

（新版）158 (1)工事開始時

法令	書類の名称	法規則条文 法	法規則条文 則	様式	提出先	提出期限	備　　考
安安衛衛法則	建設工事計画書	88 3項	90 5号の3		労働基準監督署長	工事開始の14日前まで	ダイオキシン類対策特別措置法施行令（以下「ダイオ法施行令」という）別表１の５号にいう廃棄物焼却炉のうち、 火格子面積２平方メートル以上 または 焼却能力が１時間当たり200kg以上 を有する廃棄物の焼却施設に設置された廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の仕事
	土石採取計画届	88 3項	90 92	21	〃	〃	(1)掘削の高さ又は深さが10m以上の土石の採取のための掘削の作業 (2)坑内掘りによる土石の採取のための掘削の作業
	建設物、機械等設置・移転・変更届	88 1項 4項	85 86 92の2 92の3	20	〃	設置30日前	安衛則別表第７上欄に掲げる機械等（型枠支保工・架設通路・足場・軌道装置）を設置するとき
	建築物解体等作業届	100 1項	石綿則5	石綿則1の2	〃	作業開始前まで	(1)壁、柱、天井等に石綿等が使用されている、保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。）等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業 (2)第10条第１項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業 (3)前２号に掲げる作業に類する作業
	特定元方事業者の事業開始報告（統括安全衛生責任者選任報告） （元方安全衛生管理者選任報告）	30 15 令7 15の2 1項	18の6 664		〃	遅滞なく	・特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が一の場所で行われるとき ・事業場の労働者数が関係下請負人の労働者も含めて常時50人（ずい道等の建設の仕事、橋梁の建設の仕事又は圧気工法による作業を行う仕事にあっては、常時30人）以上となるときは、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。
	（店社安全衛生管理者選任報告）	15の3 令7	664		〃	〃	・事業場の労働者数が関係請負人の労働者も含めて常時20人以上30人未満のずい道等の建設の仕事、一定の橋梁の建設の仕事、圧気工法による作業を行う仕事。仕事場の労働者数が関係請負人の労働者を含めて常時20人以上50人未満の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事。店社安全衛生管理者を選任し、その旨と氏名を記載する。

（旧版）160 (1)工事開始時

法令	書類の名称	法規則条文 法	法規則条文 則	様式	提出先	提出期限	備　　考
安安衛衛法則	安全衛生責任者選任報告	16			特定元方事業者	遅滞なく	・統括安全衛生責任者の選任を要する事業場で、下請として仕事をする場合
	共同企業体代表者届	5	1	1	労働基準監督署長を経由して労働局長	仕事開始の14日前まで	・J.V.工事の場合、出資割合その他施工上の責任程度を考慮して、そのうち一人を代表者として選定
	総括安全衛生管理者、安全管理者選任報告	10 令2 11 令3	2 4	4	労働基準監督署長	選任事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく	・建設業で常時100人以上の労働者を使用するとき（総括安全衛生管理者） ・常時50人以上の労働者を使用するとき（安全管理者）
	衛生管理者、産業医選任報告	12 令4 13 令5	7 13	3	〃	選任事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく	・常時50人以上の労働者を使用するとき ・衛生管理者免許証の写、医師免許証の写を添付
	建築物等の解体等作業計画書	100 ①	石綿則5	1	〃	作業開始前	・石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業 ・耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業以外の吹付け石綿の除去作業
徴徴収収法則（労災関係）	労働保険　保険関係成立届（単独有期事業）	4の2	4	1 (乙)	〃	—	1. 工事を開始したとき 2. 開始した翌日から10日以内
	労働保険　保険関係成立届（一括有期事業）	4の2	4	1 (乙)	〃	—	小工事を一括して成立させるとき
	労働保険　概算保険料申告書・納付書	15	24 27 28 38	6 (乙)	〃	—	保険関係成立の日から20日以内に納付（継続事業については様式６（甲）により50日以内）
	労働者災害補償保険代理人選任届		71	23	〃	—	1. 代理人を選任したとき 2. 遅延なく
	労働保険　概算保険料申告書・納付書	15	24 27 28	6 (甲)	〃	—	保険関係が成立した日から20日以内（継続事業については50日以内）
労建基設寄宿法程	寄宿舎設置届	96の2	5の2	別記様式	〃	工事着手14日前まで	・常時10人以上の労働者を就業させるとき（労基則50の2）
	寄宿舎規則届	95	2		〃	速やかに	・寄宿労働者代表の同意書添付 ・他人の所有に係る寄宿舎を使用の場合は賃借契約の書類を添付・寄宿舎規則を寄宿舎に備え付ける等の方法によって周知させる（法106）
消防法	防火管理者選任届	8	4	1号の2	消防署長	使用開始前	防火責任者の選任
	防火対象物使用届	17の3の2	31の3	1号の2の3			仮設建物（寄宿舎等）

（新版）159 (1)工事開始時

法令	書類の名称	法規則条文 法	法規則条文 則	様式	提出先	提出期限	備　　考
安安衛衛法則	安全衛生責任者選任報告	16			特定元方事業者	遅滞なく	・統括安全衛生責任者の選任を要する事業場で、下請として仕事をする場合
	共同企業体代表者届	5	1	1	労働基準監督署長を経由して労働局長	仕事開始の14日前まで	・J.V.工事の場合、出資割合その他施工上の責任程度を考慮して、そのうち一人を代表者として選定
	総括安全衛生管理者、安全管理者選任報告	10 令2 11 令3	2 4	4	労働基準監督署長	選任事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく	・建設業で常時100人以上の労働者を使用するとき（総括安全衛生管理者） ・常時50人以上の労働者を使用するとき（安全管理者）
	衛生管理者、産業医選任報告	12 令4 13 令5	7 13	3	〃	選任事由が発生した日から14日以内に選任し、遅滞なく	・常時50人以上の労働者を使用するとき ・衛生管理者免許証の写、医師免許証の写を添付
	建築物等の解体等作業計画書	100 ①	石綿則5	1	〃	作業開始前	・石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の作業 ・耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業以外の吹付け石綿の除去作業
徴徴収収法則（労災関係）	労働保険　保険関係成立届（単独有期事業）	4の2	4	1 (乙)	〃	工事を開始した日から10日以内	労働基準監督署又は公共職業安定所に提出
	労働保険　保険関係成立届（一括有期事業）	4の2	4	1 (乙)	〃	工事を開始した日から10日以内	小工事を一括して成立させるとき
	労働保険　概算保険料申告書・納付書	15	24 27 28 38	6 (乙)	〃	—	保険関係成立の日から20日以内に納付（継続事業については様式６（甲）により50日以内）
	労働者災害補償保険代理人選任届		73	19	〃	—	1. 代理人を選任したとき 2. 遅延なく
	労働保険　概算保険料申告書・納付書	15	24 27 38	6 (甲)	〃	—	保険関係が成立した日から20日以内（継続事業については50日以内）
労建基設寄宿法程	寄宿舎設置（変更）届	96の2	5の2	任意	〃	工事着手14日前まで	・常時10人以上の労働者を就業させるとき（労基則50の2）
	寄宿舎規則（変更）届	95	2	任意	〃	速やかに	・寄宿労働者代表の同意書添付 ・他人の所有に係る寄宿舎を使用の場合は賃借契約の書類を添付・寄宿舎規則を寄宿舎に備え付ける等の方法によって周知させる（法106）
消防法	防火管理者選任届	8	4	1号の2	消防署長	使用開始前	防火責任者の選任
	防火対象物使用届	17の3の2	31の3	1号の2の3			仮設建物（寄宿舎等）

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
161	⑴工事開始時	（赤枠を修正）	160	⑴工事開始時	
161	⑵工事中	（赤枠を修正）	160	⑵工事中	
162	⑵工事中	（赤枠を修正）	161	⑵工事中	

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101

法令	書類の名称	法規関条文 法	則	様式	提出先	提出期限	備考
国有財産法	道路境界査定願	31			都道府県庁	建物位置確定の2～3ヵ月前	
道路法	道路占用許可申請書	32	4の3	5号	道路管理者	15日～30日前	
	自費工事願	24			道路管理者及び警察署	工事の30日前	ガードレール等の一時撤去、歩道防護
	沿道掘削願	44			道路管理者	30日前	
道路交通法	道路使用許可申請書	77	10～12		警察署	15日～30日前	使用範囲は 歩道がある場合、歩道幅の1/3以下1m以内 歩道がない場合、車道幅の1/8以下1m以内
振動規制法 騒音規制法	特定作業実施届	14			特定行政庁	作業の7日前	くい打ち、ブレーカー、HTB締め等
電気事業法	仮設電力 自家用電気使用申込書 電気設備設置届 保安規定変更届	70～74			電力会社 消防署 通産局	使用の30日前	自家用電気工作物（契約電力量500㎾以上）を設置し、又は変更しようとするとき

（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101

法令	書類の名称	法規関条文 法	則	様式	提出先	提出期限	備考
国有財産法	道路境界査定願	31			都道府県庁	建物位置確定の2～3ヵ月前	
道路法	道路占用許可申請書	32	4の3	5号	道路管理者	15日～30日前	
	自費工事施行承認申請	24			道路管理者及び警察署	工事の30日前	ガードレール等の一時撤去、歩道防護
	沿道掘削施行届	44			道路管理者	30日前	
道路交通法	道路使用許可申請書	77	10～12		警察署	15日～30日前	使用範囲は 歩道がある場合、歩道幅の1/3以下1m以内 歩道がない場合、車道幅の1/8以下1m以内
振動規制法 騒音規制法	特定建設作業実施届	14			市町村長	作業の7日前	くい打ち、ブレーカー、HTB締め等
電気事業法	仮設電力 自家用電気使用申込書 電気設備設置届 保安規定変更届	70～74			電力会社 消防署 通産局	使用の30日前	自家用電気工作物（契約電力量500㎾以上）を設置し、又は変更しようとするとき

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101

法令	書類の名称	法規関条文 法	則	様式	提出先	提出期限	備考
労基法	就業規則変更届	89 90			労働基準監督署長	速やかに	
安衛法	共同企業体代表者変更届	5 3項	1 3項	1	労働基準監督署長を経由して労働局長	遅滞なく	
	安全管理者選任報告	11	4	3※	労働基準監督署長	14日以内に選任し、遅滞なく	常時50人以上の労働者を使用するに至ったとき
	衛生管理者、産業医選任報告	12 13	7 13	3※	〃	〃	〃
	建設物、機械等設置・移転・変更届	88 2項	88	30	〃	変更の30日前まで	
	事故報告書	100	96	22	〃	遅滞なく	・事業場又はその附属建設物内で火災、爆発、倒壊等の事故が発生したとき ・事故の発生した事業場又は附属建設物を管理する事業者が作成し提出
	労働者死傷病報告	100	97	※23 24	〃	〃 休業4日未満のときは、4半期ごとに	・労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内並びに附属寄宿舎内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

（注）「様式」欄の※印はOCR（光学的文字・イメージ読取装置）で処理するもので、所定の用紙によることが必要。

（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101

法令	書類の名称	法規関条文 法	則	様式	提出先	提出期限	備考
労基法	就業規則（変更）届	89 90	49	任意	労働基準監督署長	速やかに	
安衛法	共同企業体代表者（変更）届	5 3項	1 3項	1	労働基準監督署を経由して労働局長	遅滞なく	
	安全管理者選任報告	11	4	3※	労働基準監督署長	14日以内に選任し、遅滞なく	常時50人以上の労働者を使用するに至ったとき
	衛生管理者、産業医選任報告	12 13	7 13	3※	〃	〃	〃
	建設物・機械等設置・移転・変更届	88 1項	85 86	30	〃	変更の30日前まで	
	事故報告書	100 1項	96	22	〃	遅滞なく	・事業場又はその附属建設物内で火災、爆発、倒壊等の事故が発生したとき ・事故の発生した事業場又は附属建設物を管理する事業者が作成し提出
	労働者死傷病報告	100 1項	97	※23 24	〃	〃 休業4日未満のときは、4半期ごとに	・労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内並びに附属寄宿舎内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したとき

（注）「様式」欄の※印はOCR（光学的文字・イメージ読取装置）で処理するもので、所定の用紙によることが必要。

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101

法令	書類の名称	法規関条文 法	則	様式	提出先	提出期限	備考
安衛則（クレーン等関係）	クレーン設置届	88 1項	5	2 3	労働基準監督署長	30日前まで	・つり上げ荷重3t以上（スタッカー式は1t以上）クレーンを設置しようとするとき
	クレーン／デリック／エレベーター／建設用リフト 落成検査申請書	88 3項	6 97 141 175	4	〃	あらかじめ	・設置工事が落成したとき ・荷重試験、安定度試験に必要な荷及び玉掛用具を準備し検査に立会う
	クレーン／移動式クレーン 設置報告書	100 1項	設置報告1 移動式クレーン61	9	〃	あらかじめ	(1)つり上げ荷重が0.5t以上3t未満（スタッカー式は0.5t以上1t未満）のクレーンを設置しようとするとき (2)つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーンを設置しようとするとき
	デリック設置届	88 1項	96	23 24	〃	30日前まで	・つり上げ荷重が2t以上のデリックを設置しようとするとき
	デリック設置報告書	100 1項	101	25	〃	あらかじめ	・つり上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリックを設置するとき
	エレベーター設置届	88 1項 2項	140 4項	26 27	〃	30日前まで	・搭載荷重が1t以上のエレベーターを設置しようとするとき
	エレベーター設置報告書	100 1項	145	29	〃	あらかじめ	・積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベーターを設置するとき
	建設用リフト設置届	88 1項	174	30 31	〃	30日前まで	・ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフトを設置しようとき
	ゴンドラ変更検査申請書	38 3項	29	13	〃	あらかじめ	・固定式ゴンドラを設置しようとき
	ゴンドラ設置届	88 1項	10	10	〃	〃	・可搬式ゴンドラを設置しようとするとき
	クレーン／デリック／移動式クレーン／エレベーター／建設用リフト 変更届	88 1項	44 129 85 163 197	12	〃	変更工事の30日前まで	・それぞれの機械ごとに、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするとき クレーン： 1. クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分 2. 原動機 3. ブレーキ 4. つり上げ機構 5. ワイヤロープ又はつりチェーン 6. フック、グラブバケット等のつり具 移動式クレーン： 1. ジブその他の構造部分 2. 原動機 3. ブレーキ 4. つり上げ機構 5. ワイヤロープ又はつりチェーン 6. フック、グラブバケット等のつり具 7. 台車

（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101

法令	書類の名称	法規関条文 法	則	様式	提出先	提出期限	備考
安衛法（クレーン等関係）	クレーン設置届	88 1項	5	2 3	労働基準監督署長	30日前まで	・つり上げ荷重3t以上（スタッカー式は1t以上）クレーンを設置しようとするとき
	クレーン／デリック／エレベーター／建設用リフト 申請 落成検査書	88 3項	6 97 141 175	4	〃	あらかじめ	・設置工事が落成したとき ・荷重試験、安定度試験に必要な荷及び玉掛用具を準備し検査に立会う
	クレーン／移動式クレーン 設置報告書	100 1項	設置報告1 移動式クレーン61	9	〃	あらかじめ	(1)つり上げ荷重が0.5t以上3t未満（スタッカー式は0.5t以上1t未満）のクレーンを設置しようとするとき (2)つり上げ荷重が3t以上の移動式クレーンを設置しようとするとき
	デリック設置届	88 1項	96	23 24	〃	30日前まで	・つり上げ荷重が2t以上のデリックを設置しようとするとき
	デリック設置報告書	100 1項	101	25	〃	あらかじめ	・つり上げ荷重が0.5t以上2t未満のデリックを設置するとき
	エレベーター設置届	88 1項	140 5項	26 27	〃	30日前まで	・搭載荷重が1t以上のエレベーターを設置しようとするとき
	エレベーター設置報告書	100 1項	145	29	〃	あらかじめ	・積載荷重が0.25t以上1t未満のエレベーターを設置するとき
	建設用リフト設置届	88 1項	174	30 31	〃	30日前まで	・ガイドレールの高さが18m以上の建設用リフトを設置しようとき
	ゴンドラ変更検査申請書	88 3項	28	12	〃	あらかじめ	・固定式ゴンドラを設置しようとき
	ゴンドラ設置届	88 1項	10 1項	10	〃	〃	・可搬式ゴンドラを設置しようとするとき
	クレーン／デリック／移動式クレーン／エレベーター／建設用リフト 変更届	88 1項	44 129 85 163 197	12	〃	変更工事の30日前まで	・それぞれの機械ごとに、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするとき クレーン： 1. クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分 2. 原動機 3. ブレーキ 4. つり上げ機構 5. ワイヤロープ又はつりチェーン 6. フック、グラブバケット等のつり具 移動式クレーン： 1. ジブその他の構造部分 2. 原動機 3. ブレーキ 4. つり上げ機構 5. ワイヤロープ又はつりチェーン 6. フック、グラブバケット等のつり具 7. 台車

（旧版） 第２版(令和 ４年１月21日) No.136101			（新版） 第３版(令和６年12月26日) No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
163	⑵工事中	（赤枠を修正）	162	⑵工事中	

法令	書類の名称	法規関条文 法	法規関条文 則	様式	提出先	提出期限	備　考
クレーン則・ゴンドラ則 安衛則	ゴンドラ変更届	88 1項	5	2 3	労働基準監督署長	30日前まで	ゴンドラ： 1. 作業床 2. アームその他の構造部分 3. 昇降装置 4. ブレーキ又は制御装置 5. ワイヤロープ 6. 固定装置
クレーン則・ゴンドラ則	クレーン デリック 移動式クレーン エレベーター 建設用リフト （申請書 変更検査）	38 3項	45 130 86 164 198	13	〃	あらかじめ	・それぞれの機械ごとに、部分を変更したものの検査を受けるとき
安衛法	クレーン・ゴンドラ事故報告書	100 1項	96	22	〃	遅滞なく	次の事故が発生したとき (1)クレーンの逸走、倒壊、落下又はジブの折損 (2)移動式クレーンの転倒、倒壊又はジブの折損 (3)デリックの倒壊又はブームの折損 (4)エレベーター又は建設用リフトの昇降路等の倒壊又は搬器の墜落 (5)簡易リフトの搬器の墜落 (6)クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又は簡易リフトのワイヤロープの切断 (7)クレーン、移動式クレーン又は簡易リフトのつりチェーンの切断 (8)ゴンドラの逸走、転倒、落下又はアームの折損、ワイヤロープの切断
	持込機械等使用届				特定元方事業者	持込み時	（一社）全国建設業協会統一様式による

法令	書類の名称	法規関条文 法	法規関条文 則	様式	提出先	提出期限	備　考
クレーン則・ゴンドラ則 安衛法	ゴンドラ変更届	88 1項	5 ゴ 28	12	労働基準監督署長	30日前まで	ゴンドラ： 1. 作業床 2. アームその他の構造部分 3. 昇降装置 4. ブレーキ又は制御装置 5. ワイヤロープ 6. 固定装置
クレーン則・ゴンドラ則	クレーン デリック 移動式クレーン エレベーター 建設用リフト （申請書 変更検査）	38 3項	45 130 86 164 198	13	〃	あらかじめ	・それぞれの機械ごとに、部分を変更したものの検査を受けるとき
安衛法	クレーン・ゴンドラ事故報告書	100 1項	96	22	〃	遅滞なく	次の事故が発生したとき (1)クレーンの逸走、倒壊、落下又はジブの折損 (2)移動式クレーンの転倒、倒壊又はジブの折損 (3)デリックの倒壊又はブームの折損 (4)エレベーター又は建設用リフトの昇降路等の倒壊又は搬器の墜落 (5)簡易リフトの搬器の墜落 (6)クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト又は簡易リフトのワイヤロープの切断 (7)クレーン、移動式クレーン又は簡易リフトのつりチェーンの切断 (8)ゴンドラの逸走、転倒、落下又はアームの折損、ワイヤロープの切断
	持込機械等使用届				特定元方事業者	持込み時	（一社）全国建設業協会統一様式による

164	⑷合図、信号等の設定一覧	（赤枠を修正、追加）	163	⑷合図、信号等の設定一覧	

合図の名称	該当項目	法規関条文
運転開始の合図	○機械の運転を開始する場合	安衛則 104
誘導の合図	車両系荷役運搬機械等の運転で誘導者を置いた場合	〃 151の8
	車両系建設機械等の運転で誘導者を置いた場合	〃 159
	○高所作業車で作業床以外の箇所で作業床を操作する場合	〃 194の20
	高所作業車を走行させる場合	〃 194の20 〃 194の21
運転の合図	○車両系建設機械（掘削用）を使用した一定条件下での荷のつり上げ作業の場合	〃 164
	○くい打（抜）機又はボーリングマシンを運転する場合	〃 189
	軌道装置を運転する場合	〃 220
	○コンクリートポンプ車の作業装置を操作する場合	〃 171の2
	○クレーンを運転する場合	クレーン則 25
	○天井クレーン等の点検等の作業時に運転する場合	〃 30の2
	○移動式クレーンを運転する場合	〃 71
	○デリックを運転する場合	〃 111
	○建設用リフトを運転する場合	〃 185
	○簡易リフトを運転する場合	〃 206
	○ゴンドラを操作する場合	ゴンドラ則 16
発破の合図	導火線発破作業の点火合図及び退避合図	安衛則 319
	電気発破作業の点火合図及び退避合図	〃 320
	コンクリート破砕器の点火の合図	〃 321-4
引倒し等の合図	高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に伴う引倒し等の作業	〃 517-16
信号、警報の装置、設備等	コンクリートポンプ車の作業装置の操作者とホースの先端部の保持者間（電話、電鈴等の装置）	〃 171の2
	軌道装置の状況に応じて（信号装置）	〃 207
	動力車（汽笛、警鈴等の設置）	〃 209
	掘り下げの深さが20mをこえる潜函等の内部と外部との連絡（電話、電鈴等の設置）	〃 377
	ずい道掘削が100mに達したとき（サイレン、非常ベル等警報設備）500mに達したとき（警報設備及び通話装置）	〃 389の9
	常時50人以上の就業する屋内作業場（非常ベル等の警報用の設備、サイレン等の警報用の器具）	〃 548
	通路と軌道の交わる場合（警報装置）	〃 550
	土石流危険河川で土石流が発生したとき（サイレン、非常ベル等の警報用の設備）	〃 575の14
	送気温度が異常に上昇した場合の自動警報装置	高圧則 7の2
	作業室及び気閘室と外部との連絡（通話装置）	〃 21

（注）○印は合図を指名すべき作業

合図の名称	該当項目	法規関条文
運転開始の合図	○機械の運転を開始する場合	安衛則 104
誘導の合図	車両系荷役運搬機械等の運転で誘導者を置いた場合	〃 151の8
	車両系建設機械等の運転で誘導者を置いた場合	〃 159
	平坦で堅固な場所において高所作業車を走行させる場合	〃 194の20
運転の合図	○車両系建設機械（掘削用）を使用した一定条件下での荷のつり上げ作業の場合	〃 164
	○くい打（抜）機又はボーリングマシンを運転する場合	〃 189
	○高所作業車で作業床以外の箇所で作業床を操作する場合	〃 194の12
	○軌道装置を運転する場合	〃 220
	○コンクリートポンプ車の作業装置を操作する場合	〃 171の2
	○クレーンを運転する場合	クレーン則 25
	○天井クレーン等の点検等の作業時に運転する場合	〃 30の2
	○移動式クレーンを運転する場合	〃 71
	○デリックを運転する場合	〃 111
	○建設用リフトを運転する場合	〃 185
	○簡易リフトを運転する場合	〃 206
	○ゴンドラを操作する場合	ゴンドラ則 16
発破の合図	導火線発破作業の点火合図及び退避合図	安衛則 319
	電気発破作業の点火合図及び退避合図	〃 320
	コンクリート破砕器の点火の合図	〃 321の4
引倒し等の合図	高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に伴う引倒し等の作業	〃 517の16
信号、警報の装置、設備等	コンクリートポンプ車の作業装置の操作者とホースの先端部の保持者間（電話、電鈴等の装置）	〃 171の2
	軌道装置の状況に応じて（信号装置）	〃 207
	動力車（汽笛、警鈴等の設置）	〃 209
	掘下げの深さが20mをこえる潜函等の内部と外部との連絡（電話、電鈴等の設置）	〃 377
	ずい道等の建設作業を行う場合、可燃性ガスの濃度の異常な上昇を知らせる自動警報装置	〃 382の3
	ずい道掘削が100mに達したとき（サイレン、非常ベル等警報設備）500mに達したとき（警報設備及び電話機等の通話装置）	〃 389の9
	常時50人以上の就業する屋内作業場（非常ベル等の警報用の設備、携帯用拡声器、手動式サイレン等の警報用の器具）	〃 548
	通路と軌道の交わる場合（警報装置）	〃 550
	土石流危険河川で土石流が発生したとき（サイレン、非常ベル等の警報用の設備）	〃 575の14
	送気温度が異常に上昇した場合の自動警報装置	高圧則 7の2
	作業室及び気こう室と外部との連絡（通話装置）	〃 21

（注）○印は合図を指名すべき作業

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
165	(5) 保護具の着用義務一覧	（赤枠を修正）	164	(5) 保護具の着用義務一覧	

保護具	作業の種類	法規則条文
保護帽	明り掘削の作業	安衛則 366
	採石作業	〃 412
	最大積載量が５ｔ以上の貨物自動車での荷の積卸し	〃 151の74
	最大積載量が５ｔ以上の不整地運搬車での荷の積卸し	〃 151の48
	ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ等の作業	〃 194の7
	床面から２ｍ以上のはいの上の作業	〃 435
	高さ５ｍ以上又は橋梁支間30ｍ以上の鋼橋の架設、解体又は変更の作業	〃 517の10
	高さ５ｍ以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	〃 517の19
	高さ５ｍ以上又は橋梁支間30ｍ以上のコンクリート橋の架設、解体又は変更の作業	〃 517の24
	高層建築場等で物体の飛来落下の危険のあるとき	〃 539
安全帯	高所作業車（作業床が接地面に対し垂直のみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）での作業	〃 194の22
	高さ２ｍ以上の高所作業で墜落の危険のあるとき	〃 518 〃 519 〃 520 〃 521
	つり足場、引出し足場又は高さが５ｍ上の足場の組立て、解体又は変更の作業で足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業	〃 564
	クレーン、移動式クレーンの搭乗設備に必要があって労働者を乗せる場合	クレーン則 27 〃 73
	ゴンドラの作業床での作業	ゴンドラ則 17
	酸素欠乏危険作業中において、酸素欠乏症等により転落のおそれがあるとき	酸欠則 6
作業帽又は作業服	動力による機械で作業	安衛則 110
保護眼鏡、保護手袋	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱	〃 312、313
適当な保護具	アーク溶接のアークその他強烈な光線による危険場所	〃 325
絶縁用保護具	高圧及び低圧活線（近接）作業	〃 341～343 〃 346～348
保護衣、保護眼鏡 呼吸用保護具等	有害業務 猛暑、寒冷な場所での作業、高熱、低温物体又は有害物の取扱い、有害な光線にさらされる作業、ガス、蒸気又は粉じんのでる作業、病原体の汚染のおそれの著しい作業	〃 593、597
不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等	皮膚に障害を与える物の取扱い	〃 594 〃 597
耳せん	強烈な騒音のでる場所での作業（リベット打ち等）	〃 595、597
空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク	酸素欠乏危険作業	酸欠則 5の2

保護具	作業の種類	法規則条文
保護帽	明り掘削の作業	安衛則 366
	採石作業	〃 412
	最大積載量が５ｔ以上の貨物自動車での荷の積卸し	〃 151の74
	最大積載量が５ｔ以上の不整地運搬車での荷の積卸し	〃 151の52
	ジャッキ式つり上げ機械を用いて荷のつり上げ、つり下げ等の作業	〃 194の7
	床面から２ｍ以上のはいの上の作業	〃 435
	高さ５ｍ以上又は橋梁支間30ｍ以上の鋼橋の架設、解体又は変更の作業	〃 517の10
	高さ５ｍ以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	〃 517の19
	高さ５ｍ以上又は橋梁支間30ｍ以上のコンクリート橋の架設、解体又は変更の作業	〃 517の24
	高層建築場等で物体の飛来落下の危険のある作業	〃 539
安全帯 （要求性能墜落制止用器具）	高所作業車（作業床が接地面に対し垂直にのみ上昇し又は下降する構造のものを除く。）での作業	〃 194の22
	高さ２ｍ以上の高所作業で墜落の危険があるとき	〃 518 〃 519 〃 520 〃 521
	つり足場、引出し足場又は高さが２ｍ上の足場の組立て、解体又は変更の作業で足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業	〃 564
	クレーン、移動式クレーンの搭乗設備に必要があって労働者を乗せる場合	クレーン則 27 〃 73
	ゴンドラの作業床での作業	ゴンドラ則 17
	酸素欠乏危険作業中において、酸素欠乏症等により転落するおそれがあるとき	酸欠則 6
作業帽又は作業服	動力により駆動される機械の作業	安衛則 110
保護眼鏡・保護手袋	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	〃 312、313
適当な保護具	アーク溶接のアークその他強烈な光線による危険場所	〃 325
絶縁用保護具	高圧及び低圧活線作業、低圧活線近接作業	〃 341～343 〃 346～348
保護衣、保護眼鏡 呼吸用保護具等	有害業務 暑熱、寒冷な場所での作業、高熱、低温物体又は有害物の取り扱い、有害な光線にさらされる作業、ガス、蒸気又は粉じんのでる作業、病原体の汚染のおそれの著しい作業	〃 593、 〃 597
不浸透性の保護衣、保護手袋、履物等	皮膚に障害を与える物の取り扱う作業	〃 594 〃 597
聴覚保護具（耳せん）	強烈な騒音のでる場所での作業（リベット打ち等）	〃 595、 〃 597
空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク	酸素欠乏危険作業	酸欠則 5の2

頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
166	(5) 保護具の着用義務一覧	（赤枠を修正）	165	(5) 保護具の着用義務一覧	

保護具	作業の種類	法規則条文
送気マスク又は防毒マスク	有機溶剤業務	有機則 32～34
呼吸用保護具	さく岩機による掘削作業、屋内又は坑内の鉱物積卸し作業等（粉じん則別表第３で17項目規定）	じん肺法 5 粉じん則 27
呼吸用保護具、保護衣等	特定化学物質等取扱い業務	特化則 43～45
保護帽、安全帯 保護眼鏡等 保護具の使用状況の監視 （作業主任者及び作業指揮者の職務）	型枠支保工の組立て又は解体の作業	安衛則 247
	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	〃 315 〃 316
	掘削面の高さ２ｍ以上となる地山の掘削作業	〃 360
	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし	〃 375
	ずい道等の掘削等作業	〃 383の3
	ずい道等の覆工作業	〃 383の5
	掘削面の高さ２ｍ以上となる採石のための掘削作業	〃 404
	貨物自動車等への重量物（100kg以上）の積卸し作業	〃 420
	はい作業（床面から２ｍ以上）	〃 429
	つり足場、張出し足場又は高さ５ｍ以上となる構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	〃 566
	建築物等の鉄骨の組立て等作業（高さ５ｍ以上）	〃 517の5
	鋼橋架設等作業（高さ５ｍ以上又は支間30ｍ以上）	〃 517の9
	木造建築物の組立て等作業（高さ５ｍ以上）	〃 517の13
	コンクリート造の工作物の解体等作業（高さ５ｍ以上）	〃 517の18
	コンクリート橋架設等作業（高さ５ｍ以上又は支間30ｍ以上）	〃 517の23
	クレーン、デリック、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔並びに建設用リフトの組立て又は解体の作業	クレーン則 33 118 153 191
	有機溶剤取扱い業務	有機則 19の2
	特定化学物質等取扱い業務	特化則 28
	酸素欠乏危険作業	酸欠則 11
	一の荷の重量が100kg以上のものを不整地運搬車に積込み作業、積卸し作業	安衛則151の48
呼吸用保護具、保護衣等 保護具の使用状況の監視 （保護眼鏡）	石綿等取扱い業務 （平成17年７月１日施行）	石綿則 14① 14② 20 44

保護具	作業の種類	法規則条文
送気マスク又は防毒マスク	有機溶剤業務	有機則 32～34
呼吸用保護具	さく岩機による掘削作業、屋内又は坑内の鉱物の積卸し、金属アーク溶接作業等（粉じん則　別表第3に定める作業）	じん肺法 5 粉じん則 27 特化則 38の21
呼吸用保護具、保護衣等	特定化学物質等取り扱い業務	特化則 43～45
保護帽、安全帯 保護眼鏡等 保護具の使用状況の監視 （作業主任者及び作業指揮者の職務）	型枠支保工の組立て又は解体の作業（安全帯等、保護帽）	安衛則 247
	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて金属の溶接、溶断又は加熱の作業（保護眼鏡、保護手袋）	〃 315 〃 316
	掘削面の高さ２ｍ以上となる地山の掘削作業（安全帯等、保護帽）	〃 360
	土止め支保工の切りばり，腹おこしの取付け又は取り外し（安全帯等、保護帽）	〃 375
	ずい道等の掘削等作業（安全帯等、保護帽、呼吸用保護具）	〃 383の3
	ずい道等の覆工作業（安全帯等、保護帽）	〃 383の5
	掘削面の高さ２ｍ以上となる採石のための掘削作業（安全帯等、保護帽）	〃 404
	貨物自動車等への重量物（100kg以上）の積卸し作業（作業指揮者）	〃 420
	はい作業（床面から２ｍ以上）（昇降設備、保護帽）	〃 429
	つり足場、張出し足場又は高さ５ｍ以上となる構造の足場の組立て、解体又は変更の作業（安全帯等、保護帽）	〃 566
	建築物等の鉄骨の組立て等作業（高さ５ｍ以上）（安全帯等、保護帽）	〃 517の5
	鋼橋架設等作業（高さ５ｍ以上又は支間30ｍ以上）（安全帯等、保護帽）	〃 517の9
	木造建築物の組立て等作業（高さ５ｍ以上）（安全帯等、保護帽）	〃 517の13
	コンクリート造の工作物の解体等作業（高さ５ｍ以上）（安全帯等、保護帽）	〃 517の18
	コンクリート橋架設等作業（高さ５ｍ以上又は支間30ｍ以上）（安全帯等、保護帽）	〃 517の23
	クレーン、デリック、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔並びに建設用リフトの組立て又は解体の作業（作業指揮者）（安全帯等、保護帽）	クレーン則 33 118 153 191
	有機溶剤取り扱い業務	有機則 19の2
	特定化学物質等取り扱い、金属アーク溶接等の業務	特化則 28、 28の2
	酸素欠乏危険作業	酸欠則 11
	一の荷の重量が100kg以上のものを不整地運搬車の積卸し作業（作業指揮者）	安衛則151の48
呼吸用保護具、保護衣等 保護具の使用状況の監視 （保護眼鏡）	石綿等を取り扱いの作業	石綿則 14 20 44

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
168	上から 2 行目	⑴　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を含む。）を卒業した者（職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による職業訓練大学校における長期課程（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 56 号）による改正前の職業訓練法による長期指導員訓練課程を含む。）の指導員訓練を修了した者を含む。）で、その後 1 年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあっては、衛生の実務）以下同じ。）に従事した経験を有するもの （下線部を修正）	167	上から 2 行目	⑴　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を含む。）を卒業した者（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、その後 1 年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあっては、衛生の実務）以下同じ。）に従事した経験を有するもの
168	上から 8 行目	⑵　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）を卒業した者で、その後 3 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの （下線部を修正）	167	上から 8 行目	⑵　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校を卒業した者（学校教育法施行規則（（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条に規定する者又これと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）で、その後 3 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
168	上から 11 行目	⑷　都道府県労働局長の指定を受けた者が実施した安全衛生推進者養成講習を修了したもの （下線部を修正）	167	上から 13 行目	⑷　都道府県労働局長の登録を受けた者が行う安全衛生推進者養成講習を修了したもの

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
168	下から 8 行目	⑯　職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 9 条に定める専門課程の養成訓練（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和 60 年労働省令第 23 号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 53 年法律第 40 号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第 9 条第 1 項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後 1 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの （下線部を修正）	167	下から 6 行目	⑯　職業能力開発促進法施行規則第 9 条に定める専門課程の養成訓練による改正前の職業訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第 1 の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第 9 条第 1 項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後 1 年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
169	上から 2 行目	⑱　農林水産省組織令（昭和 27 年政令第 389 号）第 209 条の水産大学校における正規の課程を修めて卒業した者で、その後 1 年安全衛生の実務に従事した経験を有するもの ⑲　自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）第 2 条の自動車整備士であって、同規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号の 1 種養成施設の課程を修了した者 ⑳　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 19 条に定める水道技術管理者の資格を得るための同法施行規則第 13 条第 3 号に定める厚生大臣が認定する講習を修了した者 （下線部を削除、修正）	168	上から 2 行目	⑱　自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）第 2 条の自動車整備士であって、同規則第 6 条の 2 第 1 項第 1 号の 1 種養成施設の課程を修了した者 ⑲　水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 19 条に定める水道技術管理者の資格を得るための同法施行規則第 13 条第 3 号に定める厚生大臣が認定する講習を修了した者
171		（ページを削除）			
172	上から 1 行目	（右記を追加）	169	上から 1 行目	9　労働災害事例

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
172	(1) 水道管埋設工事中、土砂崩壊により下半身が埋没する	（赤枠を修正） 災 害 事 例 災害発生日時　平成○○年９月10日　16時40分頃 災害発生場所　土木工事（水道管埋設工事）床盤ならし作業中 被災者性・年齢　男　46歳　職　種　土工　経験年数　18年 疾病・程度　左足大腿骨骨折、休業日数６ヶ月 ［災害発生状況］ (1) ８時30分　・マイクロバスで現場到着 ・下請の職長Ⓐの指揮で、作業の番割りが行われた。 ・部下の作業者Ⓑは、同僚ⒸⒹと３名で延長１kmの鋳鉄管布設工事のほぼ中間地点で幅３m、深さ４mに溝掘削された床盤の砂利ならし作業に従事した。 同現場の工程は、起点より１kmについて法面掘削～溝掘削～床盤ならし～管布設～埋戻し、と順次50m間隔で進められていた。 ・当日、床盤ならしをしていた箇所の法面掘削は20日前、溝は７日前に掘削されていた。 (2) 16時40分　・作業が終りかけたころ、山側の法面及び溝の部分が高さ約５m、幅10m（約40㎡）にわたり突然土砂崩壊した。 ⒸⒹは難を免れたが、Ⓑは逃げおくれて下半身が埋まった。 ・同僚が助けて病院に収容したが左足大腿骨骨折、休業６ヶ月の重傷を負った。 ・職長Ⓐは当日延長500mにわたる作業を指揮しており、事故の箇所は時々見回る程度で事故時に現場にいなかった。	169	(1) 水道管埋設工事中、土砂崩壊により下半身が埋没する	災 害 事 例 災害発生日時　令和○○年９月10日　16時40分頃 災害発生場所　土木工事（水道管埋設工事）床盤ならし作業中 被災者性・年齢　男　46歳　職　種　土工　経験年数　18年 疾病・程度　左足大腿骨骨折、休業日数６ヶ月 ［災害発生状況］ (1) ８時30分　・マイクロバスで作業所到着 ・下請の職長・安全衛生責任者Ⓐの指揮で、作業の番割りが行われた。 ・部下の作業者Ⓑは、同僚ⒸⒹと３名で延長１kmの鋳鉄管布設工事のほぼ中間地点で幅３m、深さ４mに溝掘削された床盤の砂利ならし作業に従事した。 同作業所の工程は、起点より１kmについて法面掘削～溝掘削～床盤ならし～管布設～埋戻し、と順次50m間隔で進められていた。 ・当日、床盤ならしをしていた箇所の法面掘削は20日前、溝は７日前に掘削されていた。 (2) 16時40分　・作業が終りかけたころ、山側の法面及び溝の部分が高さ約５m、幅10m（約40㎡）にわたり突然土砂崩壊した。 ⒸⒹは難を免れたが、Ⓑは逃げおくれて下半身が埋まった。 ・同僚が助けて病院に収容したが左足大腿骨骨折、休業６ヶ月の重傷を負った。 ・職長・安全衛生責任者Ⓐは当日延長500mにわたる作業を指揮しており、事故の箇所は時々見回る程度で事故時に作業所にいなかった。
173	(1) 水道管埋設工事中、土砂崩壊により下半身が埋没する	（赤枠を修正） ［補足説明］ (1) 職長Ⓐ　60歳　経験40年　地山の掘削及び土止め支保工作業主任者の有資格者。 被災者Ⓑ及びⒸⒹは地山の掘削作業主任等の資格はなく、監視人の配置及び作業開始前の地山の点検は行われていなかった。 (2) 地山を切土（掘削）した勾配は５分（約63度）で切土高さは４mであった。 (3) 地山は、土質が軟弱であり、切土後湧水がみられた。 (4) 溝は法面尻より50cmを犬走りとし、２分（約78度）の勾配で、深さは４mであった。 (5) 地山の事前調査ではボーリング等は行われず、探査のみであった。 また、土止め支保工等の措置は講じていなかった。 管理組織図 元請 ― 下請（掘削工事）― 職長Ⓐ ― 土工Ⓑ 土工Ⓒ 土工Ⓓ 元請 ― 下請（管埋入布設工事）― 〃 〃 〃 〃 ［災害現場見取図］ 地山　犬走り 50cm　1:0.5　崩壊部分　林道　78°　78°　4m　3m	170	(1) 水道管埋設工事中、土砂崩壊により下半身が埋没する	［補足説明］ (1) 職長・安全衛生責任者Ⓐ　60歳　経験40年　地山の掘削及び土止め支保工作業主任者の有資格者。 被災者Ⓑ及びⒸⒹは地山の掘削作業主任等の資格はなく、監視人の配置及び作業開始前の地山の点検は行われていなかった。 (2) 地山を切土（掘削）した勾配は５分（約63度）で切土高さは４mであった。 (3) 地山は、土質が軟弱であり、切土後湧水がみられた。 (4) 溝は法面尻より50cmを犬走りとし、２分（約78度）の勾配で、深さは４mであった。 (5) 地山の事前調査ではボーリング等は行われず、探査のみであった。 また、土止め支保工等の措置は講じていなかった。 管理組織図 元請 ― 協力会社（掘削工事）― 職長・安全衛生責任者Ⓐ ― 土工Ⓑ 土工Ⓒ 土工Ⓓ 元請 ― 協力会社（管埋入布設工事）― 〃 〃 〃 〃 ［災害現場の見取図］ 地山　犬走り 50cm　1:0.5　崩壊部分　林道　Ⓓ　Ⓒ　Ⓑ　78°　78°　4m　3m

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
174	⑵　乗入れ構台上で、移動式クレーンに挟まれる	（赤枠を修正） 災 害 事 例 災害発生日時　平成○○年２月23日　午前10時30分頃 災害発生場所　桟橋（乗り入れ構台）上で移動式クレーンに挟まれる 被災者性・年齢　男　65歳　職　種　型枠大工　経験年数　35年 症 病 ・ 程 度　内臓破裂、死亡 ［災害発生状況］ ⑴　８時　・職長Ⓐ、作業指揮者ⒷⒸ、作業員ⒹⒺⒻⒼは朝礼を行い、安全ミーティングを行った。 ⑵　８時30分　・職長Ⓐは、作業指揮者ⒷⒸにそれぞれ作業分担を指示した。 ・１班は作業指揮者Ⓑのもと、作業者ⒹⒺが地下階（深さ５ｍ）の型わく組立作業、２班は、作業指揮者Ⓒのもと、作業者ⒻⒼで同様の作業を開始した。 ⑶　10時20分　・休憩をしたのち被災者である作業者Ⓔは桟橋上で自分の持場に行く途中、他の作業者の仕事の進み具合いをみようとして、下部をのぞいているとき、クローラクレーンのオペレーター（リース会社）が鉄筋をつり、移動し、旋回しようとし、作業者Ⓔはクレーンのカウンターウエイトと桟橋の手すりに挟まれ内臓破裂で死亡した。	171	⑵　乗入れ構台上で、移動式クレーンに挟まれる	災 害 事 例 災害発生日時　令和○○年２月23日　午前10時20分頃 災害発生場所　桟橋（乗り入れ構台）上で移動式クレーンに挟まれる 被災者性・年齢　男　65歳　職　種　型枠大工　経験年数　35年 症 病 ・ 程 度　内臓破裂、死亡 ［災害発生状況］ ⑴　８時　・職長・安全衛生責任者Ⓐ、作業指揮者ⒷⒸ、作業者ⒹⒺⒻⒼは朝礼を行い、安全ミーティングを行った。 ⑵　８時30分　・職長・安全衛生責任者Ⓐは、作業指揮者ⒷⒸにそれぞれ作業分担を指示した。 ・１班は作業指揮者Ⓑのもと、作業者ⒹⒺが地下階（深さ５ｍ）の型わく組立作業、２班は、作業指揮者Ⓒのもと、作業者ⒻⒼで同様の作業を開始した。 ⑶　10時20分　・休憩をしたのち被災者である作業者Ⓔは桟橋上で自分の持場に行く途中、他の作業者の仕事の進み具合いをみようとして、下部をのぞいているとき、クローラクレーンのオペレーター（リース会社）が鉄筋をつり、移動し、旋回しようとし、作業者Ⓔはクレーンのカウンターウエイトと桟橋の手すりに挟まれ内臓破裂で死亡した。
175	⑵　乗入れ構台上で、移動式クレーンに挟まれる	（赤枠を修正） ［補足説明］（管理組織図を含む。） ①　立入禁止のバリケードを乗り越え危険区域に立入った。 ②　クレーン旋回時における作業について指示が行われている。（やむを得ずクレーン周辺を通る時は、オペレーターに声をかける等） ③　オペレーターから下部の作業状態がみえるため、合図者は桟橋上に配置されていなかった。 ④　事故当時、職長Ⓐは、現場事務所で元請と打合せ中であった。 ［組織としては］ 元請　リース会社　Ｈ社　移動式クレーン運転士　職長Ⓐ　（１班）作業指揮者Ⓑ　（２班）作業指揮者Ⓒ　作業者Ⓓ　作業者Ⓔ（被災者）　作業者Ⓕ　作業者Ⓖ ［災害現場見取図］ 作業構台　クローラクレーン　被災者　A型バリケード（立入禁止）　安全ロープ　7,000　6,000　通路幅 9,000　休憩所	172	⑵　乗入れ構台上で、移動式クレーンに挟まれる	［補足説明］（管理組織図を含む。） ①　立入禁止のバリケードを乗り越え危険区域に立入った。 ②　クレーン旋回時における作業について指示が行われている。（やむを得ずクレーン周辺を通る時は、オペレーターに声をかける等） ③　オペレーターから下部の作業状態がみえるため、合図者は桟橋上に配置されていなかった。 ④　事故当時、職長・安全衛生責任者Ⓐは、事務所で元請と打合せ中であった。 ［組織としては］ 元請　リース会社　Ｈ社　移動式クレーン運転士　職長・安全衛生責任者Ⓐ　（１班）作業指揮者Ⓑ　（２班）作業指揮者Ⓒ　作業者Ⓓ　作業者Ⓔ（被災者）　作業者Ⓕ　作業者Ⓖ ［災害現場の見取図］ 作業構台　クローラクレーン　被災者　A型バリケード（立入禁止）　安全ロープ　7,000　6,000　通路幅 9,000　休憩所

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
176	⑶　移動足場から墜落して頭部、胸部を打撲する	（赤枠を修正） 災害事例 災害発生日時　平成○年６月16日　13時30分 災害発生場所　塗装工事（ＲＣ２階階段室壁の塗り替え作業） 被災者性・年齢　男　35歳　職種　塗装工　経験年数　15年 症病・程度　頭部・胸部打撲　休業日数45日 (1)　８時　被災者Ⓐは同僚Ⓑと２名で現場に到着した。 (2)　８時15分　作業開始、既存部１階のペンキ塗り替え作業に従事し、午前中は終了した。 (3)　13時05分　階段室（１～２階部分の壁）の塗り替えを行うため、階段踊り場上に27mの架台（パイプウマ）と本設の手すりに足場板（２枚重ね）を渡し、中間をはしごで支持、同僚Ⓑがこれを押え安定を保ち、被災者Ⓐが足場に登り塗装作業を開始した。 (4)　13時30分　被災者Ⓐは足場上を左に移動しようとした時、バランスをくずし足を踏み外して墜落し、途中はしごを押えていた同僚Ⓑにあたり、被災者Ⓐは１階床まで転落、頭部、腰部を打撲し、休業約１ケ月半の重傷を負った。	173	⑶　移動足場から墜落して頭部、胸部を打撲する	災害事例 災害発生日時　令和○年６月16日　13時30分 災害発生場所　塗装工事（ＲＣ２階階段室壁の塗り替え作業） 被災者性・年齢　男　35歳　職種　塗装工　経験年数　15年 症病・程度　頭部・胸部打撲　休業日数45日 (1)　８時　被災者Ⓐは同僚Ⓑと２名で作業所に到着した。 (2)　８時15分　作業開始、既存部１階のペンキ塗り替え作業に従事し、午前中は終了した。 (3)　13時05分　階段室（１～２階部分の壁）の塗り替えを行うため、階段踊り場上に27mの架台（パイプウマ）と本設の手すりに足場板（２枚重ね）を渡し、中間をはしごで支持、同僚Ⓑがこれを押え安定を保ち、被災者Ⓐが足場に登り塗装作業を開始した。 (4)　13時30分　被災者Ⓐは足場上を左に移動しようとした時、バランスをくずし足を踏み外して墜落し、途中はしごを押えていた同僚Ⓑにあたり、被災者Ⓐは１階床まで転落、頭部、腰部を打撲し、休業約１ケ月半の重傷を負った。
177	⑶　移動足場から墜落して頭部、胸部を打撲する	（赤枠を修正） ［補足説明］（管理組織図を含む。） (1)　職長50歳　経験30年　職長教育は受けていた。 職長は、この日は他の現場に行き不在であった。 (2)　足場板は、幅24cm　厚さ2.8cm、長さ４mの合板製であった。 (3)　架台（パイプウマ）、足場板は支持物と結束しなかった。 (4)　両名とも保護帽は着用していたが、安全帯未着装であった。 (5)　当日は朝、会社で職長から２名に作業内容だけが指示されていたが足場の組立て方法は指示されていない。 (6)　現場では、安全ミーティングを行わず、また作業手順を決めていなかった。 (7)　階段室は、階段まわり、３面（天井を除く。）の塗り替えの予定であった。 ［組織図］ 社長（塗装店）――工事担当部長――職長――Ⓐ Ⓑ 当現場 Ⓒ Ⓓ 他現場 ［災害現場見取図］ 壁　壁　被災者作業位置　手すり　2F　1F　ハシゴを押える同僚に接触　足場　2,400　4,000　2,800　500　1,500　1,200　被災者墜落地点　（単位：mm）	174	⑶　移動足場から墜落して頭部、胸部を打撲する	［補足説明］（管理組織図を含む。） (1)　職長・安全衛生責任者50歳　経験30年　職長教育は受けていた。 職長・安全衛生責任者は、この日は他の作業所に行き不在であった。 (2)　足場板は、幅24cm　厚さ2.8cm、長さ４mの合板製であった。 (3)　架台（パイプウマ）、足場板は支持物と結束しなかった。 (4)　両名とも保護帽は着用していたが、安全帯未着装であった。 (5)　当日は朝、会社で職長・安全衛生責任者から２名に作業内容だけが指示されていたが足場の組立て方法は指示されていない。 (6)　作業所では、安全ミーティングを行わず、また作業手順を決めていなかった。 (7)　階段室は、階段まわり、３面（天井を除く。）の塗り替えの予定であった。 ［組織図］ 社長（塗装店）――工事担当部長――職長・安全衛生責任者――Ⓐ Ⓑ 当作業所 Ⓒ Ⓓ 他作業所 ［災害現場の見取図］ 壁　壁　被災者作業位置　手すり　2F　1F　ハシゴを押える同僚に接触　足場　2,400　4,000　2,800　500　1,500　1,200　被災者墜落地点　（単位：mm）

（旧版）第２版(令和４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
178	⑷　移動式クレーンで、鉄筋運搬中、玉掛けワイヤロープが切断、荷の下敷きになる	（赤枠を修正） 災 害 事 例 災害発生日時　平成○○年６月11日　10時30分 災害発生場所　土木工事（高架橋下部工事）鉄筋加工場付近 被災者性・年齢　男　35歳　職　種　鉄筋工　経験年数　10年 症 病 ・ 程 度　胸部挫傷、死亡 ［災害発生状況］ ⑴　８時　朝礼の後、下請Ｇ社の職長Ⓜは作業者のⒶⒷⒸⒹに対して当日の作業（鉄筋加工及び運搬）を指示し、自分が指揮して鉄筋加工場で作業を始めた。 ⑵　10時　加工する鉄筋がなくなったので、職長Ⓜは鉄筋置場（加工場から10m離れている）から加工場へ鉄筋を運ぶため作業者Ⓐに命じてクローラクレーン（つり上げ荷重　15ｔ）のオペレーターⒺを呼びにやったがⒶもⒺもすぐにはもどらなかった。 ⑶　10時10分　職長Ⓜは元請担当者から打合せのため現場事務所に来るように言われたので、作業者Ⓑに対し作業者ⒶとⒺが来たら鉄筋を運んでおくよう指示して、その場を離れた。 ⑷　10時15分　オペレーターⒺだけが来たので作業者Ⓑは作業者Ⓐの到着を待たず作業者Ⓒに手伝わせて、鉄筋約3.9トンを玉掛けし、オペレーターⒺにつり上げと水平移動（旋回）の合図をした。 ⑸　10時30分　オペレーターⒺは、２ｍの高さに吊りあげて旋回を始めたところ、作業者Ⓑがつり荷の下に入ったので、あわてて旋回を止めた時、玉掛けワイヤロープが切断し、Ⓑはその下敷きとなった。直ちに同僚が助け出して病院に運んだが、胸部挫傷で死亡した。	175	⑷　移動式クレーンで、鉄筋運搬中、玉掛けワイヤロープが切断、荷の下敷きになる	災 害 事 例 災害発生日時　令和○○年６月11日　10時30分 災害発生場所　土木工事（高架橋下部工事）鉄筋加工場付近 被災者性・年齢　男　35歳　職　種　鉄筋工　経験年数　10年 症 病 ・ 程 度　胸部挫傷、死亡 ［災害発生状況］ ⑴　８時　朝礼の後、協力会社Ｇ社の職長・安全衛生責任者Ⓜは作業者のⒶⒷⒸⒹに対して当日の作業（鉄筋加工及び運搬）を指示し、自分が指揮して鉄筋加工場で作業を始めた。 ⑵　10時　加工する鉄筋がなくなったので、職長・安全衛生責任者Ⓜは鉄筋置場（加工場から10m離れている）から加工場へ鉄筋を運ぶため作業者Ⓐに命じてクローラクレーン（つり上げ荷重　15ｔ）のオペレーターⒺを呼びにやったがⒶもⒺもすぐにはもどらなかった。 ⑶　10時10分　職長・安全衛生責任者Ⓜは元請担当者から打合せのため事務所に来るように言われたので、作業者Ⓑに対して作業者ⒶとⒺが来たら鉄筋を運んでおくよう指示して、その場を離れた。 ⑷　10時15分　オペレーターⒺだけが来たので作業者Ⓑは作業者Ⓐの到着を待たず作業者Ⓒに手伝わせて、鉄筋約3.9トンを玉掛けし、オペレーターⒺにつり上げと水平移動（旋回）の合図をした。 ⑸　10時30分　オペレーターⒺは、２ｍの高さに吊りあげて旋回を始めたところ、作業者Ⓑがつり荷の下に入ったので、あわてて旋回を止めた時、玉掛けワイヤロープが切断し、Ⓑはその下敷きとなった。直ちに同僚が助け出して病院に運んだが、胸部挫傷で死亡した。
179	⑷　移動式クレーンで、鉄筋運搬中、玉掛けワイヤロープが切断、荷の下敷きになる	（赤枠を修正） ［補足説明］（管理組織図を含む。） ① 職長Ⓜは職長教育を修了していた。 ② 吊った鉄筋φ25mm、115本長さ8.5m、重量3.890kg ③ 使用した玉掛けワイヤロープはφ14mm（切断荷重9.83ｔ）で始んど新品であった。 ④ 玉掛けは２本掛け（シャックル使用）でつり角度は30°であった。 ⑤ かいしゃく綱は使用しない。 ⑥ オペレーターⒺはリース業者より当日初めて派遣されて来たもので、移動式クレーン免許を取得して２カ月目である。 ⑦ 元請の作業所長の巡視は８時40分頃行われ、その際特に注意事項はなかった。 ⑧ 保護帽、安全帯は全員着用していた。 ［災害現場見取図］ 鉄筋加工場 作業者Ⓓ オペレーター 作業者Ⓒ 鉄筋置場 （作業者Ⓐは不在）	176	⑷　移動式クレーンで、鉄筋運搬中、玉掛けワイヤロープが切断、荷の下敷きになる	［補足説明］（管理組織図を含む。） ① 職長・安全衛生責任者Ⓜは職長・安全衛生責任者教育を修了していた。 ② 吊った鉄筋φ25mm、115本長さ8.5m、重量3.890kg ③ 使用した玉掛けワイヤロープはφ14mm（切断荷重9.83ｔ）で始んど新品であった。 ④ 玉掛けは２本掛け（シャックル使用）でつり角度は30°であった。 ⑤ かいしゃく綱は使用しない。 ⑥ オペレーターⒺはリース業者より当日初めて派遣されて来たもので、移動式クレーン免許を取得して２カ月目である。 ⑦ 元請の作業所長の巡視は８時40分頃行われ、その際特に注意事項はなかった。 ⑧ 保護帽、安全帯は全員着用していた。 ［災害現場の見取図］ 鉄筋加工場 作業者Ⓓ オペレーター 作業者Ⓒ 鉄筋置場 （作業者Ⓐは不在）

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
180	⑸　浴室の塗装作業中、有機溶剤中毒で倒れる	（赤枠を修正） 災 害 事 例 **災害発生日時**　平成○○年８月７日　午後３時半頃 **災害発生場所**　塗装工事の浴室内 **被災者性・年齢**　男　Ⓐ　40歳　**職　種**　塗装工　**経験年数**　15年 Ⓑ　45歳　職　長　25年 **症 病 ・ 程 度**　Ⓐ、Ⓑ入院４日間（休業７日間）有機溶剤中毒 ［災害発生状況］ ⑴　８時頃　災害発生当日は、作業開始より２日目で、甲塗装会社の作業者Ⓐと作業指揮者ⒷがＹ邸に到着した。 ⑵　午前中　前日に行った建物外廻りの塗布のチェックとビニール覆いの取りはずし作業を行った。 ⑶　13時　浴室内の塗布作業にとりかかった。浴室内の窓にビニールを取り付ける等の準備を行った。 ⑷　13時30分頃　①　吹付けスプレーガンを使用して塗布作業を開始した。 ②　吹付けスプレーガンを使用する作業者Ⓐは、有機ガス用防毒マスクを着用していた。 ③　浴室内には、１分間あたり45㎥の換気能力を有するポータブルファンを設置し、戸外に排気するとともに、窓を覆うように取り付けたビニールにも穴をあけ開口部を設けていた。 ④　作業者Ⓐは、有機ガス用防毒マスクを着用していたにもかかわらず、有機溶剤の臭気が著しかったので、時々戸外に出て、深呼吸を行いながら作業を続行した。 ⑸　15時30分頃　①　浴室内の塗装が終了した直後に、作業者Ⓐは、意識を失って浴室内に倒れてしまった。 ②　浴室の外で作業を行っていた作業指揮者Ⓑは、作業者Ⓐの倒れる音を聞きつけ、救助に入ったが、保護具を着用していなかったこともあり、作業者Ⓐと同じように意識を失って倒れてしまった。 ③異常に気づいたＹ邸の家人の通報により、作業者Ⓐ、作業指揮者Ⓑは、救急隊により救出されたが、急性有機溶剤中毒で入院した。	177	⑸　浴室の塗装作業中、有機溶剤中毒で倒れる	災 害 事 例 **災害発生日時**　令和○○年８月７日　午後３時半頃 **災害発生場所**　塗装工事の浴室内 **被災者性・年齢**　男　Ⓐ　40歳　**職　種**　塗装工　**経験年数**　15年 Ⓑ　45歳　職　長　25年 **症 病 ・ 程 度**　Ⓐ、Ⓑ入院４日間（休業７日間）有機溶剤中毒 ［災害発生状況］ ⑴　８時頃　災害発生当日は、作業開始より２日目で、甲塗装会社の作業者Ⓐと作業指揮者ⒷがＹ邸に到着した。 ⑵　午前中　前日に行った建物外廻りの塗布のチェックとビニール覆いの取りはずし作業を行った。 ⑶　13時　浴室内の塗布作業にとりかかった。浴室内の窓にビニールを取り付ける等の準備を行った。 ⑷　13時30分頃　①　吹付けスプレーガンを使用して塗布作業を開始した。 ②　吹付けスプレーガンを使用する作業者Ⓐは、有機ガス用防毒マスクを着用していた。 ③　浴室内には、１分間あたり45㎥の換気能力を有するポータブルファンを設置し、戸外に排気するとともに、窓を覆うように取り付けたビニールにも穴をあけ開口部を設けていた。 ④　作業者Ⓐは、有機ガス用防毒マスクを着用していたにもかかわらず、有機溶剤の臭気が著しかったので、時々戸外に出て、深呼吸を行いながら作業を続行した。 ⑸　15時30分頃　①　浴室内の塗装が終了した直後に、作業者Ⓐは、意識を失って浴室内に倒れてしまった。 ②　浴室の外で作業を行っていた作業指揮者Ⓑは、作業者Ⓐの倒れる音を聞きつけ、救助に入ったが、保護具を着用していなかったこともあり、作業者Ⓐと同じように意識を失って倒れてしまった。 ③異常に気づいたＹ邸の家人の通報により、作業者Ⓐ、作業指揮者Ⓑは、救急隊により救出されたが、急性有機溶剤中毒で入院した。
181	⑸　浴室の塗装作業中、有機溶剤中毒で倒れる	（赤枠を修正） ［補足説明］（管理組織図を含む。） ⑴　甲塗装会社は、建築塗装業を営む会社であるが、元請会社を通してＹ邸の吹付塗装工事を請負った。工期は２日で、建物外廻りの塗装及び浴室内の塗装であった。 ⑵　塗装に使用していた有機溶剤は２種類でその成分と含有量は、次のとおりであり、使用量はそれぞれ８ℓであった。 №１．トルエン　10～20% イソプロピルアルコール　５～10% キシレン　５～10% №２．トルエン　20～30% キシレン　50～60% ⑶　窓の外には隣家が接近し、浴室に設置されている換気口もビニールで覆っていた。 ⑷　Ⓑは職長教育は受けていたが有機溶剤作業主任者の資格はなかった。 元 請 甲 社　塗装会社 職長 作業指揮者Ⓑ 作業者Ⓐ ［災害現場見取図］ 換気口　塗装面（作業面）　3.4m　窓　窓　浴槽　2.3m　引戸　Ⓐ　Ⓑ　4.2m　排気ファン　風窓	178	⑸　浴室の塗装作業中、有機溶剤中毒で倒れる	［補足説明］（管理組織図を含む。） ⑴　甲塗装会社は、建築塗装業を営む会社であるが、元請会社を通してＹ邸の吹付塗装工事を請負った。工期は２日で、建物外廻りの塗装及び浴室内の塗装であった。 ⑵　塗装に使用していた有機溶剤は２種類でその成分と含有量は、次のとおりであり、使用量はそれぞれ８ℓであった。 №１．トルエン　10～20% イソプロピルアルコール　５～10% キシレン　５～10% №２．トルエン　20～30% キシレン　50～60% ⑶　窓の外には隣家が接近し、浴室に設置されている換気口もビニールで覆っていた。 ⑷　Ⓑは職長教育は受けていたが有機溶剤作業主任者の資格はなかった。 元 請 甲 社　塗装会社 職長 作業指揮者Ⓑ 作業者Ⓐ ［災害現場の見取図］ 換気口　塗装面（作業面）　3.4m　窓　窓　浴槽　2.3m　引戸　Ⓐ　Ⓑ　4.2m　排気ファン　風窓

（旧版）第２版(令和 ４年１月21日）No.136101			（新版）第３版(令和６年12月26日）No.136101		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
182	⑹　宅地造成地の集水桝（暗きょ）に入り、酸素欠乏で倒れる	（赤枠を修正） 災 害 事 例 災害発生日時　○○年６月９日　午前９時半頃 災害発生場所　宅地造成地排水管（暗きょ）内 被災者性・年齢　男　Ⓐ 45歳　職 種　職 長　経験年数　25年 Ⓑ 51歳　土 工　20年 Ⓒ 40歳　土 工　10年 症 病 ・ 程 度　Ⓐ、Ⓒ 死亡　Ⓑ 休業１日間　酸素欠乏症 ［災害発生状況］ (1)　８時30分　① 郊外の宅地造成地で被災者たち５名は、前日からの大雨のため通常の作業を中止して、既造成地保護のための水切作業、現場の見回りなどを行っていた。 ② その際集中桝上部で水があふれているのを発見し、立管又はヒューム管に土砂が入って水の流れが悪くなっているだろうと判断した。 ③ そこで、配水管内部を点検するために、被災者３名は懐中電灯を持って1,000mmヒューム管排水口から集中桝（排水口から4.5mの位置にある）方向へ向ってⒶ、Ⓑ、Ⓒの順に入っていった。 (2)　９時30分　① 排水口から15～20m入ったところで、Ⓒは急に目まいがしたため他の２名に「おかしいから帰ろう」と声をかけたが、あとは意識不明になって倒れてしまった。 ② 排水管の外で作業をしていた２名の連絡により、消防署員が３名を救出したが、すでにⒶとⒸは死亡しており、Ⓑだけが意識を取り戻した。	179	⑹　宅地造成地の集水桝（暗きょ）に入り、酸素欠乏で倒れる	災 害 事 例 災害発生日時　○○年６月９日　午前９時半頃 災害発生場所　宅地造成地排水管（暗きょ）内 被災者性・年齢　男　Ⓐ 45歳　職 種　職 長　経験年数　25年 Ⓑ 51歳　土 工　20年 Ⓒ 40歳　土 工　10年 症 病 ・ 程 度　Ⓐ、Ⓒ 死亡　Ⓑ 休業１日間　酸素欠乏症 ［災害発生状況］ (1)　８時30分　① 郊外の宅地造成地で被災者たち５名は、前日からの大雨のため通常の作業を中止して、既造成地保護のための水切作業、現場の見回りなどを行っていた。 ② その際集中桝上部で水があふれているのを発見し、立管又はヒューム管に土砂が入って水の流れが悪くなっているだろうと判断した。 ③ そこで、排水管内部を点検するために、被災者３名は懐中電灯を持って1,000mmヒューム管排水口から集中桝（排水口から4.5mの位置にある）方向へ向ってⒶ、Ⓑ、Ⓒの順に入っていった。 (2)　９時30分　① 排水口から15～20m入ったところで、Ⓒは急に目まいがしたため他の２名に「おかしいから帰ろう」と声をかけたが、あとは意識不明になって倒れてしまった。 ② 排水管の外で作業をしていた２名の連絡により、消防署員が３名を救出したが、すでにⒶとⒸは死亡しており、Ⓑだけが意識を取り戻した。
183	⑹　宅地造成地の集水桝（暗きょ）に入り、酸素欠乏で倒れる	（赤枠を修正） ［補足説明］（管理組織図を含む。） ① 現場の地層は、第１鉄化合物の含有量の多い砂れき層で、このなかを通過した地表水は第１鉄イオンを含み、溶存酸素はほとんどない。 測定結果　排水口からおよそ15mの箇所 酸　素　10.0% 炭酸ガス　7.8% 窒　素　80.2% ② 職長Ⓐは職長教育は受けていたが、酸素欠乏等作業主任者の資格はもっていなかった。 元 請 N 社 職長Ⓐ 作業者 作業者 ［災害現場見取図］ 被災者が入った排水管吐出口（ヒューム管径1,000mm）	180	⑹　宅地造成地の集水桝（暗きょ）に入り、酸素欠乏で倒れる	［補足説明］（管理組織図を含む。） ① 作業所の地層は、第１鉄化合物の含有量の多い砂れき層で、このなかを通過した地表水は第１鉄イオンを含み、溶存酸素はほとんどない。 測定結果　排水口からおよそ15mの箇所 酸　素　10.0% 炭酸ガス　7.8% 窒　素　80.2% ② 職長・安全衛生責任者Ⓐは教育は受けていたが、酸素欠乏等作業主任者の資格はもっていなかった。 元 請 N 社 職長・安全衛生責任者Ⓐ 作業者 作業者 ［災害現場の見取図］ 被災者が入った排水管吐出口（ヒューム管径1,000mm）